

令和4年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の防災に関する事業

(災害予防・災害応急対策・災害復旧)」

概要版

令和5年3月10日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 尾藤 望

目 次

序章 監査総論	9
第1 包括外部監査の概要	9
1 選定した特定の事件	9
2 監査対象期間	9
3 事件を選定した理由	9
4 包括外部監査の方法	10
5 主な監査の視点	10
6 包括外部監査の期間	10
7 包括外部監査人及び補助者	10
8 利害関係	11
第2 報告書の構成	11
第3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲）	11
第1章 岐阜県の防災事業の概要	12
第1 本章の概要	12
第2 岐阜県の防災事業	12
1 「防災」について	12
2 岐阜県が行うべき防災事業（岐阜県地域防災計画）	12
3 他の防災関連計画	13
第3 岐阜県の防災予算	13
1 防災予算の把握	13
2 防災予算の把握の方法	13
3 防災予算把握の必要性・規範	14
4 防災予算の総体の把握	15
第4 防災事業の評価の視点	15
1 防災事業の範囲	15
2 現実の実務に沿った監査	16
3 対象事業の抽出	16
4 専門家による評価について	17
5 本監査における評価方法	17
第2章 危機管理部	18
第1 危機管理部の概要	18
第2 危機管理政策課	18
1 危機管理政策課の概要	18
2 監査の重点及び監査手続	18

3	防災計画上の位置づけ	18
4	所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	18
5	他部局・他機関との関係に関する業務	19
6	原子力防災ネットワークシステム	19
7	岐阜県防災情報通信システム	19
8	防災訓練	19
第3	防災課	20
1	防災課の概要	20
2	監査の重点及び監査手続	20
3	防災計画上の位置づけ	20
4	計画（岐阜県災害時広域受援計画等）	20
5	各種連携について	20
6	システムに関する業務	21
7	補助金に関する業務	21
8	人材育成等	21
9	デジタル版災害・避難カードに関する業務	21
10	災害対策本部	22
11	災害救助費	22
12	災害検証	22
第4	消防課	23
1	消防課の概要	23
2	監査の重点及び監査手続	23
3	所管業務に関する計画	23
4	消防の連携・協力	23
5	操法大会	23
6	補助金	23
7	消防団員の確保	24
8	救急振興財団費	24
9	公共の安全の確保	24
第5	岐阜県防災交流センター	25
1	施設の概要	25
2	監査の重点及び監査手続	25
3	公の施設の設置目的に即した施設の運営	25
4	施設（会議室）の利用	25
5	施設の管理	26
6	目的外使用許可	26
7	物品の管理	26
8	契約関係	26

第6	清流の国ぎふ防災・減災センター	27
1	清流の国ぎふ防災・減災センターの概要	27
2	監査の重点及び監査手続	27
3	計画・実施状況	27
4	負担金	27
5	物品の所有関係	27
6	調査研究	28
7	事業実績の記録化	28
8	ウェブサイト	28
9	「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」	28
10	県立学校の危機管理マニュアルの見直し	28
11	ウェブサイトにおける動画等の紹介	28
第7	防災航空センター	29
1	防災航空センターの概要	29
2	監査の重点及び監査手続	29
3	防災計画上の位置づけ	29
4	防災ヘリコプターの概要	29
5	アクションプラン	30
6	長期的な人事計画	30
7	備品管理台帳	30
8	不用品の処分	30
第8	岐阜県広域防災センター	31
1	概要	31
2	監査の重点及び監査手続	31
3	防災計画上の位置づけ	31
4	施設の運営	31
5	地震体験車	32
6	防災備蓄館	32
第9	消防学校	33
1	消防学校の概要	33
2	監査の重点及び監査手続	33
3	施設の利用計画等	33
4	施設管理	34
5	物品管理	34
6	情報管理	34
7	金銭管理	34
8	契約関係	34
第3章	県土整備に関する県庁担当課	35

第1	県土整備部概要	35
第2	道路建設課	35
1	道路建設課の概要	35
2	監査の重点及び監査手続	35
3	防災に関連する計画及び進捗状況	35
4	土木事務所との関わり	36
5	主要な道路建設に関する工事	36
第3	道路維持課	37
1	道路維持課の概要	37
2	監査の重点及び監査手続	37
3	道路維持等に関する計画	37
4	道路維持管理の方法	37
5	橋梁維持管理の方法	38
6	関係団体等	38
第4	河川課	39
1	河川課の概要	39
2	監査の重点及び監査手続	39
3	所管業務に関する計画	39
4	整備率	39
5	内ヶ谷ダム	39
6	岐阜県の川の防災情報	39
7	河川管理パトロールの結果把握、対策	40
8	水防倉庫	40
第5	砂防課	41
1	砂防課の概要	41
2	監査の重点及び監査手続	41
3	所管業務に関する計画	41
4	災害復旧事業における砂防課の役割	42
5	砂防法関連不適正事案への対処	42
第6	農林事務所に関する防災事業	43
1	森林保全課の防災事業	43
2	農地整備課の防災事業	44
第4章	各地の防災体制	46
第1	岐阜県庁・総合庁舎の概要	46
1	岐阜県庁・各地総合庁舎の概要	46
2	各地総合庁舎の発災時の機能	46
3	本庁と各総合庁舎等の位置関係	46
第2	各地の土木事務所の概要	48

1	道路管理	48
2	橋梁管理	48
3	河川管理	48
4	砂防管理	48
第3	各地の農林事務所の概要	48
1	治山施設の管理	48
第4	岐阜県庁	49
1	新県庁舎の概要	49
2	監査の重点及び監査手続	49
3	防災機能	49
4	新県庁舎の防災設備に関する予算	49
5	災害対策本部	49
6	災害備蓄品倉庫	49
第5	岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	50
1	管内の状況	50
2	防災事業に伴う予算	50
3	監査の重点及び監査手続	50
4	岐阜支部の機能	50
5	岐阜土木事務所	50
6	岐阜農林事務所	52
第6	西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	53
1	管内の状況	53
2	防災事業に伴う予算	53
3	監査の重点及び監査手続	53
4	西濃総合庁舎	53
5	大垣土木事務所	54
6	西濃農林事務所	55
第7	揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	56
1	管内の状況	56
2	防災事業に伴う予算	56
3	監査の重点及び監査手続	56
4	揖斐総合庁舎	56
5	揖斐土木事務所	56
6	揖斐農林事務所	57
第8	中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	58
1	管内の状況	58
2	防災事業に伴う支出	58
3	監査の重点及び監査手続	58

4	岐阜県中濃総合庁舎	58
5	美濃土木事務所	59
6	中濃農林事務所	59
第9	郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	60
1	管内の状況	60
2	防災事業に伴う支出	60
3	監査の重点及び監査手続	60
4	岐阜県郡上総合庁舎	60
5	郡上土木事務所	60
6	郡上農林事務所	61
第10	可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	62
1	管内の状況	62
2	防災事業に伴う支出	62
3	監査の重点及び監査手続	62
4	可茂総合庁舎	62
5	可茂土木事務所	63
6	可茂農林事務所	63
第11	東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	64
1	管内の状況	64
2	防災事業に伴う支出	64
3	監査の重点及び監査手続	64
4	東濃西部総合庁舎	64
5	多治見土木事務所	64
6	東濃農林事務所	65
第12	恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	66
1	管内の状況	66
2	防災事業に伴う支出	66
3	監査の重点及び監査手続	66
4	恵那総合庁舎	66
5	恵那土木事務所	66
6	恵那農林事務所	67
第13	下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	68
1	管内の状況	68
2	防災事業に伴う支出	68
3	監査の重点及び監査手続	68
4	下呂総合庁舎	68
5	下呂土木事務所	68
6	下呂農林事務所	69

第 14	飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	70
1	管内の状況	70
2	防災事業に伴う支出	70
3	監査の重点及び監査手続	70
4	飛騨総合庁舎	70
5	高山土木事務所	71
6	古川土木事務所	72
7	飛騨農林事務所	73
第 5 章	その他の防災関連事業	74
第 1	他部局の防災事業の検討	74
第 2	清流の国推進部の事業	76
1	「要配慮者支援の推進」に関する事業の概要	76
2	「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組	76
第 3	健康福祉部の事業	77
1	「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業	77
2	「福祉避難所の充実強化」に関する事業	78
3	「友愛訪問活動の推進」に関する事業	78
4	「見守りネットワーク活動の推進」に関する事業	78
5	「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業	79
6	「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業	79
第 4	教育委員会の事業	80
1	「防災教育の推進」に関する事業の概要	80
2	学校安全支援事業	80
3	学校防災体制支援事業	80
4	学校防災強靱化推進事業	81
5	「命を守る」防災教育推進事業	81
第 5	総務部の事業	82
1	「防災・減災データの提供推進」に関する事業の概要	82
2	リアルタイムデータ提供基盤整備事業	82
終章	課題と提言	83
第 1	現状の課題	83
第 2	提言	83
1	岐阜県として防災の事業について整理を行うこと	83
2	定期的に計画の実効性に関して見直しを行うこと	83
3	長期的な課題を残すことなく、対策を検討すること	83
4	監査に対する協力義務	84

第3 最後に.....	84
指摘及び意見の一覧.....	85
参考報告一覧.....	101

序章 監査総論

第1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件

岐阜県の防災に関する事業（災害予防・災害応急対策・災害復旧）

2 監査対象期間

原則として、令和3年度。ただし、必要に応じて他年度。

3 事件を選定した理由

以下の4点が事件選定の主な理由である。

(1) 岐阜県は、39市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域として指定され、大規模災害に対する備えが必要とされ、近年、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨と、異常気象による豪雨災害が、岐阜県内では繰り返し発生していることから、災害への備えとしての災害予防事業のみならず、災害発生時の応急対策事業や災害復旧事業に取り組むべき状況が生じている。

(2) 岐阜県における過去の監査テーマを確認したところ、平成23年に「基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について」として基盤整備に関する監査は行われているが、防災事業そのものに関しては監査テーマとして取りあげてはならず、防災に関わる危機管理部の事業については、包括外部監査が始まった平成11年からの23年間の中で一度も取りあげられていない。

岐阜県においては、今後南海トラフ地震の被害が想定されるだけでなく、豪雨災害による大きな被害が繰り返し生じる可能性があることからしても、今後の適切な防災や被災に伴う復旧・復興事業等が適切に行われる必要があり、監査の必要性が高い分野と考えた。

(3) 防災に関する監査については、他の地方自治体における状況を確認したところ、全国的に多くの自治体が監査テーマとして取りあげており、岐阜県内では、岐阜市の平成30年度の包括外部監査が存在し、近隣の県を確認しても、愛知県は、平成29年度、静岡県でも、平成29年度に防災をテーマとした監査が行われ、三重県では、平成25年度と令和3年度に防災を中心とした監査が行われ、各地で防災に着目した監査が行われていることから、岐阜県においても防災をテーマとした監査を行うことが必要と考えた。

(4) 防災に関する事業としては、主には地域防災計画等により防災に関する計画等を担う危機管理部の事業と県内の災害に備えた基盤整備を行う県土整備部の事業が、挙げられる。

危機管理部全体の年間予算は、毎年約30億円規模であり、県土整備部においては、毎年の予算概要から読み取れる防災に関する事業のみに着目しても約500億円規模の事業であり、予算からして防災は大きな金額となっている。

特に令和2年度の災害復旧事業の県工事の査定決定額は合計140億円、令和3年度の災害復旧事業の県工事の査定決定額は合計127億円を超えており、その復旧事業の金額も非常に大きな金額を必要としており、監査を行う意義は大きいと判断した。

4 包括外部監査の方法

(1) 外部監査の対象部署等

- 1 危機管理部：危機管理政策課、防災課、消防課、消防学校
- 2 県土整備部：道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課、全土木事務所
- 3 農政部：農地整備課、全農林事務所
- 4 林政部：森林保全課、全農林事務所
- 5 総務部：財政課、全県事務所、県庁舎建設課、デジタル戦略推進課（令和3年度中）
- 6 清流の国推進部：外国人活躍・共生社会推進課
- 7 健康福祉部：医療福祉連携推進課、健康福祉政策課、高齢福祉課、地域福祉課、障害福祉課
- 8 教育委員会：学校安全課、学校支援課

(2) 監査手続の概要

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

- ・危機管理部所属の課及び現地機関に対する予備調査
- ・道路維持課、砂防課に対する予備調査
- ・防災関連担当課等に対する調査
- ・アンケート調査の実施
- ・アンケート調査を踏まえた往査（現地ヒアリング。関係人調査を含む。）
- ・学識経験者3名（防災全般・防災行政・水害）に対する関係人調査
- ・過去の包括外部監査における措置状況の検証

5 主な監査の視点

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

- ・適法性：事務執行が、適法になされているか
- ・有効性：事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか
- ・経済性：事務執行が、より少ない費用で実施できないか
- ・効率性：事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか
- ・公平性：事務執行（防災施設の利用等）において、公平な取扱をしているか。
- ・透明性：事務執行（検証過程や事業の情報等）について、具体的に説明しているか。

6 包括外部監査の期間

令和4年4月1日～令和5年3月10日

7 包括外部監査人及び補助者

外部監査人	弁護士	尾 藤	望
補助者	弁護士	鈴 木	友 美
補助者	弁護士	渡 辺	俊 介
補助者	弁護士	渡 部	智 也
補助者	弁護士	黒 宮	崇 宏
補助者	弁護士	田 中	敦
補助者	弁護士	高 橋	博 志

補助者	弁護士	安	田	和	広
補助者	公認会計士	井	上		学
補助者	公認会計士	川	合	浩	介
補助者	公認会計士	木	村	太	哉
補助者	税理士	米	津	覚	登
補助者	税理士	高	井	真	司

8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 報告書の構成

序章から始まり、第 1 章から第 5 章、終章までの 7 章構成である。

第 1 章では、防災予算の把握の問題と岐阜県の防災事業の概要について報告する。

第 2 章は、危機管理部の報告である。危機管理部及び危機管理部が所管する現地施設について、防災に関する事業概要のほか、担当する各種計画や往査結果を踏まえた報告をする。

第 3 章は、県土整備に関する県庁担当課の報告である。第 3 章では、各担当課に対し第 4 章で確認されている事実関係を前提に全庁的な対応等を確認すると共に、防災に関する事業の内容や各種計画について報告をする。

第 4 章では、各地の防災に関わる取組を確認する為、各地の総合庁舎・土木事務所・農林事務所の活動を中心に報告する。アンケート調査票に基づいて確認した結果を基に、それぞれの活動が適切に行われているかについて報告する。

第 5 章では、他課の防災事業を確認する為、岐阜県強靱化計画アクションプランを参考に、水害対策に関わる他課が主体となっている事業について、書面監査とヒアリングを行った内容を報告する。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

第 3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲）

監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の 3 E 監査の観点から問題があると考えられる事務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、3 E 監査を実施することに努め、防災事業に関連する各事業における、物品管理、施設管理、契約、組織運営、事業計画・評価など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかとも検討する必要があるため、できる限り、対象課（危機管理政策課・防災課・消防課・道路建設課・道路維持課・河川課・砂防課等）、現地施設（岐阜県防災交流センター・清流の国ぎふ防災・減災センター等）や現地機関（各地の県事務所・土木事務所・農林事務所）の意見を聞いて、協議することに努めた。

第1章 岐阜県の防災事業の概要

第1 本章の概要

本章では、岐阜県の防災事業に関する概要を説明し、本監査において対象としている事業の選定過程等について報告する。

この中で、本年度の監査にあたり特に検討を要することとなった、岐阜県の防災事業に関する予算について報告する。

また、最後に、防災事業における防災事業の把握の困難性について報告し、監査の視点について述べる。

第2 岐阜県の防災事業

1 「防災」について

法令上、防災とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」と定義されている（災害対策基本法第2条2号）。

防災とは、このように①災害の未然防止（災害予防）、②災害発生時の被害拡大防止（災害応急対策）、③災害の復旧という3つの内容が含まれている。

また、ここでいう「災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」（同条1号）とされていて、同号内の政令である災害対策基本法施行令1条は「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」までを同法の災害と定義付けている。

災害対策基本法における防災は、このような自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、船舶の沈没その他の大規模な事故に対する災害予防、災害応急対策、災害復旧のことを指す。

2 岐阜県の行うべき防災事業（岐阜県地域防災計画）

岐阜県は、災害対策基本法に基づき、岐阜県地域防災計画を策定し、防災に関する事業を様々行っている。

岐阜県地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成されている。

一般対策計画は、防災の内容として①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧の各章から構成されており、計画の中で、県、市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、県民等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進している。

一般対策計画が対策を想定している災害は、台風、集中豪雨等異常降雨、火山、豪雪等による災害であり、想定される災害の中で、特に対策が必要な地震対策や原子力対策については、別途地震対策計画や原子力災害対策計画を定めている。

自治体が担う防災事業の基本は、地域防災計画であり、岐阜県は、岐阜県地域防災計画

が定める内容に従って、各担当部局が担当する事業を実施することとなる。

この岐阜県地域防災計画に規定されている防災事業の項目は、監査人が水害を中心に紹介するだけでも災害予防で 32 項目、応急対策で 35 項目、災害復旧で 6 項目であったが、その内容は、全庁的な取組で多岐にわたる。このように全庁的で多岐にわたる事業であることが、防災事業の評価を困難とし、事業の有効性の評価を妨げていることに問題があると考えている。

3 他の防災関連計画

岐阜県においては、岐阜県地域防災計画以外の防災に関わりのある計画としては、多数の計画が存在しており、本監査で検討または参照した計画だけでも、47 の計画が存在する。

この中でも、岐阜県強靱化計画については、防災に関する重要な計画の一つであるが、国や自治体の防災の基本理念は、災害対策基本法が定めることとされている（同法 1 条）ことから、防災の事業を検討するにあたっての基本的な検討対象は地域防災計画であると判断して、今回の監査は実施している。

第 3 岐阜県の防災予算

1 防災予算の把握

このように防災事業そのものの対象は広く、関連する計画も多数存在することから、監査の範囲を検討するに当たって、岐阜県の防災に関する予算状況を把握することを考え、県の予算資料を確認したが、防災予算（本報告書では、「防災に関する予算」の意味で「防災予算」という。）の観点で整理された資料が存在しなかった。

なお、監査人は、防災予算の担当課と考える危機管理政策課と財政課に対し防災の予算の把握に関する質問を繰り返し、ヒアリングも実施したが、岐阜県においては、総体としての防災予算を把握していないとの現状が判明した。

その為、監査人が独自に岐阜県における防災関連予算を集計した。なお、集計にあたっては、危機管理政策課や財政課からのヒアリングに基づき、岐阜県の全体の予算データの提出を受け、以下の基準で予算金額を集計した。

- ・「項」が「防災費」である予算金額
- ・「款」が「災害復旧費」、「土木費」である予算金額から「都市建築部」からの要求額を控除した予算金額
- ・「目」が「農地防災事業費」及び「治山費」の予算金額

集計した結果、岐阜県における総体としての令和 3 年度における防災予算は以下の通り。
(千円)

	令和 3 年度
当初予算	75,037,475
補正後予算	134,463,386

2 防災予算の把握の方法

県庁における防災関連計画の担当課の考え方からは、防災予算の把握については、岐阜県強靱化計画の把握しか行わないとの考え方であったことから、そもそも、防災予算の把握

握について必要性があるかどうかは重要な論点であると考えた。

防災予算に関連して他県における各地の監査報告書も参考に検討を行ったが、各地の状況を見る限り、それぞれの独自の方針に基づくとりまとめであるとは考えられるが、それぞれの自治体が関与する防災に関する総体的な予算を把握する姿勢が見て取れる。

そこで監査人独自の視点で予算の把握を試みたが、岐阜県強靱化計画アクションプラン等に基づく把握では、同プランが、当初予算しか把握されておらず、監査人の計算による当初予算（75,037,475千円）と補正後予算（134,463,386千円）では、594億円もの変動があるように、補正後予算の把握のない同プランでの把握は困難であると判断した。

岐阜県は、予算要求に関連して予算要求資料を発表している。この予算要求資料については、要求の趣旨や事業内容が記載されていることから、この内容から防災に関連する事業を抽出することを考え、各予算要求資料の中に、「防災・減災・災害・被災・変災」といった災害に関連するキーワードが含まれているものを抽出し集計したが、公表されている予算要求資料は、特定の事業に限られており、全事業の予算要求が資料化されているわけではないため情報としては不十分であった。

そこで、上記1に記載した観点で防災に関する予算を集計した。

なお、上記の1の計算方法としては、県土整備部による、道路・河川・砂防の各事業については、土木費による基盤整備が防災に繋がる事業と判断したためであり、都市建築部における事業は、その基本は経済発展を中心とした都市計画のため土木事業と考えた為「都市建築部」については、あえて抽出から除外しているである。

また、防災に直結する事業としては、「土木費」には含まれないものの「目」項目における「農地防災事業費」や「治山費」も重要な事業に含まれると考え、集計に含めている。

このような整理の仕方は、都市建築部においても、防災に関する取組を行っている面が存在し、外にも多くの各部局における防災への取組がなされている事から、全ての防災事業を網羅的に抽出することが出来ていないことを前提に行っている。

しかし、監査を行うに当たって、近年の防災に関する事業の費用の実態を分析する為には、一律の基準に従って数字を抽出化しなければ、分析は不可能と判断して、分析を行う上での最も合理的と考え整理したものである。

3 防災予算把握の必要性・規範

このように、おおよその防災予算の総体を把握すること自体は不可能ではなく、各地の地方自治体においては、それぞれの視点で防災予算の整理を行っている状況も認められる。

一方で、岐阜県のようにそもそも防災予算の総体を把握していない自治体が存在する。そこで、予算の把握の必要性と規範を、監査人として改めて検討を行った。

(1) 財政の観点から

地方自治体の財政は、歳入は国に依存している一方で、事実上強制的に要求される義務費の支出が多いことから、財政を機動的にコントロールすることが困難な財政構造にあるといえる。

この点、岐阜県は、防災予算に関して、その総額を把握しておらず、まして、防災予算は、災害復旧のための機動性を要求される支出が含まれ、その防災予算を総体的に把握していないことは、岐阜県が防災関連事業に関する財政を適切に管理できているのか不明であり、財政を適切に管理するためには、前提としての防災予算の全体像を把握する必要がある。

(2) 「合規性」の観点から

災害対策基本法第4条第1項には、「都道府県は、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。」とされ、同法第40条第2項3号においては、地域防災計画に掲げる事項において資金等の整備に関する計画が挙げられている。

また、同法第35条第2項6号における国の防災基本計画に添付すべき「防災に関し中央防災会議が必要と認める事項」には、「防災に関する予算」を添付資料とすることが求められており、国においても、防災に関する予算の把握を必要な資料として位置づけている。

これらの状況を考慮すれば、計画や調整にあたり、予算の総額の把握は必要であり、計画と調整を求める法令の趣旨に照らして、総体としての防災予算の把握が求められていると解される。

(3) 「効率性」及び「経済性」の観点から

総体的な防災予算を把握していない岐阜県は「効率性」及び「経済性」に配慮した防災関連事業を執行できているかを判断する重要な判断基準を持ち合わせていないことになる。

したがって、岐阜県は過剰なインフラ投資や災害復旧活動の遅れにともなう地域経済のロスといった地域への経済的な側面にも着目した行政を執行ができていないおそれがあり、総体的な防災予算の把握は必要であると考えられる。

4 防災予算の総体の把握

防災予算については、財政の観点、「合規性」の観点、「効率性」及び「経済性」の観点において、予算の総体を把握する必要性があることは疑いがない。

岐阜県において、現状の岐阜県強靱化計画の関連事業の予算を把握するだけで、総体的な防災予算の把握を行わない現状を改め、国が整理する防災予算の把握方法や、他の自治体の把握状況も参考に、今後の防災事業の有効適切な予算配分に繋がりうる防災予算の総体の把握を行うべきである。

第4 防災事業の評価の視点

1 防災事業の範囲

監査における基本は財務監査であることから、防災予算を前提とする監査を検討したが、岐阜県においては、防災事業の総体という観点での予算の整理が行われていないことから、防災予算を前提とする監査は困難であった。

また、防災関連法の観点からの防災事業の整理を検討したが、現在の防災関連法は、災害救助法の成立から始まり、災害対策の基本とされる災害対策基本法の成立以降、災害が起こる度に、各種の法律の制定・改正が繰り返されて現在の法制度と防災体制となっているが、防災法制度そのものに体系的な構成指向が欠けている問題があり、各制度間の連携性が欠けていることが分かった。

その為、地域防災計画を基準とした整理を検討したが、根拠となる防災関連法の問題性や監査を通じて確認された岐阜県地域防災計画の問題性や、監査対象としての広大さもあり、有効的な監査を行う基準とはなりがたいと判断した。

2 現実の実務に沿った監査

この他、岐阜県強靱化計画アクションプランや岐阜県地震防災行動計画を参考にした監査も検討したが、岐阜県強靱化計画アクションプランにおいては、災害予防が中心であり、岐阜県地震防災行動計画では、水害が続く岐阜県の事業評価としては適切ではないと判断した。

一方で、岐阜県の近時の災害を確認すると、平成30年、令和2年、令和3年と大きな水害が発生し、これに伴って令和2年、令和3年と災害復旧事業が行われ、多くの予算が投じられていることから、水害を中心に監査を行い、そこに現れる事象を踏まえることで、防災事業の有効性等の評価が可能となると考えた。

3 対象事業の抽出

以上の観点から、岐阜県の防災事業を監査するに当たっては、実際の発災の内容を踏まえた担当部局の実際の対応に着目して監査を行うことが、現実の事象に即し、具体的な事業の評価の適法性や3E監査の実施に繋がると判断した。

防災事業に関する各課の職務分掌を確認すると、地域防災計画の策定及び実施に関することを担うのは危機管理政策課であり、防災施策の企画調整及び推進に関することを担うのが防災課とされる。この両課が所属する危機管理部が、岐阜県における防災事業の中核的な部であり、今回の監査において中心的な監査対象と判断した。

また、財務監査に着目すれば、監査人独自の分析による予算の内訳や、岐阜県強靱化計画アクションプランに紐付けられた事業の予算面の集積から、防災事業で最も大きな支出となっているのが、基盤整備の事業であった。

基盤整備については、特に道路、河川、砂防に関する工事費が支出の中心であることから、これらの工事を担当する道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課を中心に監査を行うこととし、実際に、県内各地の基盤整備を行い、発災時には迅速な災害復旧を担う全ての土木事務所を対象とする事が重要と判断した。

更に、各地の土木事務所が実際に事務所を置くのは、県の総合庁舎であるが、県の総合庁舎は、発災時において県の支部機能を有することなどから、各地の総合庁舎とそこにおける土木事務所の活動を監査することが最も現実的な防災事業の評価に繋がると判断した。

以上の観点から、危機管理部と県土整備部を中心とした監査を実行することとしたものである。

この他、防災事業が全庁的な事業であることから、上記の中心的な事業に対する監査以外にも、可能な限り、全庁的な監査の実施が理想であることから、効率的に他の担当課が担う防災に関する事業も監査の対象とする事も検討した。

その様な観点から、各地の土木事務所と同じ庁舎で活動する農林事務所が管理する防災事業（主に治山事業・ため池整備事業）も同時に監査を行った。

農林事務所は、基盤整備一つである治山事業を担っており、防災事業として行うため池の整備等も行っていることから、治山事業や防災事業の対象とされる事業を中心に監査を行った。

更に、補充監査として、岐阜県強靱化計画アクションプランの中で水害に関する防災事業を中心に、可能な限りの補充的な監査も行っている。

4 専門家による評価について

防災の事業に関しては、防災事業に関する専門的な知見の有無が、有効な監査に結びつく可能性があることから、本監査においては多くの学識経験者に対する関係人調査を実施し、監査人自身も防災士試験に合格するなどしているが、防災事業が非常に多岐にわたることから、全ての専門家の視点を踏まえた監査については現実的には困難と考え、現実の実務の事実関係を把握する事と、合規性の観点を中心とした監査を行うことを重視している。

5 本監査における評価方法

以上の検討の結果、本監査においては監査対象としては、防災の中核を担う危機管理部については全事業、県土整備部については防災に関する事業として多くの予算を占める道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課及び各地土木事務所を中心に監査を行っている。

これらについては、対象課については、担当する防災に関する計画を踏まえつつ、実際に行っている各防災に関する事業を紹介しつつ、それらの事業における物品管理、施設管理、契約、労務管理等、可能な限り幅広く監査を行い、現地機関や各土木事務所は、物品管理、施設管理、契約を中心としつつ、本課と同様に幅広い視点で監査を行った。

その他、令和5年1月4日から使用が始まった新県庁舎や、各地の支部機能を有する総合庁舎の県事務所、農林事務所、他の部局が担当する防災に関連する各事業については、防災に関する事業を意識して、岐阜県地域防災計画や岐阜県強靱化計画との関連性や、その事業の防災としての有効性を意識しながら、監査を行っている。

なお、各事業の評価については、個々の評価の際に、監査の視点を示している。

第2章 危機管理部

第1 危機管理部の概要

危機管理部の所属課は、危機管理政策課・防災課・消防課がある。危機管理政策課は、危機管理及び防災に関する総合的な企画立案及び調整に関する業務等を行い、防災交流センターに関する業務を行っている。防災課は、防災施策の企画調整及び推進に関する業務等を行い、清流の国ぎふ防災・減災センターに関する業務、防災ヘリコプターに関する業務、広域防災センターに関する業務を行っている。消防課は、消防及び救急に関する市町村の支援に関する業務等を行い、消防学校に関する業務を行っている。危機管理部の業務の内容は、主に危機管理と防災のソフト面、並びに消防に関する事務であり、いずれも防災に直結する事務である。

第2 危機管理政策課

1 危機管理政策課の概要

危機管理政策課の業務の概要は、重大事件、武力攻撃災害その他多様な危機事案から県民の生命・身体・財産を守り、「安心して暮らせる岐阜県づくり」を推進することである。

危機管理政策課における防災に関する主な事業は、県強靱化計画・地域防災計画の策定及び実施に関する業務、防災情報通信システムの運用管理に関する業務、原子力防災の企画調整及び推進に関する業務、県職員に対する危機管理研修を始めとする危機管理対応力向上事業、防災交流センター運営事業等が挙げられる。

令和3年度における危機管理政策課の予算及び決算は、予算額 921,057,064 円に対し、決算額は 862,664,555 円である。

2 監査の重点及び監査手続

危機管理政策課は、その予算の多くは防災総務費であり、それらの支出が適切に行われているか、設置された設備が有効に機能しているかに着目して、監査を実施した。また、岐阜県地域防災計画を始めとする各計画の修正とその実施の管理から、計画の見直し過程、その実施の検証等が有効になされているかを中心に監査を行った。

3 防災計画上の位置づけ

危機管理政策課の業務は、岐阜県地域防災計画や岐阜県強靱化計画の策定と実施である。

4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務

(1) 岐阜県地域防災計画について

ア 主体と行うべき内容が容易に峻別できる程度の記載に改善すべきである。

イ 時系列を意識した整理された計画を作成することが望ましい。

ウ 担当部局に意見を確認し、具体的な活動を協議した上で、記載を行うべきである。また関連する他の計画や指針との整合性を確認するべきである。

エ 各部局のマニュアルも資料の一つとして資料編に含めることが望ましい。

オ 県民への情報提供に役立つ内容については、資料編として公表するのが望ましい。

カ 岐阜県防災会議に、知事は出席すべきである。速やかに知事が出席する岐阜県防災会議を開催し、現行の岐阜県地域防災計画の内容を承認すべきである。

キ 岐阜県防災会議の運営要領等を改め、代理出席の規定や書面決議の方法を設けるなど、現実の運用に沿った規程を定め、今後の開催において決議の有効性に疑義が生じないよう適切な手続が行われるべきである。

ク 岐阜県防災会議の議事録について、適切な保存期間を定め、議事録を保存するべきである。

ケ 岐阜県地域防災計画の見直しを行った後に、計画に従った各課の事業の実施がなされているかどうかについて、危機管理政策課など防災専門の部局による定期的な検証を行うべきである。

(2) 岐阜県強靱化計画について

岐阜県強靱化計画の改定後の計画進捗段階においても、指標の妥当性等について外部の有識者による検討も含め、見直しを行うことが望ましい。

(3) 岐阜県地震防災行動計画について

ア 岐阜県地震防災行動計画検討委員会については、2年に一度は開催すべきである。

イ 岐阜県地震防災行動計画検討委員会の開催の状況についてホームページの内容を更新することが望ましい。

5 他部局・他機関との関係に関する業務

(1) 他部局への危機管理マニュアルの助言指導の内容を記録すべきである。

(2) 危機管理関係機関情報交換会で取り交わされた情報を記録するのが望ましい。

6 原子力防災ネットワークシステム

(1) 業者の点検時の職員の立会若しくは業者の点検時の職員への確認のルールなどを見直すことが望ましい。

7 岐阜県防災情報通信システム

(1) 衛星可搬局の存在や保管場所を把握できるように、職員に周知し、防犯の観点にも留意しながら発災時に持ち出しやすい場所に保管することが望ましい。

(2) 衛星可搬局は、大規模災害を想定しても可能な限り利用可能な場所に保管するのが望ましい。

(3) 飛騨県事務所では、3か月に1回衛星可搬局の動作確認を行っている【参考報告】。

8 防災訓練

(1) 危機管理政策課と防災課は、各部局に防災訓練の実施状況等を確認し、地域防災計画等に従った活動に備えた防災訓練が行われていない担当課が存在する場合は、適切に実施することを指導すべきである。

(2) 事前の計画通り防災訓練を実施できたか、見つかった課題とその対策等を、報告書等の書面でまとめ、今後の防災訓練等に活かす取組を行うべきである。

(3) 緊急初動特別班員は、緊急時に対応を求められる職員であり、毎年の訓練は必要不可欠である。仮に他の業務等の事情等を考慮するとしても、指定される全員が訓練に参加することが望ましい。

(4) 県庁が豪雨災害や複合的災害によって被災したことを想定した総合防災訓練や図上訓練、実施することが望ましい。

第3 防災課

1 防災課の概要

防災課の主な業務は、防災施策の企画調整及び推進に関すること（ただし、原子力防災については除く）、県民の防災意識の向上に関すること（ただし、原子力防災については除く）、市町村地域防災計画の指導及び助言に関すること（ただし原子力防災については除く）、地域防災力の強化に関すること、清流の国ぎふ防災・減災センターに関すること、地震・風水害等の災害予防及び災害対策に関すること、自衛隊との連携及び調整に関すること（危機管理事案を除く）、防災ヘリコプターに関すること、山岳遭難防止施策の総合的な企画立案及び推進に関すること、火山の災害予防及び災害対策に関すること、広域防災センターに関することなどがある。

令和3年度における防災課の予算及び決算は、予算額 1,912,775,481 円に対し、決算額は 1,165,875,944 円である。

2 監査の重点及び監査手続

防災課は、その予算の多くが防災総務費に充てられており、それらの支出が適切に行われているか、設置された設備が有効に機能しているかに着目して、担当課のヒアリング、書類監査等を行った。

3 防災計画上の位置づけ

防災課の業務は前記のとおりであり、岐阜県地域防災計画や岐阜県強靱化計画における防災対策の企画調整及び推進を担い、岐阜県強靱化計画アクションプランとして挙げられている防災課所管の各事業を所掌している。

4 計画（岐阜県災害時広域受援計画等）

防災課は、岐阜県に大規模災害が発生した場合に想定される県外からの応援を受け入れる場合の計画である岐阜県災害時広域受援計画を所管するとともに、「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル（案）」を作成し、同マニュアル（案）を更新していく仕組みづくりと、作業に従事する職員の習熟度を高める取組を行っている。

5 各種連携について

（1）市町村連携事業として、市町村防災担当者研修や市町村防災アドバイザーチーム会議等を開催している。

（2）他団体と多くの協定を締結しているところ、協定に基づく名簿の提出が行われていない事案においては名簿を提出させるべきである【改善報告】。

協定上の訓練が行われていない事案においては訓練を実施するか協定の見直しをするべきである。

平成16年度以降の協定について不備が生じている可能性があるため、他部局にも注意喚起を促し、適切な運用となるように働きかけを行うことが望ましい。

（3）鹿児島県と災害時応援協定を締結しているところ、地域防災計画などにおいて具体的な言及がないため、予算措置を講じて連携強化の取組をしている以上、地域防災計画などにおいて連携について記載するのが望ましい。

6 システムに関する業務

(1) ①震度情報ネットワークシステム、②被害情報集約システム、③気象情報配信システム、④物資調達・輸送調整等支援システムに関する各業務を所管している。

(2) 被害情報集約システムの運用・保守業務における検査調書の必要的記載事項に誤りが認められたことから、正確に記載すべきである。

7 補助金に関する業務

(1) ①岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金、②避難所生活環境確保事業費補助金、③ライフライン保全対策事業費補助金、④岐阜県山岳遭難防止対策補助金、⑤岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金に関する業務を所管している。

(2) 岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金に係る事業確認調書上、実地検査及び書面検査の検査年月日欄といった必要的記載事項は、正確に記載すべきである。

(3) 完了確認においては、報告書等の書類の審査が予定されていること等を踏まえ、完了確認は、実績報告書の提出を受けてから行うべきである。なお、実績報告書の提出が令和4年度であることから、予算支出も令和4年度予算で支出すべきと考える。

(4) 岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金要綱における実績報告書の提出期限の定めによると、会計年度内に完了確認をすることができない事態が生じるため、要綱を改めるべきである。

(5) 岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金の実績報告書には、「事業着手年月日」覧記載の着手年月日を確認することができる資料を添付させるべきである。

8 人材育成等

(1) 職員向け研修について

ア 職員向けに防災に関する研修を実施しているところ、防災に携わる職員が専門知識を習得する目的の危機管理部研修について、出席の有無を確認することが望ましい。

イ 災害マネジメント支援職員養成研修として1日1,540,000円で外部委託しているところ、受講率が受講予定者の半数以下と低く、受講者数に換算すれば1人10万円以上の研修となっているから、可能な限り多くの職員が参加すべきであり、欠席者に対しては、レポートの提出を求めるなど学びを確保する対策をとるべきである。

(2) ①県独自の住家被害調査員育成制度を創設し十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる住家被害調査員を育成するとともに、②「清流の国ぎふ防災・減災センター」において、防災士を含む地域防災リーダー育成の取組を実施している。

(3) 公費で防災士の資格を取得した職員数を把握していないため、少なくとも、公費で防災士の資格を取得した職員数については把握するのが望ましい。

(4) 岐阜県強靱化計画において、「防災教育」を位置づけ、「災害から命を守る岐阜県民運動」を全世代に向けて展開している。

9 デジタル版災害・避難カードに関する業務

デジタル版「災害・避難カード」の仕様上、作成数及びカード作成の最終ページへ辿り着いたアクセス数を確認することができないため、カードの作成数や最終ページのアクセス数などの情報が得られる仕様によりホームページを作成するのが望ましい。

10 災害対策本部

(1) 小規模な市町村について、発災時においては、県の職員において、現場のニーズを丁寧に聴取するなどの配慮を行うことが望ましい。

(2) 各地の県事務所が作成する支部計画について、安全性に疑念等が生じた際には、適切な支部計画となるよう指導・助言すべきである。

11 災害救助費

災害救助法に基づいて、大規模災害が発生した際の救助活動費用に充てる目的で災害救助基金積立金を積み立てている。

12 災害検証

岐阜県においては、過去、幾度となく水害に直面しているところ、都度、災害への他応力を向上すべく災害の検証を実施した上で、検証結果を踏まえた対応策の進捗確認をすることにより、災害に対する対応力の向上に努めている。

第4 消防課

1 消防課の概要

消防課における主な業務は、市町村消防力の強化に向けた取り組みの計画的な推進（企画係・消防係）、火災予防の推進（予防保安係）、産業保安の確保（予防保安係）である。市町村消防力の強化に向けた取り組みの計画的な推進の中に、消防学校に関する業務が含まれる。定期監査資料に従った、令和3年度における消防課の予算及び決算は、予算額452,529,512円に対し、決算額は411,314,900円である。

2 監査の重点及び監査手続

消防課の予算の多くは、消防課職員の人件費と一般指導費に充てられている。その中でも、岐阜県消防団加入促進事業費交付金に24,940,000円など、消防団員の確保を目的とした補助事業に重点を置いていることから、これらの事業を中心に監査を実施した。

3 所管業務に関する計画

消防課の所管する防災業務に関する計画としては、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月、第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）、岐阜県強靱化計画アクションプラン2021（令和3年3月）、岐阜県救急消防援助隊受援計画、岐阜県広域消防応援基本契約、緊急消防援助隊岐阜県大隊応援等実施計画がある。

4 消防の連携・協力

広域化につなげる効果が大きいとされる消防指令センターの共同運用について、市長会及び町村会が任意協議会等の設立準備に関する会議を開催するため、会議へ参画し技術的な助言や情報提供などの支援を実施している。

5 操法大会

操法大会実施に係る開催市町村の負担軽減を図るために、会場固定化に関する計画の策定について、現在令和4年度中の完成を目指して、大会に関する実施要綱や具体的計画等を作成しているが、監査人の監査期間中においては、新たな実施要項等の決定には至っていない。

6 補助金

(1) 消防団加入促進事業費補助金

新規入団員数や団員の純増数に応じて、活動支援金を（一財）岐阜県消防協会を通じて消防団に交付するものである。令和3年度は、24,940,000円の補助金が交付された。

(2) 消防団協力事業所支援減税制度

消防団活動を行うことができる職場環境づくりに取り組む事業所等、または消防団の活動に協力する法人・個人に対して、事業税の優遇措置による支援を行うものである。令和3年度の制度の利用実績は、547件であり、控除申請額の総額は358,775,900円であった。

(3) 消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業

消防団員の確保が特に困難な過疎地域の消防団員を新たに雇用した企業に対し、新たに確保した消防団員1人につき5万円、在籍消防団員が純増している場合は、純増者1名に

つき5万円を加算した報奨金を交付する事業である。令和3年度においては、1,750,000円を交付した。

(4) 機能別分団等導入促進事業費補助金

市町村が行う分団等の立ち上げに要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものである。令和3年度の補助額は321,000円であった。

(5) 女性消防団員充実強化事業費補助金

市町村が実施する女性消防団員の消防団活動に対して、女性消防団員が使用する資機材や活動環境の整備を支援し、地域防災力の向上を図ることを目的とした補助金である。令和3年度は、6市町村が行った事業（女性用トイレの整備、心肺蘇生訓練用の人形、活動服等の購入）に対し、合計3,848,000円を交付した。

7 消防団員の確保

(1) 消防団員確保促進事業

消防団員確保促進事業（決算額3,283,914円）として、将来の消防団の担い手として期待される、県内の高校3年生に対し、消防団活動を紹介する消防読本を配布している。

(2) 消防団員「アリガト」キャンペーン事業

消防団やその活動内容について、地域住民や団員家族などの理解を深めるための消防団「アリガト」キャンペーンを市町村と共同して実施している。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で実施することができなかったため、岐阜県図書館で消防活動に関するパネル展示を2回行った。

8 救急振興財団費

救急救命士の新規養成は、東京研修所の他名古屋市が運営する救急救命研修所で実施している。令和3年度の決算額は、10,500,000円であり、救急救命士24名の養成を図った。

県が名古屋市で研修を実施するに際して名古屋市に対し無償貸与する物品について当該物品購入額に相当する金銭負担が相当であるか否かを判断できるようにするために名古屋市との間で取り決めをし、文書にしておくことが望ましい。

9 公共の安全の確保

(1) 火災予防の推進

危険物及び消防用設備の規制及び危険物取扱者及び消防設備士に関する事業を行っている。また、県内各地に設置されている、民間防火組織の育成と火災予防思想の普及を図っている。

(2) 産業保安の確保

火薬類、高圧ガス及び電気等の取り扱いについて、立入検査、保安検査、講習会等を通じ、事業所における自主保安体制の向上を図っている。令和3年度は、高圧ガスを扱う組合等5社に対し、保安業務用機器の保有状況、作動状況の調査を行った。

第5 岐阜県防災交流センター

1 施設の概要

施設所在地：岐阜市下奈良3丁目11-6

(1) 岐阜県防災交流センターは、平成9年度から11年度にかけ、約34億円をかけて整備し、平成11年6月29日にオープンした施設であり、センター棟及び職員宿舍棟からなる。センター棟は、3階建ての施設であり、震度7の地震にも耐えられるよう免震構造となっている上、災害時に自給自立できるよう、自家発電設備や断水用貯水槽を備えており、大規模災害により県庁舎の通信機能、災害対策本部機能がマヒした場合のバックアップ施設として位置づけられている。



なお、岐阜県防災交流センターは、「県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設」であり、危機管理政策課が所管する施設である。

(2) 岐阜県災害対策マニュアルによれば、幹部職員も、緊急初動特別班に指定すべきであり、発災時の幹部職員の役割によっては、緊急初動班の指定に関する規定を見直し、発災時の対応に沿った規程等を定めるべきである。

2 監査の重点及び監査手続

公の施設であることから、主として施設の運営面に着目し、現地の往査、担当課のヒアリング、書類監査等を行った。

3 公の施設の設置目的に即した施設の運営

(1) 施設の設置目的に照らして、計画的に研修を実施すべきである。

(2) 施設の設置目的に照らして、計画的に展示の見直しをすることが望ましい。

(3) 施設の設置目的に照らして重要な事務である展示の見直しに関する事項について、決裁資料等文書を作成すべきである。

(4) 施設の利用用途を防災知識の普及・啓発等に限定し、有事の際には災害対策本部の拠点として使用することを踏まえても、来館者数を意識することが望ましい。

4 施設（会議室）の利用

(1) 利用団体数、利用実績数ともに低調で施設の有効活用がなされていないため、有効活用がなされるよう、改善を図るべきである【改善報告】。

(2) 従前の会議室の利用について地方自治法の規律を前提に必要な措置を講ずるとともに、会議室の貸出について規律したと認めるのが相当な要綱は改定するなど適切に対応すべきである。

(3) 県職員が、研修、テレワーク、試験など様々な形で会議室を利用しているところ、防災研修以外の利用について、目的外使用許可を得ていないため、目的外使用許可の手続を適切にすべきである。

(4) 会議室の利用変更等の手続について、明確化することが望ましい。

5 施設の管理

(1) 施設の開館日等開館情報は住民にとって重要な情報であるから、ホームページ上正しい情報を提供すべきである。

(2) 施設のホームページ更新に関する決裁手続に際しては、更新日も含め、正確に処理すべきである。

(3) 施設の開館時間を変更する際には、変更の必要性等を記載した上で適切に公文書を作成すべきである。

(4) 公の施設は、住民の利用に供する施設であるから、施設の開館時間を変更するのであれば、あらかじめ、ホームページ等において対外的な周知を行うことが望ましい。

(5) 会議室の鍵の管理及び会議室の利用時間の管理を適正にすべきである。

6 目的外使用許可

(1) 行政財産が権限なく占有された場合には、本来であれば目的外使用許可の対価である使用料が発生する場所であるか否かを問わず、損害賠償請求権を取得することになると考えられるから、事実関係を確認の上、適切に対応すべきである。

(2) 行政財産の無権限での利用が確認されたのであるから、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう書類を作成すべきである。

(3) 過去の利用について、事実関係を確認の上で適切に対応するとともに、目的外使用許可の事務を適切に行うべきである。

7 物品の管理

(1) 所有者不明（事後的に県所有と判明）の物品が担当課の認識なく会議室に置かれていたことから、会議室の管理を適切に行うべきである【改善報告】。

(2) 民間団体から、物品を譲り受けたときには、寄附採納の手続をすべきである。

(3) 寄付採納の手続は会計規則上求められている手続であり、決して軽微な事案ではないから、適切に公文書を作成すべきである。

(4) 行政財産である建物にある所有関係が不明な物品について、所有関係を明らかにした上で、県所有のテレビでない場合には、所有者に対して撤去を求めるべきであり、県所有のテレビであれば廃棄等会計規則に則り適切に対応すべきである。

8 契約関係

発注者である県が受注業者の労働者である駐在管理人に対して直接指示をすることは、偽装請負と評価されかねないことから、適切に仕様書の内容等を改めるべきである。

第6 清流の国ぎふ防災・減災センター

1 清流の国ぎふ防災・減災センターの概要

清流の国ぎふ防災・減災センターは、高度教育機能・研究機能をもつ岐阜大学と、実際に災害対応を行う岐阜県が、岐阜県における地域防災力の向上に資するため、平成27年、「岐阜県と国立大学法人岐阜大学との連携に関する協定書」及び「清流の国ぎふ防災・減災センター設置に関する協定書」に基づいて岐阜大学の構内に設置した組織であり、人材育成や行政・企業等への技術支援に加えて、地震被害想定調査研究等、防災・減災にかかる実践シンクタンク機能を担っている。また、様々な啓発活動、人材育成プログラムの主催や講師派遣を通じて、地域防災力の強化を推進している。

清流の国ぎふ防災・減災センターの主な業務は、①人材育成・普及啓発事業、②技術支援、③調査研究、④県との協働事業等であり、令和3年度予算は1,601万5,000円であり、決算は1,372万9,104円である。

2 監査の重点及び監査手続

清流の国ぎふ防災・減災センターについては、人材育成等の事業が適切に実施されているかどうか、実績は上がっているかなどの点に着目して、ヒアリング及び書類監査を実施した。

3 計画・実施状況

清流の国ぎふ防災・減災センターは、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月において定められた計画のうち、第2章 災害予防（第2節 防災思想・防災知識の普及、第4節 自主防災組織の育成と強化、第35節 防災対策に関する調査研究）に位置づけられる事業を担っている。

また、第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）、岐阜県強靱化計画アクションプラン2021（令和3年3月）において定められた施策のうち、第5章 強靱化の推進方針（10）リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の底上げ～に位置付けられる施策を担っている。

4 負担金

岐阜大学は、岐阜県から交付を受けた防災・減災センター運営事業負担金に関し、事業報告を行っているが、当該事業報告には、収支決算書は添付されているが、補助対象事業に要した経費に係る支払関係書類は添付されていなかった。経費に係る支払関係書類等も提出させるべきである。

5 物品の所有関係

清流の国ぎふ防災・減災センターが使用する什器備品、消耗品等の物品の中には、岐阜県からの負担金を財源として取得されたものが含まれているが、備品については岐阜大学の所有物として台帳管理されている。

少なくとも、消耗品以外で将来的に岐阜県の他部署において利用する可能性のある物品については、岐阜県において購入し、岐阜大学に貸与する形を検討することが望ましい。

6 調査研究

調査研究の対象について、これまでに岐阜県から要望が出されたことはなく、清流の国ぎふ防災・減災センターの事業である調査研究について岐阜県が積極的に関与しているとはいえない状況である。

同センターの事業として行われるべき調査研究は、「行政と研究機関が一体となった」防災・減災に関する実践的調査研究であるから、岐阜県は、同センターの調査研究の対象について要望を出すなどして積極的に関与することが望ましい。

7 事業実績の記録化

清流の国ぎふ防災・減災センターにおいては、技術支援として、自治体及び企業向け知的支援、学校からの相談対応、地域防災課題の相談窓口を行っているところ、行った支援、助言対応等の内容について、十分な記録化がなされておらず、現地に赴くことなく電話で助言した場合については、記録化がされていない。

今後の事業計画の前提として実績の記録化が必要であること、また、担当者の交代などがありうることからすれば、助言内容についても記録化することが望ましい。

8 ウェブサイト

岐阜県のウェブサイト（清流の国ぎふ防災・減災センターの紹介部分）において「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座(入門編)」の受講案内が適切に表示されておらず、受講を検討する人にとっても親切ではないため、修正することが望ましい。

また、防災士養成講座について、岐阜県内の一部市町でも受講できる場合がある旨の案内をすることが望ましい。

9 「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」

清流の国ぎふ防災・減災センターでは、平成27年から「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」を開講している。同講座は、防災士資格の取得要件としての講習に位置づけられるものである。防災課が設定した令和6年までの同講座の受講者数累計目標は1,700人であるところ、順調に行けば目標数に近づく見込みである。

10 県立学校の危機管理マニュアルの見直し

令和3年度において、岐阜県教育委員会から、清流の国ぎふ防災・減災センターに全県立学校の危機管理マニュアルの見直しを依頼した。

清流の国ぎふ防災・減災センターにおける見直しの結果、避難場所などの多数の指摘を受け、全学校において、危機管理マニュアルの改訂が行われた。

予算として75万5千円が計上されていたが、結果的に支出はなされず、無償で見直しを実施された【参考報告】。

11 ウェブサイトにおける動画等の紹介

清流の国ぎふ防災・減災センターでは、同センターのウェブサイト上の「げんさいライブラリ」において、防災・減災活動に関するラジオ番組や、過去に開催したげんさい楽座の動画、岐阜県が作成した「防災探検隊」の動画等の動画を紹介している。

県民の防災・減災に関する知識修得に資する取組みであり、参考になる【参考報告】。

第7 防災航空センター

1 防災航空センターの概要

(1) 所在地：岐阜県各務原市那加官有無番地



岐阜県防災航空センター

上空写真

第1事務所：航空自衛隊岐阜基地内

第2事務所：川崎重工業（株）岐阜工場内

※両事務所間の移動距離及び時間は、それぞれ約400m、徒歩約5分

(防災航空センター提供)

(2) 令和3年度の支出の概要

ヘリコプター点検整備・検査費
209,328,651円(うち修繕料14,073,133円)、
防災ヘリコプター運航調整交付金
(8,975,000円)、防災ヘリコプター人
件費負担金(42,730,000円)などが支出

されている。防災ヘリコプター基地内航空燃料として、令和3年度は、15,701,650円の支出が行われている。

2 監査の重点及び監査手続

防災航空センターは、その予算の多くが防災ヘリコプターの関連費に充てられており、それらの支出が適切に行われているか、有効に機能しているかに着目して、監査を実施した。

3 防災計画上の位置づけ

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月には、防災航空センターの機能が記載され、防災対策上の重要な役割を担っていることが示されている。

4 防災ヘリコプターの概要

(1) 防災ヘリコプターの概要

区 分	防災ヘリコプター「若鮎I」	防災ヘリコプター「若鮎III」
運 航 開 始	平成26年12月 機体納入 平成27年3月5日 運航開始	平成23年3月 機体納入 平成23年11月17日 運航開始
購 入 金 額	1,166,400千円	1,297,695千円
運 航 体 制	委託運航 委託先は、セントラルヘリコプターサービス（株）	自主運航

機 体	川崎重工業 BK117C-2 搭乗定員 10人乗り 全長 13.03m 最高速度 269km/h 最大巡行速度 246km/h 最大運用高度 5,454m 最大航続時間 3時間20分	ベル社 412-E P 搭乗定員 15人乗り 全長 17.10m 最高速度 259km/h 最大巡行速度 226km/h 最大運用高度 6,096m 最大航続時間 3時間00分
	<ul style="list-style-type: none"> ・小型で機動性がある。 ・巡航速度が速い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型で搭乗定員が多い。 ・高高度での山岳救助が可能 ・航続距離が長い。 ・ヘリテレを装備
基 地	川崎重工業(株)岐阜工場内 (防災航空センター第2事務所)	航空自衛隊岐阜基地内 (防災航空センター第1事務所)
飛行時間	令和3年度実績 約199時間 (防災198時間34分)	令和3年度実績 約371時間 (防災209時間20分・県警161時間20分)

(2) 防災ヘリコプターの活動内容

救急活動、救助活動、火災防ぎょ活動、災害応急対策、災害予防活動、訓練のための活動、一般行政活動などである。

(3) 令和3年度における防災ヘリコプターの運航実績

緊急運航(火災防ぎょ、捜索救助等)73回、市町村等訓練等の通常運行259回、その他17回の合計349回である。

5 アクションプラン

令和2年1月に岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会が設置され、令和2年3月に提言書が取りまとめられた。令和2年4月、上記提言を踏まえたアクションプランを策定・公表され、令和2年7月末にはアクションプランの進捗状況が取りまとめられ、公表された。

6 長期的な人事計画

令和2年6月30日付けで「岐阜県防災ヘリコプター人事育成基本方針」(令和4年1月18日改訂)及び「防災航空センター 操縦士・整備士 長期計画(令和2年7月)」が策定されている。

7 備品管理台帳

備品管理台帳につき、救護器具や自己確保器具などについて、「備考(耐用期限等)の記載欄」に耐用年数を記載することが望ましい。

8 不用品の処分

将来的に使用する予定があるのであれば、「廃棄予定 使用不可」というシールを張って管理をするべきではない【改善報告】。

第8 岐阜県広域防災センター

1 概要

所在地：各務原市川島子綱町 2151

県民の防災知識の普及・向上や防災用資機材の備蓄等を目的として、昭和57年に開設された防災学習体験施設である。

岐阜県広域防災センターは、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例に規定される公の施設であり、消防学校に隣接しており、防災課が所管する施設である。



(岐阜県のホームページより)

2 監査の重点及び監査手続

県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行うことを目的とした施設であることから、施設や地震体験車が目的のために十分利活用されているかに着目して監査を実施した。また、県の防災資機材の拠点施設でもある防災備蓄館が隣接することから、その備蓄方針や管理状況に着目して監査を実施した。

3 防災計画上の位置づけ

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）において、広域防災センターは、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるように行われる手段の一つとして位置づけられ、防災備蓄館は、県備蓄の拠点施設として位置づけられている。

また、第2期岐阜県強靱化計画において、広域防災センターの展示内容が老朽化・陳腐化しているため、リニューアルを行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等を対象とする防災教育の拠点としての機能を高めるとされている。

4 施設の運営

(1) 施設の管理

ア センター内の鍵の管理簿を作成することが望ましい。

イ 遺失物について、遺失物法及び遺失物取扱要領に則った処理をすべきである。

ウ 岐阜県広域防災センター管理規則第2条2項、第3条2項に基づき開館日や開館時間を変更する場合には、少なくとも部長決裁を受けるべきである。

(2) プログラム策定と情報発信

ア 利用者の属性に応じた防災プログラムを策定し県民の防災知識向上を図るべきである。

イ ホームページは、フロアガイド、イベントの案内、見学予約、アクセスが一覧できるようなものとするのが望ましい。また、プログラムを複数策定した上で、ホームページ上において、どれ位の時間で、どのような体験ができ、どのような効果が期待できるかに

についても明示することで、来館へと繋げることが望ましい。

(3) 企画の立案

魅力的な企画を立案して来館を促し、もって県民の防災知識の向上を図ることが望ましい。岐阜県広域防災センターは、消防学校が隣接しており、防災教育を行える人材や設備を調達しやすい環境にあることから、消防学校等の関係機関と協働した企画が望まれる。

(4) 事業評価

現状を分析したうえで、適切なKGI（目標達成指標）を策定し、目標と現状のギャップから対処すべき課題を検討したうえで、KPI（重要業績評価指標）のための実行計画を策定し、PDCAサイクルを回していくことが望ましい。

(5) アンケート

アンケートは、事業評価や事業改善の基礎となる重要な要素であることから、施設利用者の満足度等を調査するためのアンケートを、継続的に実施すべきである。

(6) グランドデザイン

岐阜県広域防災センターと岐阜県防災交流センターのそれぞれの位置づけや役割を明確にしたうえで、両センターの中長期的なグランドデザインを策定することが望ましい。

5 地震体験車

震度1から震度7までの9種類の震度階級、6種類の再現地震、8種類の想定地震が体験できる。動力源としてリチウムイオン電池を使用しており、災害時における電源車としての活用も可能である。

ア 災害時の電源供給車として使用する場合の具体的なルールを策定することが望ましい。

イ 多数の再現地震や想定地震のメニューを、適切に使い分け、地震体験車の能力を十分に引き出す工夫をすることが望ましい。



6 防災備蓄館

(1) 不測事態の想定

センター自体が被災した場合のシミュレーションを実施しておくことが望ましい。

(2) 備蓄計画

備蓄すべき防災資機材の種類数量について専門家の意見を求めることが望ましい。

(3) 防災資機材に関するルール

ア 管理物品貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。また、現場で管理する物品を防災資機材要綱の別表に反映するのが望ましい。

イ 各地の県事務所等で保管する防災資機材に関し、点検回数や点検方法等について適切な管理方法を定め、マニュアル等を作成すべきである。

(4) 防災資機材の情報管理

岐阜県防災資機材一覧について、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。

第9 消防学校

1 消防学校の概要

消防学校は、消防組織法に基づき昭和28年に岐阜市内で消防訓練所として発足し、昭和41年に消防学校に名称変更後、昭和48年に各務原市川島小網町に移転し、現在に至る。

岐阜県下の消防職員は、各市町村消防本部や広域連合消防本部、組合消防本部等で採用され、その後、消防学校へ消防職員としての知識・技術を修得するために入校する。

また、消防職員以外に、消防団員及び各事業所の自衛消防隊員等の入校・教育も行っている。



(消防学校ホームページより)

令和3年度の予算(決算)のうち、主に防災に関するものとしては、防災総務費が2,730,510円(1,532,981円)、消防指導費が107,531,500円(75,537,644円)である。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜県の各種防災計画における消防学校の位置付け・役割、施設の強化・利用促進対策等を中心に、施設・物品の管理、会計処理及び各種契約関係等という施設管理に関する事項にも着目して監査を実施した。

3 施設の利用計画等

各種防災計画において消防学校に求められている主な防災重点化事項は、防災重点化事項①「被災住宅の屋根の応急処置に係る教育訓練課程を設け、消防職員の教育訓練を実施する。」、防災重点化事項②「チェーンソー及びエンジンカッターの取扱いに係る消防団員の教育訓練を実施する。」及び防災重点化事項③「新たに整備された訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、現場対応力の向上を図る。」の3点と整理できる。

(1) 教育訓練

ア 防災重点化事項①の被災住宅屋根の応急処置(ブルーシート講習)につき、令和3年度からは、専科教育(警防科、救助科)の中の1コマとして位置付けられた【参考報告】。

イ 防災重点化事項②のチェーンソー等の取扱いに係る教育訓練につき、全県的・中長期的な目標・訓練計画を策定し、これを実行することが望ましい。

ウ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新入消防団員に対する出前講座を実施し、その訓練のサポートを開始している【参考報告】。

(2) 教育訓練以外の施設使用訓練

ア 防災重点化事項③の新たに整備された訓練施設の活用につき、各消防本部等に対して、より積極的に利用を推進し、各施設の訓練実施率向上を図るべきである。

イ 各消防本部におけるこれまでの各訓練施設の使用実績等を踏まえた上で、訓練・習熟度に地域差が生じないように、その利用方法・優先度を考慮した全県的・中長期的な訓練施設使用計画を策定し、これを実行することが望ましい。

ウ 県民の防災意識の向上等を事業とする岐阜県広域防災センターを主とし、消防学校が同センターを補助・連携する態様で、より積極的に、広く県民全般を対象とする消防学校施設の利用方法を検討することが望ましい。

4 施設管理

(1) 建物登記

各公有財産につき、その登記年月日を定期監査資料へ正確に記載すべきである【改善報告】。

(2) 図書館

昨今において入校者の利用が認められない図書館においては、現在消防学校が検討している談話室等、時勢に合った有効な施設として運用を開始すべく、具体的な計画を立てて実現を図ることが望ましい。

(3) 管理・運営

所管を異にする現時点においては、消防学校と防災課（広域防災センター）とで、電気料金等を分別してそれぞれ支出し、各定期監査資料に記載することが望ましい。

5 物品管理

長らく使用せず、修理予定もない消防車については、不用の決定をした上で、売払い又は廃棄を行い、消防学校敷地内の整理及び清潔を図るべきである【改善報告】。

6 情報管理

改正個人情報保護法のもと、入校者等の個人情報を取得するに際し、同情報を消防学校における教育・訓練のみならず、業務統計の作成にも利用する旨を、個人情報取扱事務登録簿等に明示することの可否及びその明示方法等を検討することが望ましい。

7 金銭管理

ア 請求書の宛名と支出者（負担者）とを完全に一致させるべきである。

イ 入校経費の管理・処理方法につき、全て消防学校が県費とは分別した預り金として管理・処理する方法を検討・決定することが望ましい。

ウ 入校経費に関する通帳管理や入出金等の事務処理を、マニュアル等において規定することが望ましい。

エ 入校経費に関する会計処理を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。

オ 入校経費に関する決算報告については、県による確認や消防学校職員以外の第三者による監査が実施されるよう、要綱・要領等において規定することが望ましい。

8 契約関係

ア 事実上特定の事業者のみとの給食業務委託契約が長期間継続している現状においては、より低コストで高効率、充実した給食の提供事務を実施できるよう、その方策を検討することが望ましい。

イ 入校経費管理委員会が給食業務を委託し、食堂棟内の場所・施設を使用して給食業務を行う業者に対し、行政財産の目的外使用許可手続を行うべきである。

第3章 県土整備に関する県庁担当課

第1 県土整備部概要

県土整備部の所属課には、道路建設課・道路維持課・河川課・砂防課がある。その事務の内容は、主に県土整備に関する事務であり、県土整備に関しては、物流や観光を始めとする経済発展の為の基盤整備の側面もあるが、その多くは強靱な県土整備をすることであり、防災に直結する事務が多く存在する。

第2 道路建設課

1 道路建設課の概要

道路建設課の事業内容の内、防災にとくに重要な事業としては、災害に強い県土づくりの根幹となる道路整備であり、災害時に有効に機能するネットワーク確保や雨量規制区間の解消を目指しての道路整備を行っている。

道路建設課は、令和3年度中に、合計7,623.5mの道路と橋梁(431.0m)を建設しており、その内、防災に関連する「防災・安全交付金事業」に基づき建設した道路の延長は、6,206.1mである。

定期監査資料に従った、令和3年度における道路建設課の予算及び決算は、予算額48,086,378,522円に対し、決算額は、36,586,978,404円である。

2 監査の重点及び監査手続

道路建設課は、適切な道路工事や橋りょう工事が行われているかどうかに着目して、監査を実施した。特に、道路建設については、各地の土木事務所が実施している側面が大きく、道路建設課本課は当初設計金額が3億円以上の工事を担当し、各土木事務所の事業に関連して国に対して補助金申請を行っていることから、本庁で対応する工事契約が適切に管理されているかを確認した。

3 防災に関連する計画及び進捗状況

道路建設課が所管する防災に関連する計画やアクションプログラムの内容を確認したところ、以下の計画やアクションプログラムが存在している。

(1) 新広域道路交通ビジョン

「重要物流道路制度」が創設され、新たな広域道路ネットワーク等が幅広く検討されていることから、岐阜県の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定めた新広域道路交通ビジョンが策定されている。

(2) 広域道路ネットワーク計画

広域道路ネットワーク計画は、新広域道路交通ビジョンが掲げる岐阜県の将来像の実現に向けて、平常時・災害時および人流・物流の視点を踏まえた具体的なネットワーク計画である。

なお、「広域道路ネットワーク計画」とは異なる指標で管理する岐阜県強靱化計画アクションプランの指標名である「主要な骨格幹線道路ネットワーク」との記載については、岐阜県強靱化計画アクションプランの進捗を表現する指標であることが直感的に理解できる

よう、指標名称を変更し、指標の具体的な説明を記載することが望ましい。

(3) 交通・防災拠点計画

防災拠点計画は、災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる「道の駅」について、防災施設の整備などを行う計画である。

(4) 岐阜県道路整備アクションプログラム

本プログラムは、「県土整備部(道路建設課・道路維持課)」と「都市建築部(都市整備課)」の共同計画であり、関係する両部の道路関係事業を効率的に実施するための方針を定めたものである。

4 土木事務所との関わり

道路建設課の業務の多くは、各土木事務所における道路・橋りょう建設の事業に関して、事業の合理性・経済性を判断して、事業内容を審査することであり、道路建設に関する各土木事務所の事業計画に対して審査を行い、適切な道路工事が行われているかを監督している。

5 主要な道路建設に関する工事

道路建設課においては、毎年、「岐阜県の道路」のパンフレットにおいて、各土木事務所における、主要な道路改築事業として11事業の概略を報告していることから、取りあげられた工事の内、防災を主目的として国からの防災・安全交付金により工事を行っている事業3事業について、工事採択の際の計画資料を確認し、防災事業としての有効性が適正に評価されているかを検討した。

第3 道路維持課

1 道路維持課の概要

道路維持課は、路線の認定及び廃止、道路・橋梁の管理、補修及び道路環境の向上、道路の交通安全（公安委員会の所管に属するものを除く。）及び災害防止、道路の雪寒対策、市町村道の整備の指導等を行い、県民生活に密着している「道路」管理において、安全かつ安心して利用できる道路づくり、交通事故減少のための安全対策及び防災・減災・雪寒対策を図っている。

令和3年度における道路維持課の予算（決算）のうち、主要な費目等としては、道路総務費が2,690,233,149円（2,003,778,936円）、道路橋梁維持費が35,476,282,722円（24,560,348,847円）、道路橋梁改築費が5,608,264,447円（3,410,037,419円）、交通安全対策費が4,710,910,172円（3,043,232,083円）である。

2 監査の重点及び監査手続

道路維持課については、既設の道路や橋梁等に対して、適切に、そして計画的・効率的に維持・管理が行われているかという点に着目して監査を実施した。なお、実際の道路維持管理の現場作業については、その大半を各地の土木事務所が実施しているため、道路維持課においては、主に県全体の道路及び橋梁等に対する修繕計画・目標設定値に対する履行状況等の観点を重視した。

3 道路維持等に関する計画

岐阜県内における道路維持等に関する基本計画（グランドデザイン）としては、地域防災計画、第2期岐阜県強靱化計画及び年度ごとの岐阜県強靱化計画アクションプランがあり、同各計画を具体的に履行するために、岐阜県舗装補修最適化計画、岐阜県橋梁長寿命化修繕計画及び岐阜県トンネル維持修繕計画等の各種計画が存在する。

第1期強靱化計画から第2期強靱化計画をとおして、各指標には、重要業績指標（KPI）が設定されており、各年度における進捗状況が把握・管理されている。

（1）計画の引継・統合状況

新たな強靱化計画の策定に際して、旧指標のうち特に目標達成率評価がC（25%以上～50%未満）又はD（25%未満）評価であったものについては、新指標下においても、引き続きその進捗率等を把握・管理し、最終目標達成まで対策を完遂させることが望ましい。

（2）計画の進捗率

特に進捗率が悪い指標については、その理由を分析した上で、残された期間で、最終目標値に到達できるよう、計画的に、重点的に事業を実施することが望ましい【一部改善報告】。

4 道路維持管理の方法

岐阜県は、全国でもトップクラスの道路施設を管理しているところ、すでに多くが高齢化（竣工後50年以上経過）しているため、各種計画を策定し、戦略的な維持管理方法を推進している。

（1）補修計画等

現在実施中の健全度Ⅲ（早期に補修を実施すべき施設）の補修を完遂させ、健全度Ⅱ（予

防保全の観点から補修を実施すべき施設)への補修へと転換した上で、先見的・効率的な予防保全型の維持管理を協議する「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」を開催し、限られた予算の中で、より効率的・効果的に道路維持管理等の実施を図ることが望ましい。

(2) 予算

平成 25 年度頃に 160 億円程度で推移していた道路維持管理予算は、およそ 10 年間で約 484 億円と 3 倍近くまで増加していることから、今後、限りある財源の中で、適切に、効率的に、そして持続的に道路維持管理を実施するために、外部識者等の見解をも踏まえて早急に協議を図り、新たな方向性を示すことが望ましい。

(3) 道路等の点検

道路の穴ぼこ処理件数が、やや増加の傾向にあることから、まずはその処理箇所数の減少を図った上で、今後は、岐阜県舗装補修最適化計画にいう、「予防保全的な維持管理に転換した場合のコスト縮減効果」の実現を図ることが望ましい。

岐阜県道路パトロール実施要領の記載が、実際の運用と齟齬が生じている。夜間パトロールのシステムへの入力 of 要否等を整理し、適切な実施要領に改めた上、各地土木事務所適切な運用を周知すべきである。

5 橋梁維持管理の方法

岐阜県の橋梁の数(県管理、橋長 15m 以上)は、道路統計年報 2019 において、全国の都道府県の中で第 5 位に位置するところ、橋梁の約 6 割が、架けられてから 50 年以上経過した古い橋梁であるため、橋梁長寿命化修繕計画及び社会資本メンテナンスプラン等に基づき、点検を実施した上で、限られた予算の中で効率的な補修等の維持管理を行っている。

6 関係団体等

県土整備部及び都市建築部技術職員が持ち回りで(令和 4 年度は道路維持課)、岐阜県建設技術協会の書記として、職務専念義務の免除を得て執務しており、県土整備部土木技監室前の控え室(建設政策課所管の場所)には、同協会の物品(ロッカー)が設置されている。

同協会が、ロッカーを設置する態様で、施設の一部を占有・使用することにつき、行政財産の目的外使用許可手続を行うべきである。

第4 河川課

1 河川課の概要

河川課の所管業務のうち、防災に関係するものは、①河川整備計画の策定、②氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（河川改修事業、ダム事業）、③被害対象を減少させるための対策（伝統的防災施設の保全に向けた普及啓発、水害リスク情報の充実）、④被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災情報の提供、避難確保計画の策定支援、県管理の排水ポンプ車の配備、水防活動・水防団）、⑤河川の維持管理（長寿命化、堤防や小規模樋管の維持、耐震化）である。

定期監査資料に従った令和3年度における河川課の防災に関する予算及び決算は、予算額 35,005,639,145 円に対し、決算額は 22,958,406,656 円である。

2 監査の重点及び監査手続

水害防止のための計画の策定及び進捗状況、各土木事務所との関係に着目して、担当課のヒアリング、書類監査を実施した。

3 所管業務に関する計画

河川課の所管する防災業務に関する計画としては、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月、第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）、岐阜県強靱化計画アクションプラン2021（令和3年3月）、河川整備計画、新五流域総合治水対策プラン改定版、岐阜県河川インフラ長寿命化計画、岐阜県水防計画がある。

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する為に設置された協議会である水防協議会（水防法8条1項）に関して、条例上の根拠なく書面開催がなされている、委員でない県職員が会長の職務を代行しているという問題があった。

4 整備率

令和3年度末の整備率は53.7%である。河川整備による防災に果たした効果そのものを具体的に測定することは難しいが、近年の豪雨災害に対しては、過去の豪雨災害の際のデータと比較すると、被害を押さえることに成功していると評価できる。

5 内ヶ谷ダム

岐阜県は建設中のものを含めて8か所のダムを管理している。そのうち最も規模が大きく予算規模も多額である内ヶ谷ダムについて、担当者からのヒアリング及び書類閲覧を行い、契約変更及び出来形の算出について検証した。

6 岐阜県の川の防災情報

河川の氾濫危険情報の発表基準点や近年浸水被害実績があるなど優先度の高い箇所について、水位計や河川監視カメラを順次設置し、岐阜県のウェブサイト上の「岐阜県 川の防災情報」というページにおいて、各河川の水位や河川の映像をリアルタイムに提供している。

このような防災情報の提供は有益なものであるところ、令和2年の月当たりの平均閲覧数は約7.4万件であり、令和3年の月当たりの平均閲覧数は約6.7万件である。

7 河川管理パトロールの結果把握、対策

岐阜県知事が行う河川の維持については、岐阜県事務委任規則において土木事務所長に委任されており、各土木事務所においては、定期的に河川管理パトロールを実施している。土木事務所から河川課に対する河川巡視結果の報告は、河川ごとに作成された年間の巡視結果一覧表を提出する形で行われている。

今後は「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、各土木事務所において行われた巡視結果の共有を図り、河川課から各土木事務所に対し、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

8 水防倉庫

各土木事務所に備えられている水防倉庫には、市町村が所管する水防活動に関し、市町村から依頼を受けた際に提供するため、土嚢袋、杭、ブルーシート、つるはし、じゃかご等の資器材が備蓄されている。各土木事務所の水防倉庫の状況を確認したところ、水防資器材と他の物品やごみのようなものが混在しており、水防資器材が整然と管理されているとはいえない状態になっている例が散見され、水防計画に記載されている物品が存在しない例が認められた。河川課は、各土木事務所の水防倉庫及び備蓄する水防資器材の現状を把握した上で、必要になった際にはすぐに市町村に提供できるように、水防資器材を整理して備蓄するよう各土木事務所を指導すべきである。

また、水防資器材の利用実績はほとんどない。水害発生時における有用性の観点から、水防倉庫に備蓄すべき水防資器材の種類、数量などを再検討することが望ましい。

第5 砂防課

1 砂防課の概要

(1) 主な防災業務

砂防課における主な防災業務は、八山系砂防総合整備計画の実施に関する業務、岐阜県砂防施設長寿命化計画の策定及び実施に関する業務、災害復旧事業のとりまとめ、砂防指定地内等違反行為の処理業務等である。

(2) 令和3年度の予算及び決算の概要

定期監査資料に従った、令和3年度における砂防課の予算及び決算は、予算額40,218,252,863円に対し、決算額26,900,809,135円である。

令和3年度の県の定期監査資料の中で予算・決算額の多くを占めているのは、砂防事業費（予算額15,368,167,583円、決算額9,632,720,685円）及び土木施設災害復旧費（予算額19,191,939,632円、決算額12,271,567,841円）である。

2 監査の重点及び監査手続

災害の予防にまつわる業務、災害復旧事業の流れの中で砂防課がどのような役割を担うのか、岐阜県における砂防指定地内等違反行為への対処に着目して監査を行った。

3 所管業務に関する計画

(1) 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）（令和4年3月）、第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）、岐阜県強靱化計画アクションプラン2021（令和3年3月）において、砂防課が取り組むべき業務が定められている。

また、八山系砂防総合整備計画において、重点的なハード対策と警戒避難体制整備や住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を連携させ、効率的な土砂災害対策を進めることとし、砂防施設長寿命化計画において、予防保全的な管理に必要となる点検や補修・改築にかかる方針及び基準を明確化し、「施設機能の長期保持」、「補修・改築費の平準化」を図っている。

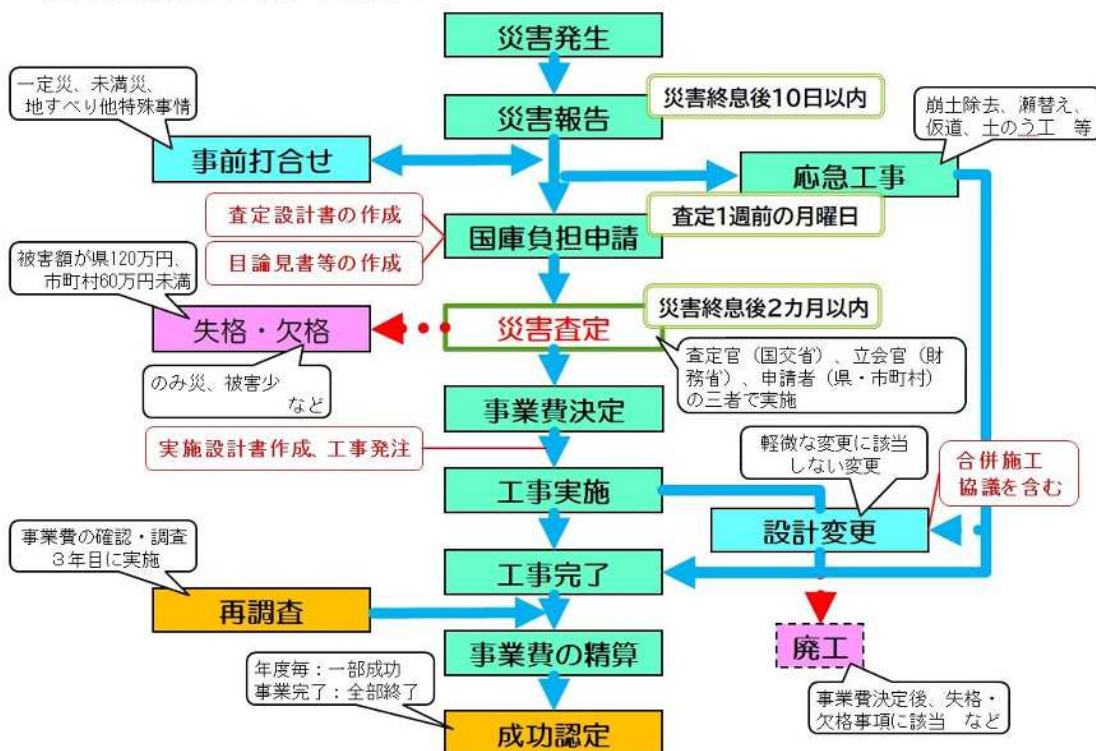
(2) 八山系砂防総合整備計画について、現在改訂中であるが、砂防施設の補修・改築の計画にあっては、今まで以上のペースをもって補修・改築計画を立てることが望ましい。

(3) 砂防施設長寿命化計画について、平成25年度の点検においてC評価となった箇所については、令和2年の点検を踏まえた健全度評価において、C評価のまま据え置き、補修の対象とするなど、一定の配慮をすることが望ましい。

(4) 砂防施設長寿命化計画について、健全度評価の結果、C評価の中で県民への周知が特に必要と判断されるものについては市民に公表することが望ましい。

4 災害復旧事業における砂防課の役割

災害復旧事業の流れ



5 砂防法関連不適正事案への対処

(1) 違反行為への適切な対応を図ることを目的として、砂防法関連に係る違反行為の処理マニュアルが策定されている。

(2) 砂防課は、砂防法関連不適正事案について、土木事務所からの報告受理及び土木事務所との協議、不適正事案の公表、行政処分に係る手続き、刑事告発の検討、行政代執行の検討を担う。

(3) 長期間違法状態の是正が完了していない事案について、事案を放置しているわけではないことを県民に周知すべきである。また、緊急に防災措置を講ずる必要がないのであれば、定期的な巡視の頻度を減らし、土木事務所職員の負担を軽減すべきである。

(4) 砂防指定地内行為許可を受けた者に対する監督処分について、その相続人に対して改めて監督処分をすべきである。また、砂防指定地内行為許可を受けていない者が行った違反行為に対する措置命令については、違反行為者の相続人に措置命令の効力が及ばず、新たに相続人に対して措置命令を行うこともできないため、違反行為者との連絡を密にし、生存中に是正措置が完了するよう、指導を徹底すべきである。

第6 農林事務所に関する防災事業

1 森林保全課の防災事業

(1) 主な防災業務

森林保全課（令和3年度中は治山課である。）は、林政部に属し、令和3年度は同部における「令和2年7月豪雨災害を踏まえた山地防災力の強化」の基本方針の下、治山施設の整備による山地災害の未然防止とデータの活用と支援体制強化による山地災害の未然防止に取り組んでいる。

治山事業は、自然災害の復旧と防止を行い、森林の維持・造成を通じて山地災害から住民の生命・財産を守るために森林法に基づき国や県が保安林内で実施する事業である。治山事業の工種には、主に溪間工、山腹工、森林整備がある。

データの活用と支援体制強化による山地災害の未然防止の取組としては、航空レーザ測量データを活用した効果的な治山対策の推進を図るため、県単治山事業により航空レーザ測量を実施し、県が事前防災モデル地区の事業地の設定や市町村・林業事業体を対象とした研修会の開催などの技術支援を実施している。

(2) 令和3年度の予算及び決算の概要

森林保全課の令和3年度における治山事業及び災害復旧に関わる予算（決算）としては、治山費 11,182,675,065 円（7,593,684,371 円）、直轄事業負担金 167,768,000 円（167,767,943 円）及び治山施設災害復旧費 168,858,300 円（138,136,000 円）が存在する。

(3) 監査の重点及び監査手続

森林保全課は、適切な治山事業や災害復旧事業が行われているかどうかに着目して監査を実施した。

(4) 防災に関連する計画及び進捗状況

ア 第4期岐阜県森林づくり基本計画

(ア)「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、知事が定める森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、森林づくりの基本的な計画が策定され、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられている。

(イ)第3期計画（平成29年度から平成33年度）の目標値に対する達成度が2%にとどまる指標が存在する。今後の災害予防のための治山の事業の推進を検討する際には、他課の施策の状況にも配慮した施策を検討することが望ましい。

イ 岐阜県強靱化計画アクションプラン

(ア)岐阜県強靱化計画アクションプランに関して、森林保全課は、「治山施設の整備・機能強化」に関する事業を行っており、その内容として、「治山施設の整備」、「流木捕捉式治山ダム等の整備」、「既存治山施設の機能強化対策」、「県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成」の事業の進捗を管理している。

(イ)「流木捕捉式治山ダム等の整備」に関する事業に関し、計画年度は、令和6年度まで存在しているが、令和3年度で目標値を達成している。目標値の設定の見直しを検討し、増加の必要があるのであれば、より一層の対策推進を行うのが望ましい。

(ウ)「既存治山施設の機能強化対策」に関する事業に関し、当初予算額が確保されながら、執行率が最大 66.7%に留まっている。事業効果の早期発現と年度内の予算執行率を高められるよう、事業計画等を見直すことが望ましい。

(5) 治山施設点検

ア 岐阜県は、治山施設の点検にあたり、治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を作成し、毎年、治山施設の点検を実施している。

イ 治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うよう各地農林事務所の担当課に確認し指導すべきである。

ウ 健全度評価に変わりがない以上は、健全度評価に合わせた評価を行うよう各地農林事務所の担当課を指導し、点検対象外であることについては、その旨が記録できるように治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を改めるべきである。

2 農地整備課の防災事業

(1) 主な防災業務

農地整備課は、農政部に属し、令和3年度は同部における基本方針の一つである「地域資源を活かした農村づくり」の一貫としての「災害に強く、力強い農業農村を支える生産基盤の整備」の下、農業用ため池の防災・減災対策に特に力を入れている。

具体的な対策としては、防災対策として、農業用ため池の劣化状況調査、地震・豪雨耐性評価を行い、調査結果を踏まえた防災工事の実施を行い、減災対策としては、遠隔監視システムの整備等による監視・管理体制の強化と浸水想定区域図や防災行動計画の作成による地域防災力の強化への取組がある。

(2) 令和3年度の予算及び決算の概要

農地整備課の令和3年度におけるため池等の防災に関わる予算（決算）としては、農地防災事業費 7,288,422,871 円（4,431,265,876 円）及び農地災害復旧費 2,094,573,500 円（859,999,415 円）が存在する。

(3) 監査の重点及び監査手続

農地整備課は、適切な農地防災事業や災害復旧事業が行われているかどうかに着目して監査を実施した。

(4) 防災に関連する計画及び進捗状況

ア ぎふ農業・農村基本計画

(ア) 県の農業・農村振興に関する計画の最上位に位置づけられる計画であり、同計画の重点施策の一つに「災害に強い農村づくり」が掲げられている。

その主な取組は「農業インフラの防災・減災対策の推進」や「防災意識の向上と地域防災力の強化」であり、施策の内容は、防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価などの調査、改修、IoTを活用した遠隔監視システムの整備、農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）の作成と周知による防災行動への意識啓発等である。

(イ) 農業用ため池のタイムラインは他県にない取組であり、外部委員の意見を参考に取り入れるなど積極的な防災への取組であるだけでなく、その具体的な目標設定と計画は、

他の防災事業の目標設定や計画においても参考になる【参考報告】。

イ 農山漁村地域整備計画

農山漁村地域整備計画は、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき策定する、農業農村・森林・水産の各分野における整備計画である。

農山漁村地域整備交付金を活用するためには、この農山漁村地域整備計画への位置づけが必須であるため、岐阜県では、活用可能な事業をすべて農山漁村地域整備計画に位置づけている。

一方、農山漁村地域整備交付金の予算は限られているため、他の補助金が活用可能な事業は他の補助金を活用することとしており、実際に農山漁村地域整備交付金を活用する事業は限られているのが現状である。

ウ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼす恐れがあるとして県が指定する「防災重点農業用ため池」の防災工事等の推進に関する計画である。

県が防災工事等推進計画を定めることで、国から財政上の措置や地方債の特例が受けられることとなる。

同計画には、劣化状況評価の実施に関する事項と地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項、防災工事、廃止工事に関する事項について、同法の有効期間10年を、前半5年を前期、後半5年を後期として、対策の計画が定められている。

エ 岐阜県強靱化計画アクションプラン

岐阜県強靱化計画アクションプランに関して、農地整備課は、「農業用排水機場の整備」に関する事業、「農業ため池の防災対策の推進」に関する事業を行っている。

第4章 各地の防災体制

第1 岐阜県庁・総合庁舎の概要

1 岐阜県庁・各地総合庁舎の概要

岐阜県内には、災害対応の拠点として、岐阜県庁と9つの総合庁舎及びふれあい会館（以下、「総合庁舎等」という。）が存在し、各地の総合庁舎等には、主な機関として、県事務所等、農林事務所、土木事務所、建築事務所、県税事務所、保健所、教育事務所等が設置されている。

災害対応として、岐阜県庁は、県内において大雨注意報等の気象警報・注意報の発表があれば警戒体制が取られ、災害の発生や発生のおそれがある場合には、県内の災害応急対策を行う災害対策本部が設置されることとなる。

2 各地総合庁舎の発災時の機能

各地の総合庁舎等においては、管轄する地域において災害が発生や発生するおそれがある場合は、各機関の職員が災害応急対策にあたるため、県支部が設置されることとなる。

3 本庁と各総合庁舎等の位置関係

以下、報告書内で取り上げた、本庁、各地総合庁舎、古川土木事務所の概ねの位置関係については以下のとおりである。

地図上には、後記「第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所」から、「第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所」に記載した管轄の範囲を、以下の分類で色分けして記載している。

第5	岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	黄色
第6	西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	薄い青色
第7	揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	薄い緑色
第8	中濃総合庁舎・中濃土木事務所・中濃農林事務所	濃い青色
第9	郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	赤色
第10	東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	緑色
第11	可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	オレンジ色
第12	恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	インディゴ色
第13	下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	スカイブルー色
第14	飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・ 飛騨農林事務所	ピンク色

第2 各地の土木事務所の概要

岐阜県内の土木事務所は、全部で11存在し、それぞれの管轄エリア内において道路・河川・砂防の建設や維持管理を行っている。

1 道路管理

各種計画等に基づき、道路点検（道路パトロール、穴ぼこ点検及び舗装の点検並びにMCI値の計測による定期点検）、道路以外の構造物等点検、落石危険箇所点検、道路構造物の点検等を実施している。

2 橋梁管理

各種計画等に基づき、初期点検（「水じまい点検」及び「耐候性橋梁のさび状態点検」）並びに5年に1回の頻度で定期点検（「基本点検」、「詳細点検」、「第三者被害予防措置点検」）及び「歴史的鋼橋の点検」を実施している。

3 河川管理

各種計画等に基づき、河川の巡視及び堤防や樋門等の施設の定期点検を実施している。

4 砂防管理

各種計画等に基づき、砂防施設の定期監視、臨時点検及び詳細点検を実施している。

第3 各地の農林事務所の概要

岐阜県内の農林事務所は、全部で10存在し、それぞれの管轄エリア内において、農業振興、畜産振興、農業普及活動等の農業施策に関わる業務を行っているが、その中でも防災に関する業務として取り上げたのは、ため池事業と治山事業である。

1 治山施設の管理

各種計画等に基づき、初回点検（施設完成の翌年度から10年目）及び2回目以降の点検を実施し、各施設の健全度評価を行っている。

第4 岐阜県庁

1 新県庁舎の概要

岐阜県においては、令和元年7月より新県庁舎の建設に着手し、令和4年12月16日に竣工、令和5年1月4日より、業務を開始している。



新県庁舎外観（令和4年9月撮影）

2 監査の重点及び監査手続

本年度は、危機管理部と県土整備部を中心に監査を行っているが、防災業務にとって非常に重要である新県庁舎の防災機能についても、その機能面の監査を行った。

3 防災機能

新県庁舎の建設においては、下記の防災計画に従って建設がなされている。

- (1) 耐震性・耐浸水性の強化
- (2) 災害時の庁舎機能の維持（電力や水などのライフライン機能の維持）
- (3) 災害対策機能の強化（危機管理フロアの設置・集約、ヘリポートの設置等）

4 新県庁舎の防災設備に関する予算

新県庁舎建設工事のうち、防災設備工事に関連する主立った予算（契約額）については、免震装置が192,408,000円、非常用電源設備が541,350,000円、屋上ヘリポートが113,643,000円、貯水槽が16,000,000円、無停電電源装置が164,619,000円、特別高圧引込線が1,230,000円、LPガスバルクタンクが1,970,000円、空調用熱源機が223,340,000円、受変電設備が348,240,000円、受水槽が15,460,000円、水密扉が8,822,000円、通信回線引込線が5,800,000円、災害対策本部設備が273,350,000円である。

5 災害対策本部

新県庁舎における災害対策本部は、5階の危機管理部フロアに設置され、危機管理部の通常の執務場所と災害対策本部の間には仕切り壁がない。

災害対策本部と災害対応部局の活動場所が一体となることで、これまで以上に緊急時の速やかな対応が可能となっている【参考報告】。

6 災害備蓄品倉庫

災害対策本部の横には防災倉庫を設けられており、県庁内で使用する非常用の食料や水を始め、必要な物資が保管されている。

庁舎の新築により防災備蓄品を保管する防災倉庫が改まり、機能面としても災害対策本部に隣接する場所に保管するなど、実際の使用を想定した適切な保管が行える状況となっており、保管物資については、改めて他所にある防災備蓄品と共に備蓄の状況を整理することである【参考報告】。

第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所

1 管内の状況

管内は、岐阜県の南西部に位置し、6市3町からなり、面積は 993.28 km²で、県全体の 9.3%、人口は約 79 万人で、県全体の 40.2%を占めている。

2 防災事業に伴う予算

(1) 岐阜土木事務所

令和3年度における防災に関する主な予算(決算)は、道路橋りょう維持費が 2,850,225,429 円(2,850,225,429 円)、道路橋りょう改築費が 2,420,365,612 円(2,420,365,612 円)、河川改良費が 2,908,044,649 円(2,908,044,649 円)、砂防事業費が 844,340,301 円(844,340,301 円)である。

(2) 岐阜農林事務所

令和3年度における防災に関する主な予算(決算)は、農地防災事業費が 584,801,688 円(584,801,688 円)、治山費が 386,123,590 円(385,388,043 円)である。

3 監査の重点及び監査手続

岐阜県の中心地である岐阜市及びその周辺市町の基盤整備を担っていることから、特に市町とを結ぶ道路が適切に管理されているか、また、河川氾濫による災害の危険性が高いことから河川に関する事業の適切な運用がなされているかを確認した。

4 岐阜支部の機能

岐阜地域では岐阜県災害対策本部設置時、県庁危機管理政策課内に岐阜支部を設置している。

ふれあい会館は、岐阜市藪田南5丁目14番53号に所在し、平成5年に建設されものであり、その内岐阜土木事務所・岐阜農林事務所が事務所を置く第1棟は、地上14階であり、岐阜土木事務所・岐阜農林事務所は、8階と9階に事務所を置く。

岐阜支部は、県庁危機管理政策課内に設置されるが、岐阜土木事務所、岐阜農林事務所はふれあい会館で災害対応にあたる。



5 岐阜土木事務所

(1) 契約関係

ア 予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

イ 契約における履行期間の延長を認める場合は、どれだけの期間、延長承認を行うべきかについて、手続の進捗状況と手続き完了までの見通しを踏まえ、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を提出させるべきである。

ウ 河川の堤防除草の委託業務につき、地域住民ではなく一般業者によって作業が行われ

ている範囲が増えているのであれば、随意契約理由の正当性に疑問が持たれる。随意契約の理由の見直しを行い、随意契約理由の内容が適切であるかの検討を行うことが望ましい。
エ 業者から提出された延長申請書の記載（年度の誤記）を確認し、正しく修正させるべきである【改善報告】。

（２）点検業務

ア 河川パトロールにつき、不法な工作物の設置については、設置者を確認の上、法令に基づいた適切な対応をすべきである。

イ 河川の管理状況の適切な把握の為に河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。

（３）土地利用

ア 未登記土地につき、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 売買契約書等の原因証書が存在しない件については、所有権を取得できていない可能性があることから、現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性及び道路管理者による時効取得等も踏まえ、様々な角度からの検討を行うべきである。

ウ 現在の未登記土地が実際の土地上のどの位置にあるのかといった可視化も含めて、より有効的な未登記土地への対処方法を、司法書士・弁護士といった法的専門家も交えて対応を検討することが望ましい。

エ 未登記土地解消の為に調査委託につき、調査を委託する前に、登記が未登記のままかどうかについて事前に確認した上で発注すべきである。

オ 未登記土地につき、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

カ 違法な石積み事案（当初の行政指導から５年に亘り状況変化なし）については、行政処分も含めて違法状態の是正を求める具体的な対処方法の計画を定めるべきである。

（４）倉庫関係

水防計画の内容を確認すると共に、計画に従った資材の保管を行うか、又は、現状において保管されておらず不必要な資機材が記載されているのであれば、水防計画を訂正すべきである。

（５）水防関係

水防実施概要報告書は、水防活動の際の活動内容を報告する重要な報告書であり、実施状況を記録し報告責任者を明確にする意味でも、報告者を記載し、水防実施概要報告書の従事者氏名欄については、班長の出勤がない場合でも、報告責任者が分かるように、書式を見直し、報告者欄等を訂正すべきである。

（６）事務所運営

ア 現金出納帳の管理につき、金銭管理は例え少額であっても重要であり、引継書の確認等を徹底して誤りのない事務処理の引き継ぎを行うのが望ましい。

イ 衛星携帯電話につき、誰が何時持ち出したかなどを明確にする為に管理簿等を整え、管理するのが望ましい。

（７）災害復旧工事現場視察

災害復旧工事現場につき、請負業者に対して崩壊場所があることなどが周囲から分かる

ように立て看板を置くなどの注意喚起を徹底させることが望ましい。

6 岐阜農林事務所

(1) 治山工事

ア 山地災害危険地区の治山事業につき、関係地区の住民への説明会開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

イ 治山工事につき、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

(2) 治山施設点検

治山施設の点検結果については、治山施設点検業務特記仕様書に従って評価を行い、正確な記録を行うべきである。

(3) 契約関係

ア 予定価格の同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

イ 設計図書の不備による契約変更（増額）につき、単純な積算入力（転記）の誤りであるため、検算の徹底などの再発防止策を確認し、正確に入力すべきである。

(4) 物品管理

毎年、交通事故の発生が続いており、職員における注意喚起徹底していないと思われる為、今後一層の注意を行うべきである。

(5) 非常時における業務継続計画

令和4年度に、新型コロナウイルス等により、職員が長期間不在となった場合に備えて、課内の誰が優先業務のどの作業を行うのかにつき、個々の職員にまで具体的に検討・整理した事務所独自の業務継続計画を策定した【参考報告】。

第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所

1 管内の状況

管内は、岐阜県の西南部に位置し、大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町・関ヶ原町）、安八郡（神戸町・輪之内町・安八町）の2市3郡6町からなる。

2 防災事業に伴う予算

(1) 西濃県事務所

令和3年度予算（決算）のうち防災に関する主なものは、防災総務費が599,252円（599,252円）、消防指導費が24,763円（24,763円）である。

(2) 大垣土木事務所

令和3年度予算（決算）のうち防災に関する主なものは、道路橋りょう維持費が2,223,334,410円（2,223,334,410円）、道路橋りょう改築費が2,187,579,613円（2,187,579,613円）、河川改良費が1,862,919,136円（1,862,919,136円）、砂防事業費が602,502,224円（602,502,224円）などである。

(3) 西濃農林事務所

令和3年度予算（決算）のうち防災に関する主なものは、農地防災事業費が1,051,527,776円（1,051,527,776円）、治山費が519,007,893円（519,007,893円）などである。

3 監査の重点及び監査手続

管内は、45の一級河川を有し、海拔0m地帯を広く有する地帯であり、歴史的に数多くの水禍を受けていることから、主に水害の観点より、治水、治山、砂防に関する事業及びライフラインとしての道路・橋梁の維持、改築等に関する事業（入札、契約及び契約変更を含む。）が適切になされているかを確認した。

4 西濃総合庁舎

(1) 概要

西濃総合庁舎は、大垣市江崎町422-3に所在し、現在の本館は、昭和46年に建設されたものであり、地上5階、延床面積6,953㎡を有する。

同庁舎内には、大垣土木事務所、西濃農林事務所等がある。

(2) 物品管理

ア 備蓄品等を、可能な限り一か所（又はそれぞれ近接した場所）にまとめた上で、物品を整序して保管・管理することが望ましい。



【西濃県事務所ホームページより】

イ 備蓄用飲料水の更新に際しても、外部提供を図るなどして、有効活用する方法を検討することが望ましい。また、備蓄用飲料水を生活用水として保管する場合の保管方法等に関する指針を定めた上で、計画的に運用することが望ましい。

ウ 中・小容量衛星可搬局の作動方法及びマニュアルの周知を図る等して、同機材を扱える職員の増加を図ることが望ましい。

エ 備蓄品等については、少なくともL1（河川整備において基本となる降雨）において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。

オ 防災資機材につき、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。

5 大垣土木事務所

(1) 契約関係

ア 工事に関する入札につき、辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

イ 業務委託に関する入札につき、予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

ウ 失格判断基準価格の算出方法に関する研修等及び複数人での確認作業を実行し、入札無効・契約解除による工期遅延等を回避するよう徹底されることが望ましい。

エ 設計書の作成に当たっては、周到な調査や測量を行い、建設変更工事事務処理要領の趣旨・運用を徹底すべきである。

(2) 施設管理・点検

ア 道路点検につき、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

イ 河川点検につき、「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所内並びに河川課との情報共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

ウ 砂防点検につき、獣害対策ネット設置等の理由により進入・調査不能な砂防指定地等については、他の係とも情報共有を図り、別ルートで一般車両の進入が可能な場合は、監視を実施すべきである。

(3) 土地利用

ア 未登記土地につき、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 未登記土地については、市町村へ県が取得した土地に固定資産税の課税継続がされないよう情報提供すべきである。

ウ 無許可盛土という違法行為を把握した後は、単に防災措置工事命令に関する履行勧告書の発出を繰り返すだけでなく、履行可能性がないと判断された場合には、遅滞なく、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい。

エ 同不適正事案は、未登記問題と同様に、毎年度の重点事項及び課題等として定期監査資料に記載し、その経過・進捗状況も含めて毎年監査を及ぼすことが望ましい。

(4) 物品管理

ア ボーリングコア箱等は、通知による保存期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。

イ ボーリングコア箱等に関する適切な処分を推進することで保管場所を空け、同場所を防災資機材の倉庫として効率的に運用するという方法を協議・検討することが望ましい。

ウ 水防倉庫については、各資機材が、配置図によって定められ位置に、整序された状態

で良好に保管されていた【参考報告】。

エ 大垣サテライト拠点につき、物品の個数等は正確に把握・管理すべきである。

(5) 労務管理

ア 時間外勤務については、事務所内において業務の平準化を図るなど、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。

イ 次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。

6 西濃農林事務所

(1) 契約関係

ア 工事に関する入札につき、辞退率が高い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

イ 業務委託に関する入札につき、予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

ウ 工期変更（延長）の理由につき、その具体的な理由については、口頭報告だけではなく、工事書類作成の手引きに従い、交渉経緯報告書等の資料を添付すべきである。

エ 設計書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきであり、安易に前例を踏襲すべきではない。

(2) 施設管理・点検

ア ため池巡回パトロール記録票は、正確に作成・記録すべきである。

イ 樹木等の繁茂等の理由により確認不可なため池については、防災工事優先度の要素を踏まえて順位付けした上で、優先度の高いため池から順次、定期点検の実施主体たるため池管理者、市町村等とも協議・調整した上で、パトロールを実施可能な環境を整備し、これを実施すべきである。

ウ 県営ため池「寺谷2号池」については、地域住民との協議・理解を得て廃止に至り、新たに地域住民憩いの場所として利活用の方針を見出した【参考報告】。

エ 治山施設台帳の情報が更新された場合には、事後的に更新内容の詳細を確認・聴取・検証できるよう、更新者名を入力すべきである【改善報告】。

オ 治山施設の修繕等を含む事業の優先順位付けについては、県全体において客観的・統一的な指標に基づき行われることが望ましい。また、市町の治山事業要望を受けて現地視察を行った結果については、日常点検の一環として、その結果を県の「個別施設計画整理表」に反映させる方法で、情報の共有・連携・統合を図ることが望ましい。

(3) 物品管理

採取・提出されたボーリングコア箱等については、保存期間に関する通知に基づき、業務完了日の次の年度から起算して5年間は保存すべきである。

(4) 労務管理等

ア 時間外勤務については、事務所内において業務の平準化を図るなど、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。

イ 次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。

第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所

1 管内の状況

管内は、岐阜県の西北部に位置し、揖斐川町、大野町及び池田町の3町からなり、面積は876.43㎏で、県全体の8.25%、人口は約6万3,000人で、県全体の約3.2%を占めている。管内には34河川の一級河川をはじめ、多数の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、災害に強い「安心できる地域づくり」に向けて計画的に治水・治山対策、土砂災害対策を進めている。

2 防災事業に伴う予算

(1) 揖斐県事務所

揖斐県事務所における防災に関する予算執行状況は、防災総務費としての支出が主な内容である(予算令達額328,869円、支出済額328,869円)。

(2) 揖斐土木事務所

一般会計の中で、防災に関する主だった支出は、道路橋りょう維持費(予算令達額1,414,694,329円、支出済額1,414,694,329円)、道路橋りょう改築費(予算令達額2,308,754,064円、支出済額2,308,754,064円)である。特別会計として、徳山ダム上流域公有地化特別会計(予算令達額91,428,840円、支出済額91,428,840円)がある。

(3) 揖斐農林事務所

防災に関する主だった支出は、農地防災事業費(予算令達額174,289,700円、支出済額174,289,700円)、治山費(予算令達額988,328,521円、支出済額988,328,521円)である。

3 監査の重点及び監査手続

揖斐土木事務所及び揖斐農林事務所の管内は、34の一級河川及び多数の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、主に治水、治山、砂防に関する事業が適切になされているかどうかに着目して、現地確認、ヒアリング及び書類監査を実施した。

4 揖斐総合庁舎

(1) 概要

所在地：揖斐郡揖斐川町上南方森本27番地2

階数：鉄筋コンクリート造5階建

延面積：4,232.73㎡

揖斐総合庁舎には、揖斐県事務所、揖斐土木事務所・揖斐農林事務所が所在している。

(2) 防災資機材倉庫

ア 防災備蓄品は可能な限り一か所に備蓄することが望ましい。複数の場所にならざるを得ないとしても、相互に近接した場所に備蓄することが望ましい。

イ 防災備蓄品であるガソリンについて、使用量の記録は正確に行うべきである。

ウ 庁舎一階の倉庫や、庁舎外の地面と同じ高さにある倉庫に防災備蓄品を保管することは避けるべきである。



5 揖斐土木事務所

(1) 契約関係

ア 累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続をとるべきである。

イ 設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い、正確に作成すべきである。
ウ 変更契約の許否を検討するに際しては、設計変更が認められる場合として建設工事変更事務処理要領に列挙されたものの中から適切なものを選択し、該当性を検討すべきである。

(2) 点検業務

ア 道路パトロール日誌について、処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

イ 河川パトロールについて、「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、土木事務所において行われた巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

(3) 土地利用

ア 未登記土地の解消に向け、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 売買契約の相手と登記上の名義人が異なる事例について、売買契約の相手方と再度協議して権利の存否を確認し、所有権がないことが判明した場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。

ウ 未登記土地の固定資産税がもとの所有者に課税されないように、市町村へ情報提供すべきである。

(4) 倉庫関係

ア 水防資器材については、実際の発災時に利用可能かも含め、見直しを行い、水防資器材を整理して保管するとともに、水防資器材の配置図や棚札を設置することが望ましい。

イ ボーリング試料は保管期間が経過するまで保管すべきである。仮に、そのような取扱いが実情に即していない場合には、保管期間に関するルールを変更すべきである。

(5) 事務所運営

衛星携帯電話について、使用簿及び利用手続を定めたマニュアルを作成することが望ましい。

(6) 現地視察

揖斐土木事務所においては、令和3年4月12日の定期点検により補修が必要であることが判明した橋りょう（瑞巖寺橋）について、工事現場を視察した。

6 揖斐農林事務所

(1) 契約関係

ア 予定価格と同額での入札が多い理由を分析した上、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

イ 設計図書作成の前提となる委託業務の結果に誤りがないかどうかについては、農林事務所としても十分に確認すべきである。

ウ 業者とのやりとりについては記録化しておくべきである。

エ 委託業務の成果品の瑕疵に関し、「軽微なミス修正」にあたりと判断した経過を記録化しておくべきである。

(2) 補助金の交付事務について

岐阜県の補助金が交付された治山事業に関する刑事事件について、進展を注視するとともに、町に対して照会するなどして、事実関係を把握するよう努めることが望ましい。

第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所

1 管内の状況

- (1) 中濃県事務所の管轄は、関市、美濃市、郡上市の3市である。
- (2) 美濃土木事務所及び中濃農林事務所の管内は、岐阜県のほぼ中央に位置し、関市及び美濃市の2市からなっている。

2 防災事業に伴う支出

- (1) 中濃県事務所における防災に関する主な支出は、防災総務費（予算令達額 220,584 円、支出済額 220,584 円）である。
- (2) 美濃土木事務所における防災に関する支出は、河川改良費（予算令達 1,836,466,517、支出済額 1,836,260,441）、道路橋りょう維持費（予算令達額 964,002,909、支出済額 963,120,264）などである。
- (3) 中濃農林事務所における防災に関する支出は、治山費（予算令達額 508,022,721、支出済額 508,022,721）、農地防災事業費（予算令達額 80,137,200、支出済額 80,137,200）などである。

3 監査の重点及び監査手続

平成 23 年度岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から検討とともに、防災倉庫及び水防倉庫の確認を行った。

4 岐阜県中濃総合庁舎

(1) 概要



所在地：美濃市生櫛 1612-2
階数：5 階
本館：鉄筋コンクリート造
延床面積：5,166.04 m²
中濃総合庁舎には、中濃県事務所、美濃土木事務所・中濃農林事務所が存在している。

(2) 災害備蓄品の保管状況

ア 中濃県事務所内のどこに災害備蓄品が保管されているのかの具体的な場所を記載した管理台帳とともに、配置図を策定するのが望ましい。

イ 中濃総合庁舎の防災資機材倉庫の入り口には、災害用備蓄品の部屋や倉庫であることを示す表札や表示を示すべきである。

(3) 防災備蓄品

- ア 防災備蓄品につき、定期的な点検を行い、その記録を残すべきである。
- イ 物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。

5 美濃土木事務所

(1) 委託業務の入札執行状況

予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

(2) 河川パトロール

河川巡視の結果を正確に反映した河川巡視結果の一覧を作成するべきである。

(3) 未登記土地

ア 未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 市町村と連携して、未登記土地の課税関係を確認し、県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

(4) ボーリングコア

ア 整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。

イ 保管場所等の確保のため必要であれば、コア箱等の廃棄を検討することが望ましい。

(5) 水防倉庫

水防倉庫内の物品を整理して管理することが望ましい。

(6) 現地視察（砂防堰堤）

建設から60年経過した砂防堰堤の現地視察を行った。

6 中濃農林事務所

(1) 治山点検

治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。正確な記録のためにも、個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。

(2) 治山工事

ア 危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

イ 進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

(3) 委託業務の入札執行状況

予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

(4) 変更契約

ア 変更の要否が判断可能な程度な理由の記載と説明資料の添付を求めるべきである。

イ 建設工事の設計段階において、地権者との協力の要否や地権者との関係での制約の有無などについては、事前に現地調査を含めた必要な調査を行うことが望ましい。

第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所

1 管内の状況

管内は、岐阜県の北西部に位置し、中濃地域の北部を占め、旧郡上郡の3町4村が合併した郡上市の区域からなる、長良川の上流地域である。

2 防災事業に伴う支出

(1) 郡上土木事務所の防災に関する主だった支出としては、道路橋りょう維持費(予算令達額2,193,550,771、支出済額2,193,550,771)、砂防事業費(予算令達額1,783,379,214、支出済額1,783,379,214)などがある。

(2) 郡上農林事務所の防災に関する主だった支出としては、治山費(予算令達額941,749,333、支出済額941,749,333)、農地防災事業費(予算令達額290,849,815、支出済額290,849,815)などがある。

3 監査の重点及び監査手続

適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかの確認しつつ、除雪車の管理等についても適切に行われているかの観点から監査を行った。

4 岐阜県郡上総合庁舎

(1) 概要



所在地：郡上市八幡町初音 1727-2

階数：5階

本館：鉄筋コンクリート造

延床面積：4,567.64 m²

郡上総合庁舎には、郡上土木事務所・郡上農林事務所が存在している。

(2) 郡上総合庁舎の所在場所

ア 郡上総合庁舎の所在場所の一部は、土砂災害警戒区域内であることから、支部の移転の時期等についてマニュアルを見直すべきである。

イ 庁舎裏山の現況確認をすることが望ましい。

(3) 防災資機材倉庫

郡上総合庁舎の防災資機材倉庫の入り口には、災害用備蓄品の部屋や倉庫であることを示す表札の掲示や表示を行うべきである。

5 郡上土木事務所

(1) 委託業務の入札執行状況

予定価格と同額の数額での入札(積極的な落札意思なしと評価)が多い理由を分析した

上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

(2) 随意契約の理由

随意契約理由書内の具体的な説明について、適切に記載すべきである。

(3) 水防倉庫

配置図等を作成するなどして、倉庫内の物品整理を行うことが望ましい。

(4) ボーリングコア

ア 効率的に活用できるよう整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備するのが望ましい。

イ 外部者が容易にアクセスできる場所でボーリング資材を保管することは避けるべきである。

(5) フォークリフトの利用契約

利用の実情と異なるのであれば、契約書の条項を修正すべきであるし、少なくとも現行の契約内容に従えば、郡上市に対し、フォークリフトを使用することになる除雪業務委託業者の「指定」（情報を伝えること）するべきである。

(6) 未登記土地

未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

(7) 現地視察

砂防堰堤及び道路の災害復旧現場を視察した。

6 郡上農林事務所

(1) 委託業務の入札執行状況

予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

(2) 治山施設点検シート

治山施設点検シートにつき、総合判定を行った場合には、判定結果の記載をシート上に正しく反映させるべきである。

(3) 治山工事

ア 危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

イ 進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

第 10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所

1 管内の状況

管内は、岐阜県の中南部に位置し、美濃加茂市、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）及び可児郡（御嵩町）に 2 市 8 町村からなっている。南部は、平坦部丘陵地であるが、北部は急峻地形の多い山間地域である。また、古くから主要街道が貫く内陸部の交通の要衝であり、今日でも中部経済圏内陸部の交通拠点となっている。管内には 57 河川の一級河川があり、平成 22 年の「7.15 豪雨」、平成 23 年の「台風 15 号豪雨」の災害等を踏まえ、平成 24 年度に新たに「木曾川中流圏域河川整備計画」を策定した。また令和 2 年 7 月豪雨においては、飛騨川の水位が上昇したことにより、白川でバックウォーター現象が発生し浸水被害が発生した。

2 防災事業に伴う支出

(1) 可茂県事務所における防災に関する主だった支出は、防災総務費(予算令達額 430,988 円、支出済額 430,988 円)及び消防指導費(予算令達額 178,000 円、支出済額 178,000 円)がある。

(2) 可茂土木事務所の防災に関連する主だった支出は、道路橋りょう改築費(予算令達額 1,838,400,340 円、支出済額 1,838,400,340 円)、道路橋りょう維持費(予算令達額 1,515,551,014 円、支出済額 1,515,551,014 円)などがある。

(3) 可茂農林事務所の防災に関連する主だった支出としては、農地防災事業費(予算令達額 810,397,215 円、支出済額 810,397,215 円)、治山費(予算令達額 190,086,023 円、支出済額 190,086,023 円)などがある。

3 監査の重点及び監査手続

他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認したほか、57 の一級河川及び多数の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、治水、治山、砂防に関する事業が適切になされているかを確認した。

4 可茂総合庁舎

所在地：美濃加茂市古井町下古井 2610-1

階数：鉄筋コンクリート造 5 階建

延面積：6,901.00 m²



(1) 防災倉庫

ア 備蓄品等については、少なくとも L1 計画規模において浸水しない高さ・建物階層において保管すべきである。

イ カビが発生しないよう保管場所の通気性を保つなど適切に管理すべきである。

ウ 備蓄品が存在するかを明確にする配置図を記載することが望ましい。

エ 備蓄品は可能な限り 1 か所に備蓄することが望ましい。

5 可茂土木事務所

(1) 土地利用

ア 管内には 1,196 筆の未登記土地が存在しているが、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 未登記土地の固定資産税がもと所有者に課税されないために、県は市町村と連携して課税関係を確認するとともに、市町村に情報提供すべきである。

(2) 道路パトロール

未処理の異常個所の進捗状況について随時記録すべきである。

(3) 現地視察

令和 3 年度の豪雨による災害復旧現場を視察した。災害復旧した法面については、一見すると目が粗いコンクリートのように見えるが、これは、時間が経てばコンクリートの隙間から草が生えることにより、自然との調和を図るためである。

6 可茂農林事務所

(1) 治山事業

ア 平成 30 年 7 月豪雨では 5 件（うち山地災害危険地区危険度 A 1 件、同危険度 B 1 件）、令和 3 年 8 月豪雨では 1 件（同危険度 A 1 件）の山地崩壊が発生し、溪流や国道等の道路に土砂や倒木が堆積したことから、危険度 A の箇所について治山事業が進んでいくよう市町村とさらに連携することが望ましい。

イ 治山工事について、進捗状況を把握できるように 5 年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値の設置江をすることが望ましい。

ウ 治山施設の修繕についてあらかじめ「治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書」に修繕の承諾に関する規定を設けることが望ましい。

エ 治山施設の管理に関するマニュアルを作成することが望ましい。

第 11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所

1 管内の状況

管内は、多治見市、瑞浪市及び土岐市の3市からなり、土岐川に沿ってJR中央線が東西に走り、この沿線に都市が形成されている。幹線道路が市街地内を通過していることから慢性的な交通渋滞にあり、地域の地質がぜい弱で、土砂災害危険箇所が非常に多く、豪雨ともなれば、土砂の流出、地すべり、洪水等災害が発生しやすい地域でもある。

2 防災事業に伴う支出

(1) 東濃県事務所の防災に関連する主だった支出としては、防災総務費（予算令達額 283,031 円、支出済額 283,031 円）がある。

(2) 多治見土木事務所の防災に関連する主だった支出としては、道路橋りょう維持費（予算令達額 1,059,506,433 円、支出済額 1,053,860,969 円）、砂防事業費（予算令達額 624,209,500 円、支出済額 624,178,229 円）などがある。

(3) 東濃農林事務所の防災に関連する主だった支出としては、農地防災事業費（予算令達額 537,731,458 円、支出済額 537,706,204 円）、治山費（予算令達額 204,687,622 円、支出済額 204,534,015 円）などがある。

3 監査の重点及び監査手続

他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認したほか、県下の警戒区域（地すべり）の約7割が東濃山系であることから、土砂災害対策が適切に行われているかに着目した。

4 東濃西部総合庁舎

所在地：多治見市上野町5-68-1

階数 本館：RC5階建て

試験機械棟：重量鉄骨平屋建て

児相棟：重量鉄骨平屋建て

延床面積：6,974.94 m²



(1) 防災資機材倉庫

ア 入口扉の表示を変更して、防災倉庫であることを表示すべきである。

イ 防災倉庫の電気は常に点く状態を保つべきである。

ウ 寄附された飯ごう等の物品も、備蓄品リストに記載して管理することが望ましい。

エ 備蓄品が存在するかを明確にする配置図を記載することが望ましい。

オ 備蓄用飲料水の更新に際し、外部提供などの方法により有効活用することが望ましい。

5 多治見土木事務所

(1) 事業計画

ア 多治見土木事務所の砂防事業は、土砂災害警戒区域ベースで管理されており、砂防は警戒区域数 1,166 か所に対し着手数 141 か所 (12.1%)、急傾斜地は 783 か所に対し 101 か

所（12.9%）、地すべりは34か所に対し18か所（52.9%）の着手にとどまっている。岐阜県八山系砂防総合整備計画に基づき、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。

（2）土地利用

ア 管内には453筆の未登記土地が存在している。未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 未登記土地に関する資料は、特に、慎重に保管すべきである。

ウ 未登記土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ行政取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

エ 平成16年、砂防指定地内における許可範囲を超えた造成及び産業廃棄物の埋立をした不適正事案について、行政処分後に行為者が死亡していることから、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行の手続を検討することが望ましい。

オ 平成11年以前から砂防指定地内行為許可の条件に反した切り土等を実施した不適正事案について、行政指導から20年以上経過しても完了には至っていないことから、違法状態の是正を求める具体的な対処方法の計画を定め、関係機関が一致して早期の違法状態の是正をより強く求めていくべきである。

（3）倉庫関係

ア 水防倉庫に保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて見直しを行い、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。

イ 外部者が容易にアクセスできる場所で、ボーリング資材を保管するのは避けるべきである。

6 東濃農林事務所

（1）治山事業

山地災害危険地区（多治見市105、土岐市109、瑞浪市176か所）について、危険度Aの箇所については、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。

（2）ため池事業

ア ため池パトロール記録票は、マニュアル等に従い、漏れなく正確に作成すべきである。

イ ため池パトロールについて、通行不可等の理由により確認できていないものがあつたため、パトロールを実施可能な環境を整備し、実施すべきである。

（3）補助金

岐阜県森林整備事業補助金交付申請書の事業者向けチェックシートの様式を整備し、申請者に添付させるべきである。

（4）現地視察

令和3年度に改修が完了した深山新池（農業用ため池）を視察した。「防災重点農業用ため池の施工優先度の考え方」に基づく県内優先順位は93位であり、市内順位も2位のため池であった。

第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所

1 管内の状況

管内は、中津川市・恵那市の2市からなり、山々に囲まれ、そのほぼ中央を木曾川が貫流している。一級河川78河川・延長445.7kmを有し、豪雨にあうとその地形的条件等から、小河川の災害が多発する恐れがある。また、管内には、中津川市に751か所、恵那市に556か所の農業用ため池があり、県内のため池の半分以上が所在している。

2 防災事業に伴う支出

(1) 恵那県事務所の防災に関連する主だった支出としては、防災総務費（予算令達額446,594円、支出済額446,594円）がある。

(2) 恵那土木事務所の防災に関連する主だった支出としては、道路橋りょう改築費（予算令達額2,954,940,812円、支出済額2,954,940,812円）、砂防事業費（予算令達額908,985,130円、支出済額908,985,130円）、土木施設災害復旧費（予算令達額1,815,369,302円、支出済額1,815,369,302円）などがある。

(3) 恵那農林事務所の防災に関連する主だった支出としては、農地防災事業費（予算令達額457,540,979円、支出済額457,540,979円）、治山費（予算令達額1,094,302,544円、支出済額1,094,302,544円）などがある。

3 監査の重点及び監査手続

他の事務所と同様に、適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認したほか、管内には、県下の警戒区域（地すべり）の約7割が東濃山系であり、防災重点農業用ため池1,349池のうち640池が管内に存在していることから、これらの対策が適切に行われているかに着目した。

4 恵那総合庁舎

所在地：恵那市長島町正家後田1067-71
本館：RC5階建（地下1階塔屋2階付）
東棟：S平屋建、南棟：S平屋建
他：車庫、倉庫等
延床面積：8,660.85㎡



(1) 防災資機材倉庫

ア 日本赤十字社の所有する災害救援物資は日本赤十字社の倉庫内で保管すべきである。

イ 県の防災備蓄品の保管について、県の庁舎内外にスペースを確保することが望ましい。

ウ 備蓄倉庫の扉に外部から防災資機材が所在することを表示すべきである。

エ 発動発電機について、実際にガソリンを入れて作動点検を実施すべきである。

5 恵那土木事務所

(1) 事業計画

恵那土木事務所の砂防事業は、土砂災害警戒区域ベースで管理されており、砂防は警戒区域数739か所に対し着手数114か所(15.4%)、急傾斜地は919か所に対し60か所(6.5%)、地すべりは36か所に対し4か所(11.1%)の着手にとどまっている。岐阜県八山系砂防総合整備計画に基づき、土砂災害警戒区域内の避難所や要配慮者利用施設等の優先順位の高

い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを強化することが望ましい。

(2) 点検業務

「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、巡視結果や対応状況を記録し、土木事務所内並びに河川課との共有を図り、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

(3) 土地利用

ア 管内には 1,781 筆の未登記土地が存在しているが、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 未登記土地に関する資料（登記原因証書等）は、特に、慎重に保管すべきである。

ウ 未登記土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ行政取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

エ 平成 19 年に発覚した砂防指定地内における無許可盛土等（約 0.9ha）の不適正事案について、行政指導中に行為者が死亡していることから、行為者死亡まで単に行政指導を繰り返すだけでなく、関係各機関と密に協議・情報共有を図った上で、費用対効果等を踏まえたその是非も含めて行政代執行等を視野に入れた行政処分を行うのが望ましい。

(4) 倉庫関係

水防倉庫に保管してある物品が実際の発災時に利用可能かどうかも含めて見直しを行い、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。

(5) 衛星携帯電話

衛星携帯電話について、使用記録簿を作成することが望ましい。

(6) 水防当番

水防当番勤務表について、終了時間の記載漏れが認められたため記載すべきである。

(7) 災害復旧工事

令和 3 年豪雨により崩壊した一級河川阿木川 235 号の災害復旧事業現場を視察した。

6 恵那農林事務所

(1) 治山事業

ア 山地災害危険地区について、管内には危険度 A 判定のうち特に危険度が高く未着手の箇所は 25 存在している。特に危険度 A の山地災害危険地区については、県から地元市への直接的な働きかけを強化することが望ましい。

イ 治山施設点検について、外部業者が A ランク（計画的修繕必要）としたものを、B ランク（経過観察）に変更するには、少なくとも、自ら現地確認した上で判断すべきである。

(2) ため池事業

ア 防災重点農業用ため池の改修等を緊急的かつ加速的に実現していくため、内部職員の人事異動だけではなく、外部から人材を募る方法も含めて人員増強することが望ましい。

イ ため池巡回パトロール記録票は、所要時間を記載するなど必要十分な情報が整理され、その都度、市に情報提供されており、参考となる【参考報告】。

(3) 契約関係

ため池改修工事について、業務委託業者の設計に反して仮設排水管の排水勾配がとれないことを理由とする変更契約が存在したことから、設計業務委託業者に対しては、変更契約を要するに至った事実を共有し、同様の事態を繰り返さないよう指導することが望ましい。

第 13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所

1 管内の状況

管内は、下呂市全域を管轄しており、このうち森林が全体の 91%を占めており、可住地面積が少ない地域である。また、道路のほとんどが山間道路であり、落石や路側決壊などの危険がある。冬季の積雪、凍結は全路線におよぶため、交通確保のための維持管理として除雪、凍結防止剤散布は欠くことができない。さらに、河川については、急峻な地形のため、各河川とも蛇行しており、河積の狭小な部分では、異常出水時には災害の発生が危惧される。急傾斜地や砂防指定地も多く、山裾部や溪流沿いに居住地が点在し、豪雨・強風時には土砂災害等の発生が懸念される。加えて、阿寺断層帯主部が管内を北西から南東に伸びており、北部萩原断層については、今後 30 年間の内にマグニチュード 6.9 程度の地震が発生する確率が 6～11%よりさらに高まった可能性があるとしてされており、耐震対策も重要となる。

2 防災事業に伴う支出

(1) 下呂土木事務所における防災に関する主だった支出は、土木施設災害復旧費（予算令達額 2,920,333,927 円、支出済額 2,920,333,927 円）及び砂防事業費（予算令達額 1,293,958,399 円、支出済額 1,293,958,399 円）がある。

(2) 下呂農林事務所の防災に関連する主だった支出は、治山費（予算令達額 1,326,451,122 円、支出済額 1,326,451,122 円）、林業用施設災害復旧費（予算令達額 143,286,000 円、支出済額 143,286,000 円）などがある。

3 監査の重点及び監査手続

他の事務所と同様に適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認したほか、多数の土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地があり、過去から幾度となく自然災害に見舞われていることから、治水、治山、砂防に関する事業が適切になされているかを確認した。

4 下呂総合庁舎

(1) 概要

所在地：下呂市萩原町羽根 2605-1

階数：鉄筋コンクリート造 5 階建

延面積：4,233.27 m²

(2) 防災倉庫

保管すべき防災用備蓄品の目的及び必要な品数を明確にすべきである。



5 下呂土木事務所

(1) 契約関係

変更契約をする場合は、現地部会から変更内容の承認を受けた後に、速やかに変更契約をすべきである。

(2) 休止中の工事場所

10年以上工事が休止している箇所について具体的な計画を策定することが望ましい。

(3) 未登記土地

ア 未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

イ 未登記土地の固定資産税がもと所有者に課税されないために、県は市町村と連携して課税関係を確認するとともに、市町村に情報提供すべきである。

(4) 道路パトロール日誌

処理済みのものは、日誌上において「処理済み」として正しく反映させ、異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。

(5) 無断工作物

危険性のある設置者不明の工作物について、当該工作物が利用できないよう具体的な対策をすることが望ましい。

(6) ボーリングコア

保管場所の確保のために必要であれば、「地質調査業務のコア箱等の保存期間について」に従い、コア箱等の廃棄を検討することが望ましい。

(7) 金庫管理

金庫の鍵の保管について、定めてある管理方法に従った方法で保管すべきである。

6 下呂農林事務所

(1) 治山事業

ア 平成30年7月豪雨では36件(うち山地災害危険地区危険度A13件、同危険度B8件、同危険度C3件)、令和2年豪雨では20件(同危険度A10件、同危険度B3件、同危険度C2件)の山地災害が発生し、溪流や国道等の道路に土砂や倒木が堆積したことから、特に危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう市町村とさらに連携することが望ましい。

イ 治山工事について、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値の設定をすることが望ましい。

(2) 金庫管理

金庫の鍵の保管について、定めてある管理方法に従って方法で保管すべきである。

(3) 現場視察

ア 令和2年災で土砂が流出した箇所の治山施設について、視察をした。

イ 平成30年災で崩れた法面の治山施設について、日本治山治水協会が主催する民有林治山工事コンクールで農林水産大臣賞を受賞している。

ウ 古い治山施設を視察した。今現在も岩の隙間から水が染み出していることもなく、山と一体化しており機能はしている。治山施設としては自然と一体化している状態が理想とのことである。

第 14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所

1 管内の状況

管内は、岐阜県の北部に位置し、2市1村からなり、面積は 3,326.78 km²で、県全体の 31.3%、人口は約 10 万人で、県全体の 5.4%を占めている。

2 防災事業に伴う支出

(1) 飛騨県事務所の支出

防災総務費としての支出が主な内容である（予算令達額 5,843,199 円、支出済額 5,843,199 円）。

(2) 高山土木事務所

予算令達額 13,290,991,941 円、支出済額 13,290,991,941 円である。

(3) 古川土木事務所

予算令達額 10,088,016,038 円、支出済額 10,078,731,657 円である。

(4) 飛騨農林事務所

予算令達額 4,832,567,860 円、支出済額 4,832,567,860 円である。

3 監査の重点及び監査手続

飛騨県事務所が管理する防災倉庫を確認し、適切な工事が行われているか、財産管理等が行われているかを確認し、除雪車の管理等が適切に行われているか監査を行った。また、災害復旧事業が適切に運用されているか等を確認した。その他、平成 23 年岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているか、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から、総合庁舎等における物品管理も合わせて検討を行った。

4 飛騨総合庁舎

(1) 概要



所在地：高山市上岡本町 7-468

階数：本館：RC 3 階建て、分館：RC 3 階建て、
厚生棟：RC 2 階建て

延床面積：10,294.25 m²

飛騨総合庁舎には、飛騨県事務所、高山土木事務所・飛騨農林事務所が存在している。

(2) 飛騨総合庁舎の所在地の一部は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内であり、土砂災害の発生の危険が高まった場合に危険性のない場所で災害対応を行うことや、支部の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。

(3) 毛布を貸している高山市に対して、岐阜県会計規則に従った借受書の提出を求めると共に、毛布の返還を求めべきである。

(4) 管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。また、現場で管理する物品を岐阜県防災資機材運用要綱の別表に反映するのが望ましい。

- (5) 防災資機材の点検記録を残すべきである。
- (6) 防災資機材の物品ごとの適切な点検回数を要綱等で事前に決めるなどしておくことが望ましい。
- (7) 衛星可搬局用簡易テントが保健所運営の為に貸し出されていたが、速やかな返却を求めるべきである。
- (8) 災害用備蓄品の部屋や倉庫の表札や表示を行っており、倉庫内にも、保管している物品の配置図を置き、保管物品一覧を表示するなどの工夫がなされている【参考報告】。

5 高山土木事務所

- (1) 高山土木事務所における防災に関する主な事業として、道路整備事業、積雪寒冷地域道路事業、道路防災対策事業、河川及び砂防事業、災害復旧事業が挙げられる。
- (2) 入札執行について、予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析し価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。
- (3) 入札執行について、複数の同額グループがある場合、積算内訳書を提出させ談合の疑いを検査すべきであり、取得した内訳書を記録し保管すべきである。
- (4) 道路パトロールについて、処理済みのものは日誌上に正しく反映させ、措置完了まで進捗管理を行うべきである。
- (5) 砂防施設点検の結果について、全体の表記への転記においては正確な記述で行うべきであり、誤った表記は速やかに訂正すべきである。
- (6) 未登記土地について、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れ、登記処理を進めていくべきである。なお、未登記土地の解消を保留とした経緯も含めて、解消困難かどうかの検討を改めて行うべきである。
- (7) 未登記土地について、売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、権利の存否を確認し、今後の問題発生の可能性を再度検討すべきである。道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。
- (8) 未登記土地について、固定資産税がもと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。
- (9) 倉庫関係水防倉庫について、保管物品の見直しを行い、倉庫の表示から配置図等を作成するなどして、物品の整理を行うことが望ましい。
- (10) ボーリングコア箱等は、通知文に基づく保管期間の経過後、その保管の必要性・有用性等を判断した上で、各自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。
- (11) 復旧工事箇所が再度崩壊するような結果が生じないように、復旧工事の検討方法などを検証し、今後の災害復旧の判断に活かすことが望ましい。
- (12) 公金と担当者の私金が混ざり合う状況は早急に解消することが望ましい。小口の現金管理について早急な会計規則の整理が望ましい。
- (13) 金庫の鍵の速やかな修繕を行い、本来の管理に戻すべきである。

6 古川土木事務所

(1) 古川土木事務所庁舎概要

所在地：飛騨市古川町上野 617-1

階数：本館：RC 2階建て、延床面積：1,235.59㎡

古川土木事務所は、単独庁舎である。

(2) 土砂災害の発生の危険が高まった場合に危険性のない場所で災害対応を行うことを含め、集合場所の変更や集合時期等についてマニュアルを見直すべきである。

(3) 土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことや、活動場所の移転の時期の判断基準等について計画を見直すべきである。

(4) 古川土木事務所における防災に関する主な事業としては、道路事業、河川事業、砂防事業が挙げられる。

(5) 入札執行について、予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析し価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

(6) 入札執行について、複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させ談合の疑いを検査すべきであり、取得した内訳書を記録し保管すべきである。

(7) 設計について、当初計画段階で、計画の対象とする箇所が過去の補助金交付事業による工事対象箇所も含め、現地が人工斜面であるか否か、きちんと調査して設計に臨むべきである。

(8) 県有資産のき損について、き損の原因をきちんと調査して、業者に過失がある場合には、業者に修理費用を請求すべきである。どのような場合に損害賠償を請求するのか、マニュアル等を作成し、請求の基準を明確にすべきである。

(9) 道路パトロールについて、処理済みのものは日誌上に正しく反映させ、措置完了まで進捗管理を行うべきである。

(10) 未登記土地について、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、登記処理を進めていくべきである。

(11) 未登記土地について、売買契約書等の原因証書が存在しない場合は、権利の存否を確認し、今後の問題発生の可能性を再度検討すべきである。道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの法的取得も検討すべきである。

(12) 未登記土地について、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきであるところ、古川土木については、一部の未登記土地については、村への情報提供が確認されているが、情報提供の記録は一部に留まっていることから、その他の土地については、通知等がなされているかまでは分からない為、未登記土地の課税関係を確認するのが望ましい。

(13) 古川土木事務所内の各倉庫は、いずれも整理されており保管状況も良好であった。また、保管物については、管理表を利用して管理するなどの工夫がなされている【参考報告】。



7 飛騨農林事務所

(1) 飛騨農林事務所における防災に関する主な事業としては、災害に強い農村づくりが挙げられる。

(2) 治山工事について、危険度Aの箇所が存在について、関係地区の住民への説明会の開催等、市町村とさらに連携することが望ましい。

(3) 治山工事について、進捗状況を把握できるように中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

(4) 入札執行について、予定価格と同額の金額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析し価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

(5) 契約変更について、電子機器が設置から一般的な耐用年数を超えている場合は、機器の継続使用が可能かどうかを予め確認した上で、発注を行うことが望ましい。

(6) 施設点検について、治山施設点検業務特記仕様書に従って評価を行うべきである。個別施設計画の対象外となったこと、異常確認の記録を残すべきである。

第5章 その他の防災関連事業

第1 他部局の防災事業の検討

本報告書においては、近年の岐阜県における水害を一つの起点として評価を行うことが実態に即した監査に繋がるとの判断から、水害を中心として事業の監査を行っているが、可能な限りの他部局の監査も実施する必要があると考えた。

そこで、岐阜県強靱化計画アクションプランに掲げられた事業を、岐阜県地域防災計画に従って整理し、水害に関する事業を確認することとしたところ、岐阜県地域防災計画における、「第10節 水害予防対策」や「第22節 河川防災対策」の中で、危機管理部や県土整備部以外の事業としては下記の事業が存在することが明らかとなった。

第10節 水害予防対策

(単位：千円)

所管	強靱化計画の施策項目名	主要施策	令和3年度予算額	事業目標		
			当初予算	指標名	現状値	目標値
清流の国推進部	要配慮者支援の推進	災害時等における外国人の支援強化	2,387	外国人防災リーダー育成講座受講者数(累計)	69人 (R1)	120人 (R3)
健康福祉部	要配慮者支援の推進	重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築	6,420			
健康福祉部	要配慮者支援の推進	福祉避難所の充実強化	0	福祉避難所に関する市町村担当者向け研修会の開催回数(累計)	3回 (R1)	8回 (R6)
				福祉避難所運営マニュアル策定市町村数	21市町村 (R1)	42市町村 (R6)
健康福祉部	要配慮者支援の推進	友愛訪問活動の推進	3,500	友愛訪問活動実施率	47.6% (R1)	48.5% (R3)

健康福祉部	要配慮者支援の推進	見守りネットワーク活動の推進	6,629	見守りネットワーク活動の実施率	84.9% (H29)	100% (R5)
健康福祉部	災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成	災害ボランティア受入体制強化	10,875	災害ボランティア支援職員向け研修会の開催回数	2回 (R1)	毎年度実施
教育委員会	防災教育の推進	防災教育を中心とした実践的安全教育の推進	4,746	異なる危険を想定した命を守る年間3回以上の訓練実施率	小学校 82.7% 中学校 71.1% 高校 26.3% (H29)	小学校 100% 中学校 100% 高校 100% (R5)
総務部	防災・減災データの提供推進	リアルタイムデータ提供基盤の運用保守	9,131			

第2.2節 河川防災対策

所管	強靱化計画の施策項目名	主要施策	令和3年度予算額	事業目標		
			当初予算	指標名	現状値	目標値
健康福祉部	住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化	住民等への情報伝達の強化	0	手話通訳者統一試験合格者数(累計)	20人 (R1)	42人 (R5)
				要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計)	49人 (R1)	61人 (R5)
				要約筆記者(PC)統一試験合格者数(累計)	23人 (R1)	32人 (R5)
				盲ろう者通訳・介助者養成人数(累計)	287人 (R1)	310人 (R5)
教育委員会	防災教育の推進	防災教育を中心とした実践的安全教育	4,746	異なる危険を想定した命を守る年間	小学校 82.7% 中学校 71.1%	小学校 100% 中学校 100%

		育の推進 〈再掲〉		3 回以上の訓練実 施率	高校 26.3% (H29)	高校 100% (R5)
総務部	防災・減災 データの提 供推進	リアルタイムデー タ提供基盤の運用 保守 〈再掲〉	9,131			

そこで、補充的な監査として、上記の事業内容を確認し、防災における有効性や取組の効率性等について書類監査を中心に行い、一部の事業についてはヒアリングを実施した。

第2 清流の国推進部の事業

清流の国推進部においては、「要配慮者支援の推進」に関する事業を行っている

1 「要配慮者支援の推進」に関する事業の概要

担当課は外国人活躍・共生社会推進課であり、主要な施策は災害時等における外国人の支援強化である。

事業の概要は、災害時語学ボランティアの育成・確保、「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練の実施、市町村に対する外国人防災対策の促進に向けた働きかけ、外国人の防災リーダーの育成、災害時の避難勧告・避難指示等の多言語での発信・提供、外国人向け防災啓発講座の実施である。

2 「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組

(1) 「県災害時多言語支援センター」の設置運営訓練等

岐阜県及び(公財)岐阜県国際交流センター(以下「G I C」という。)は、市町村単独では対応が困難な大規模災害時に、県が発表する災害情報の多言語化や、被災市町村の求めに応じた翻訳や通訳派遣など、被災市町村の外国人対応を支援するため、G I C内に「県災害時多言語支援センター」を設置、運営する訓練(災害時語学ボランティアとの情報伝達訓練など)を実施している。

(2) 災害時語学ボランティアの確保

災害時に災害対策本部からの要請に応じて、避難所等での通訳や翻訳のサポートなどを行う災害時語学ボランティアを確保するため、災害時語学ボランティア研修を行っている。

(3) 市町村外国人防災対策の促進

各市町村の外国人防災対応状況を確認するため、重要項目について各市町村の取組をまとめた市町村外国人防災対策カルテを作成している。

(4) 災害時多言語情報の自動発信

災害時、市町村等が発令する避難指示等の災害情報を多言語で自動発信する取組であり、F a c e b o o k による発信と外国人県民防災対策事業による発信の取組がある。

(5) 外国人防災リーダーの育成・活用

平成30年度より、外国人自身に地域やコミュニティ内などで、日本の災害や日本語に不慣れな方々への啓発、災害時のサポートなどを担ってもらうため、防災人材育成講座を実施し、外国人防災リーダーを育成している。また、防災人材育成講座を受講した者のうち外国人防災リーダーとして県内市町村において活動・連携を望んでいる者は、外国人防災リーダーのリストに登録されることになり、災害時に周りの外国人へのサポートを担うとともに、外国人向けの防災啓発や、防災訓練の企画への参加等、外国人視点の助言等を行っている。

ア 目標値の算出根拠は明確にする必要があるが、事業の目的を踏まえると受講者数を目標値として設定するのではなく、外国人防災リーダー人材リストの登録者数を目標値として設定することが望ましい。

イ 清流の国推進部における、施策項目である「要配慮者支援の推進」に関する事業は、複数存在するが、進捗管理の対象となっているのは、外国人防災対策を担う外国人の防災リーダーの育成に関する事業のみとなっている。より実効性を上げるべき事業については、事業の細目ごとに進捗を管理することが望ましい。

そもそもの事業目標の設定の意義に立ち返り、代表的な事業のみで管理を行うのか、細分化した事業で進捗管理を行うべきかどうかを検討した上で、担当課の意見も確認した上で指標を管理する事業の整理を行うことが望ましい。

第3 健康福祉部の事業

健康福祉部においては、「要配慮者支援の推進」に関する事業を行っており、その内容としては「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」、「福祉避難所の充実強化」、「友愛訪問活動の推進」、「見守りネットワーク活動の推進」の事業の進捗を管理している。

また、「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業、「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業も担っている。

1 「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業

(1) 担当課は医療福祉連携推進課であり、主要な施策は重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築である。

ア 事業の概要は、日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器を使用する重度障がい児者の震災等による長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等の協力・支援体制を構築することである。

イ 岐阜県強靱化計画アクションプランの事業目標とする指標が設定されていないが、一方で「要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」における予算要求書の事業評価調書には、事業目標と達成度を示す指標が設定されている。同一事業を掲載する以上は、岐阜県強靱化計画アクションプランにおいても事業目標を設定することが望ましい。

(2) 「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する主な取組としては、要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業と要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金が存在する。

ア 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業

人工呼吸器など、日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者の震災等による長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等に関する協力・支援体制の整備を促進する事業である。

イ 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金

(ア) 災害時に有効な支援体制の整備を促進する「要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業」の一環として市町村が実施する、要電源在宅重度障がい児者に電源を確保するための非常用電源装置等の整備及び購入経費の助成を行う事業である。

(イ) 担当課における予算要求資料によれば、令和3年度末までに50台の設置を目標としているが17台の設置に留まり、予算も420万円と必要な予算を確保しているが、執行額は84万6千円であり、執行率は20%程度であった。設置が進行しない原因等を検討し、必要な設備が設置できるよう進捗を図ることが望ましい。

2 「福祉避難所の充実強化」に関する事業

担当課は健康福祉政策課であり、主要な施策は福祉避難所の充実強化である。

事業の概要は、各種会議や研修会等での周知・啓発や、実態調査・個別ヒアリングの実施、市町村の福祉避難所開設・運営訓練と岐阜DWA T実地訓練の共同実施などを通じ、福祉避難所の充実強化に向けた取組みの促進を市町村へ働きかけていくことである。

3 「友愛訪問活動の推進」に関する事業

(1) 担当課は高齢福祉課であり、主要な施策は友愛訪問活動の推進である。

事業の概要は、独居老人宅における対話や家事援助等の友愛訪問活動を行う単位老人クラブに対し、市町村を通じて活動に係る経費を助成することである。

(2) 単位老人クラブ活動費補助金について、担当課としては、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を特段しておらず、市町村の報告を記録しているに過ぎないことから、そもそも岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて本事業をアクションプランの一つとして位置づけるかどうかを再度検討し、岐阜県強靱化計画アクションプランとして事業を位置づけるのであれば、目標値達成のために、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を行うことや、実際の友愛訪問活動の実施状況を把握することが望ましい。

4 「見守りネットワーク活動の推進」に関する事業

(1) 担当課は地域福祉課であり、主要な施策は見守りネットワーク活動の推進である。

事業の概要は、要配慮者に対して、近隣住民、民生委員、福祉委員、ボランティア等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合いや調整を行うことができる組織的な活動を推進することである。

(2) 「見守りネットワーク活動の推進」に関する事業としては、地域での支え合い活動事業が存在する。地域福祉の推進を図るため、市町村及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「岐阜県社会福祉協議会」という。）が行う地域での支え合い活動による福祉サービスの普及・拡大を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

5 「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業

(1) 担当課は地域福祉課であり、主要な施策は災害ボランティアの受入体制強化である。

事業の概要は、被災市町村の社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの受付時における待ち時間の短縮、必要事項の登録や受付時間の設定等が事前に可能となるシステムを構築すること、専門的な技術や知識のある専門ボランティア（NPO等）をコーディネートできる人材の育成研修を行うとともに、NPOやボランティア団体等を対象とした平時の情報共有会議を開催し、災害時に専門ボランティア間で情報共有できる関係を構築すること、県社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置運営を支援する指導員を配置するとともに、災害ボランティアを支援する県、市町村及び社会福祉協議会の職員等に対する研修を実施することである。

(2) 所管課が把握する岐阜県の事業名称が、社会福祉協議会からの事業実績報告書と異なっている。事務処理上の混乱を招きかねないため、実績報告書の記載を、国の補助金の名称で行うのであれば、県の補助金の名称も付記するなど名称の管理の行いやすい実績報告書にするのが望ましい。

(3) 災害ボランティア連携強化推進費補助金

ア 岐阜県社会福祉協議会が実施する、災害ボランティア活動における受入体制整備及び関係団体等との連携の強化や、災害ボランティア支援職員のスキルアップに要する経費に対し、補助金を交付している。

イ 岐阜県強靱化計画アクションプランでは、年間の研修会の開催回数を目標としているが、開催回数を前提とするより、実際の受講人数が重要であると考え。発災時の対応として本来あるべき人数を想定した上で、それらの目標に達成するための受講人数を目標値に設定することが望ましい。

(4) 災害時専門ボランティア等受入推進事業費補助金

岐阜県社会福祉協議会が実施する、災害時の専門ボランティア受入推進にかかる事業に要する経費に対し、補助金を交付している。

(5) 災害ボランティア事前登録システム構築事業費補助金

県は、災害ボランティアセンターでの受付時の混雑を避けるため、岐阜県社会福祉協議会が行う、災害ボランティア事前登録システムの構築等に要する経費に対し、補助金を交付している。

6 「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業

(1) 担当課は障害福祉課であり、主要な施策は住民等への情報伝達の強化である。

事業の概要は、平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進することである。

(2) 岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、施策項目「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」については、事業に関連する予算は0円として管理されているが、担当課に確認したところ令和3年度において1,511,000円の予算計上がされていた。岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、各課の行っている施策に関する予算状況を把握し進捗を管理していることから、各課からの報告を正確に行い、適切な情報管理を行うことが望ましい。

(3)「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業としては、手話通訳者特別研修事業、手話通訳者スキルアップ研修事業、要約筆記者研修事業、盲ろう者通訳・介助者現任者研修事業が存在する。

ア 手話通訳者特別研修事業

質的・量的に拡大する手話通訳需要に対応していくために、専門的な知識・技術を有する手話通訳者のレベルアップ研修を行うものである（年8回実施）。

イ 手話通訳者スキルアップ研修事業

上記の手話通訳者特別研修のほかに、更に手話通訳者の専門性を高めるため、現任登録通訳者に対するスキルアップ研修を実施するものである（年3回実施）。

ウ 要約筆記者研修事業

要約筆記者を対象に、専門的な知識・技術向上のための研修を実施するものである（年4回実施）。

エ 盲ろう者通訳・介助者現任者研修事業

盲ろう者通訳・介助者の知識・技能の向上に資する実技研修及び座学研修を行うものである（年3回実施）。

第4 教育委員会の事業

1 「防災教育の推進」に関する事業の概要

岐阜県強靱化計画アクションプランにおける「防災教育を中心とした実践的安全教育の推進」に関する事業としては、学校安全支援事業、学校防災体制支援事業、学校防災強靱化推進事業が存在する。なお、東日本大震災時の大川小津波訴訟判決（令和元年10月10日確定）を受けて、様々見直しが行われている。

2 学校安全支援事業

(1) 事業概要

児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確にとらえ、対策をする為の事業であり、①学校安全の推進体制の構築と、②学校安全推進体制の普及がある。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は1,710,000円であり、支出の総額は941,388円である。

(3) 事業実施状況とその効果

学校安全の推進体制の構築としては、モデル地域として北方町を選定し、地域内の小中学校が連携して、学校安全体制の構築を地域全体として取り組んだ。

学校安全推進体制の普及としては、令和3年度は小中高を含む225校に講師を派遣している。内訳は防災183校、交通安全42校である。

3 学校防災体制支援事業

(1) 事業概要

①学校保健安全法に基づく「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の見直し・改善、②危機管理等学校別オンライン講座、③避難所運営支援計画の見直しを実施している。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は755,000円である。

・学校防災体制支援事業として行われた危機管理マニュアルの改訂は、当初は年間の予算を計上していたが、県と岐阜大学で共同設置した清流の国ぎふ・防災減災センターの防災専門家から助言を受けたため、費用の発生はなく上記の事業を実施するにいたった【参考報告】。

(3) 事業実施状況とその効果

県立高校66校、特別支援学校21校の見直しが実施された結果、学校の防災体制が整備され、各学校の防災力が向上した。

4 学校防災強靱化推進事業

(1) 事業概要

各地域から選出された県立学校防災担当者を対象にして防災士の資格を取得するための受講料を負担することや、学校において災害の種類に応じた適切な指示、避難誘導ができる教員「防災教育のスペシャリスト」を養成するための、校種別研修講座の講師派遣費用を負担する事業である。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は957,000円であり、実際の支出は107,690円であった。

(3) 事業実施状況とその効果

令和3年度は各地区のバランスを考慮して、9名が受講予定していたが、新型コロナ感染拡大のため、3名が受講できず、受講した6名が防災士の資格を取得することができた。職員が防災士の資格を取得することで、人材育成と防災体制が整備され、各学校の防災力が向上する。また、防災士の資格を取得した教員が、学校を越えて各地区の防災教育の推進力となり、学校間連携が促進される。

5 「命を守る」防災教育推進事業

(1) 事業概要

学校の防災教育をリードする専門性の高い教員集団である「岐阜県防災教育強化チーム」を創設し、①体系的・系統的な防災教育の指導計画の作成と実践、②防災教育に係る事例・教材の収集と情報発信に取り組んでいる。「岐阜県防災教育強化チーム」は令和2年から令和4年の3年間実績を積み上げ、その後は学校支援・児童生徒のケアにおいて中核的な役割を果す教員組織になることを目指している。

(2) 事業費支出

令和3年度の予算は1,000,000円であり、実際の支出は169,490円であった。

(3) 事業実施状況とその効果

令和2年度には「体系的・系統的な防災教育の指導資料」を作成した。また、令和3年度には「防災教育実践事例集Ⅰ」を作成し、教員研修にて活用されている。

岐阜県強靱化計画アクションプランの指標は、防災訓練の実施率とされており、上記各事業の効果を判断する指標としては、関連性が乏しいとも考えられる。したがって、行っている事業の実施によって目指すべき目標を設定し、効果を図ることが可能な指標の設定を検討するのが望ましい。

第5 総務部の事業

令和3年度において総務部は、「防災・減災データの提供推進」に関する事業を行っている。なお、当該事業に関する担当課は、令和4年度から清流の国推進部デジタル推進局に組織改正されている。

1 「防災・減災データの提供推進」に関する事業の概要

(1) 岐阜県強靱化計画アクションプランにおける「防災・減災データの提供推進」に関する事業としては、河川水位データや降積雪データなど、センサーで取得したデータを民間に提供するリアルタイムデータ提供基盤の運用保守がある。

(2) リアルタイムデータ提供プラットフォームは、民間における活用が目的とされていることも含めれば、より広く利用されることも重要な目標であるため、事業目標を整理し、強靱化計画アクションプランに目標値を定めることが望ましい。

2 リアルタイムデータ提供基盤整備事業

(1) 事業概要

避難情報、河川情報など随時更新される各種動的なデータを集約し、リアルタイムデータとして提供する「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」の運用を実施する事業であり、これまで各種システムと連携しデジタル放送用として放送事業者に情報を提供してきた「岐阜県行政情報提供基盤システム」を改修・更新するとともに、新たなデータの提供に柔軟に対応できる拡張性を持った「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」が令和2年度に構築され、令和3年度（4月1日）より運用が開始された。

(2) 事業費支出

リアルタイムデータ提供プラットフォームの構築に52,689,000円、運用保守業務に5年間で45,651,000円、合計で98,340,000円となっている。

(3) 事業実施状況とその効果

ア 主な追加機能としては、①リアルタイムデータ提供プラットフォームにWEB-API（ホームページのURLなどを利用して、データ抽出等の実行を行わせるインターフェイス）を実装、②道路規制情報、道路凍結・降積雪等データの連携、③データ変換機能等の実装、④「岐阜県オープンデータカタログサイト」との連携がある。

岐阜県オープンデータカタログサイトでは、河川水位情報及び積雪情報が毎月、月初めに公開されているが、リアルタイムデータではない。リアルタイムデータを取得するためには、リアルタイムデータ提供プラットフォームに実装されたWEB-APIを利用することによって可能となるが、その利用には、事前の利用申請を要する。

イ 「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」で提供されるデータは、民間事業者のサービスやアプリ等を通じて県民が入手することによって、はじめて防災の観点から有効となる。WEB-APIの利用者数についても目標値を設定し、「リアルタイムデータ提供プラットフォーム」の周知及び利用促進を図ることが望ましい。

終章 課題と提言

第1 現状の課題

本監査では、防災に関する事業ということで、発災時には県民の命に関わる重大な事業について、岐阜県の事業を取り上げた結果、様々な課題が発見された。その課題の詳細は、危機管理部、県土整備に関する県庁担当課、各地の防災体制、その他の防災関連事業に分けて、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、課題の発生原因は、主に、次の3点にあると考えている。

- ① 防災の総体が事業及び予算の面で把握されていないこと
- ② 過去の取組について見直しがなされていないこと
- ③ 過去の課題が取り残されていること

以上の課題を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。

第2 提言

1 岐阜県として防災の事業について整理を行うこと

岐阜県においてはこれまで議論も行われていなかった防災予算というものをどのように把握すべきなのかから、一度見直しを行うことが必要である。

そのために、①各部局が行う各事業の目的を明確にし、②防災に関する事業を分類する上で区分けを行う為の基準を整理することである。その際に、各課の事務分掌については、発災時において担当課と考えられる各課が互いの他課の業務であると主張し合うような状況とならないような丁寧な整理が必要である。

2 定期的に計画の実効性に関して見直しを行うこと

岐阜県においては、防災事業に関連する近年の取組として、直近の防災上の課題に対して専門家の知見を取り入れ、計画の見直しを繰り返し行っている一方で、本監査では、岐阜県防災交流センターの運用の不備や水防計画の不備など、長年防災の為の存在する施設や計画の不備が確認されている。

防災事業に関しては、直近の課題の解決だけで無く、これまで準備してきたと思われるものを定期的に振り返り整理することが重要である。

3 長期的な課題を残すことなく、対策を検討すること

岐阜県として長期的な課題となっている問題については、現状の担当職員に解決を委ねるだけでなく、弁護士等の法律専門家の助言を受けるなど、課題解決に向けて第三者の意見を取り入れるなどの対応もあり得るところかと思う。

一方で、限られた予算の中で対応せざるを得ないというのであれば、少なくとも、課題とされる問題点についてリスク評価を行い、予算の都合上対応できなかったときのリスクを検討し、リスクの程度に応じて予算を投じる等を検討することが重要である。

4 監査に対する協力義務

本年の監査においては、危機管理政策課と防災課からは適切な協力が得られなかった為、不十分な監査となったのではないかと懸念が残る形となっている。

担当課からすれば、規範違反を内容とする指摘を報告書に記載されることには、強い抵抗感があるのかもしれないが、それでもなお適法・適切な業務運営が、多くの県民の福祉の増進に繋がることと理解していただきたいと考えると共に、今回の両課の態度は、同法第252条の33第1項の協力義務に反しうる態度であったことは述べるを得ない。

なお、危機管理部全体としては、最終的にはこのような姿勢を改め、今後の対応について前向きな意見を述べるに至っており、適切な業務運営が期待される場所である。

第3 最後に

監査人と補助者は、防災事業が多くの関係者の協力による反省と検証の積み重ねであるからこそ、作り上げたはずの計画等に見落としがないように、更なる見直しを行い、より一層、県民を始めとする多くの方の安全安心に繋がる結果となることを強く願っている。

防災事業に真摯に取り組まれている職員の方々にとって、より適切な行政運営がなされるよう、本監査が少しでもその助けとなることを切に願い、本監査報告を終える。

指摘及び意見の一覧

第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2」記載のとおりである。

「指摘」は合計171個、「意見」は合計163個である。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	のぞましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

第2 指摘及び意見の一覧

本監査における指摘及び監査の意見の一覧は、以下の「指摘・意見の一覧表」のとおりである。なお、「第4章 各地の防災体制」については、別紙1ないし3の「指摘事項・意見事項の一覧表」と、別紙4「第4章 各地の防災体制における指摘・意見一覧表」のとおりである。

指摘・意見の一覧表

番号	対象(課)	指摘	意見	内 容	本編 頁
第1章 岐阜県の防災事業の概要				指摘1 意見0	
第3 岐阜県の防災の予算				指摘1 意見0	
1	危機管理政策課	指摘		【防災予算の総体把握】 国が整理する防災予算の把握方法や、他の自治体の把握状況も参考に、今後の防災事業の有効適切な予算配分に繋がりうる防災予算の総体の把握を行うべきである。	47頁
第2章 危機管理部				指摘52 意見48	
第2 危機管理部政策課				指摘12 意見11	
2	危機管理政策課	指摘		【実施主体の明確化】 少なくとも、県が行うべきものと、他の実施主体が行うべき事務又は業務は計画上明確に峻別できる程度にかき分けるべきである。 その際、地域防災計画の目次の責任部局と本文の責任部局にズレや矛盾があることは混乱を招き許されないことから速やかに改善すべきである。 特に、災害対策本部マニュアルにおいて、岐阜県地域防災計画を基準として、発災時の各部、各班の活動を定めるのであれば、主体と行うべき内容が容易に峻別できる程度の記載に改善すべきである。	61頁

3	危機管理政策課		意見	<p>【時系列に合わせた整理】</p> <p>岐阜県地域防災計画の第2章「災害予防」に発災前と発災後の記述が混在しているため、発災時の対応の記述は、第3章「災害応急対策」の項目に記述するなどして、時系列を意識した整理された計画を作成することが望ましい。</p>	62 頁
4	危機管理政策課	指摘		<p>【他の計画や指針との整合性】</p> <p>岐阜県地域防災計画において、担当部局が記載されていない状況となっており、担当部局であるはずの部局が、地域防災計画を具体化する指針に記載されておらず、役割分担を定める為の地域防災計画の意義を失わせる記載となっているため、地域防災計画の策定において担当部局に意見を確認し、具体的な活動を協議した上で、地域防災計画に記載を行うべきである。また、関連する他の計画や指針との整合性を確認するべきである。</p>	63 頁
5	危機管理政策課	指摘		<p>【誤字】</p> <p>岐阜県地域防災計画の目次の頁数に誤字があるので、正しい表記に訂正すべきである。</p>	64 頁
6	危機管理政策課		意見	<p>【地域防災計画の資料編】</p> <p>各部局が発災時に基準とするマニュアルも資料の一つとして資料編に含めることが望ましい。</p>	64 頁
7	危機管理政策課		意見	<p>【地域防災計画の公表】</p> <p>岐阜県地域防災計画の資料編に含まれているものの中で、県民への情報提供に役立つ内容については、地域防災計画の資料編として公表するのが望ましい。</p>	64 頁
8	危機管理政策課	指摘		<p>【知事の出席】</p> <p>法律上、岐阜県防災会議の会長である知事は、会議への出席が必要であり、「事故があるとき」以外は出席すべきである。現状の岐阜県における防災対策が法律に基づく適切な計画に基づくものであることを示す意味でも、速やかに知事が出席する岐阜県防災会議を開催し、現行の岐阜県地域防災計画の内容を承認すべきである。</p>	66 頁
9	危機管理政策課	指摘		<p>【委員の代理出席】</p> <p>令和3年度の岐阜県防災会議の委員は会長である知事を除いて合計51名であるが、51名中26名が、代理出席としており、岐阜県防災会議の運用に関し委員の代理出席が可能とする規程は存在しないため、委員の代理出席が認められていないと考えられ、会議の成立に疑義が生じている。速やかに現在の規程に沿った形での適切な会議を開催するか、岐阜県防災会議の運営要領等を改め、代理出席を認める規定を設けるなど、現実の運用に沿った規程を定めるべきである。</p>	67 頁
10	危機管理政策課	指摘		<p>【会議の開催方法】</p> <p>書面決議は、防災会議を招集せずに行う意思決定であり、運営要領第4条の規定に反すると考えられ、具体的な根拠もなく実施することは出来ない。防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って定める必要があり、運用の在り方について、防災会議において決議方法を定め、今後の開催において決議の有効性に疑義が生じないよう適切な手続が行われるべきである。</p>	67 頁

11	危機管理政策課	指摘		<p>【議事録の保存】</p> <p>岐阜県防災会議の議事録は岐阜県公文書規程第 34 条に基づく危機管理部危機管理課が定める固有文書分類表により保存期間は 3 年としている。しかし、後日の改訂の検証等を行う意味でも重要な文書であることから、他県の状況も確認しながら文書の保存期間について検討を行い、適切な保存期間を定め、議事録を保存するべきである。</p>	68 頁
12	危機管理政策課	指摘		<p>【地域防災計画の検証】</p> <p>岐阜県地域防災計画の見直しを行った後に、担当部局の責任に任せるのみで終わらず、計画に従った各課の事業の実施がなされているかどうかについて、危機管理政策課など防災専門の部局による定期的な検証を行うべきである。その際には、最終的な防災資機材の保管等がなされているかも含めて、外部の専門家の検証を求めるなど、費用対効果を考えた検証を行うべきである。</p>	69 頁
13	危機管理政策課		意見	<p>【岐阜県強靱化計画の改訂】</p> <p>過剰な業務増大とならない範囲において、指標の妥当性等について外部の有識者による検討も含め、見直しを行うことが望ましい。</p>	70 頁
14	危機管理政策課	指摘		<p>【委員会の開催】</p> <p>岐阜県地震防災行動計画検討委員会の毎年の開催は必要である。特に市町村施策を岐阜県が毎年進捗確認を実施している以上、毎年の経過を専門家が参加する同委員会を開催し、状況に応じて施策の見直しを図るべきである。また、委員会の開催について、毎年の開催の必要性が乏しく、書面による報告に代える必要がある場合は、開催の必要性について委員の意見を踏まえるべきである。特に委員の任期が 2 年であることから、2 年に一度の委員会の開催を行うべきである。</p>	72 頁
15	危機管理政策課		意見	<p>【情報開示】</p> <p>岐阜県地震防災行動計画検討委員会の開催の状況について、速やかにホームページの内容を更新することが望ましい。</p>	72 頁
16	危機管理政策課	指摘		<p>【危機管理マニュアル】</p> <p>具体的なアドバイスがなかったにせよ、指導助言を行った以上、適切なマニュアル改訂が行われたかどうかを検証するためにも、助言・指導の内容を文書により記録すべきである。</p>	74 頁
17	危機管理政策課		意見	<p>【危機管理関係機関情報交換会】</p> <p>情報交換会は、重要な関係機関との情報交換を行う場であり、互いに交わされた情報の内容を記録することは重要である。情報交換としてどのような情報が取り交わされたかを文書によって記録するのが望ましい。</p>	74 頁
18	危機管理政策課		意見	<p>【原子力防災ネットワークシステムのメンテナンス】</p> <p>付属の操作リモコンの紛失が疑われる際には、保守点検業者が担当者に確認を求めるなどの対応をすることで、容易に確認が可能であったことから、業者の点検時の職員の立会若しくは業者の点検時の職員への確認のルールなどを見直すことが望ましい。</p>	75 頁

19	危機管理政策課		意見	【衛星可搬局の保管】 防災担当職員以外の者によって緊急時に運用が可能となるように、防災担当職員以外の者が衛星可搬局の存在や保管場所を把握できるように、普段から職員に周知し、防犯の観点にも留意しながら容易に持ち出しやすい場所に設置することが望ましい。	77 頁
20	危機管理政策課		意見	【衛星可搬局の保管】 衛星可搬局は、大規模災害を想定しても利用可能な場所に保管するのが望ましい。	78 頁
21	防災課	指摘		【防災訓練】 各部局に対して、毎年どのような防災訓練が行われているか、民間団体との協定に基づく訓練が実施されているか等を確認すると共に、地域防災計画等に従った活動に備えた防災訓練が行われていない担当課が存在する場合は、適切に実施することを指導すべきである。	79 頁
22	防災課	指摘		【防災訓練の結果の記録】 防災訓練の実施とアンケートの回収のみで、その結果について報告書等により整理・記録化をしないため、事前の計画どおりに防災訓練を実施したかどうか、防災訓練において見つかった課題が何であり、その対策としてはどのような取組が必要かを、報告書等の書面で記録化したうえで、今後の防災訓練等に活かす取組を行うべきである。	81 頁
23	防災課		意見	【緊急初動特別班初動訓練】 緊急初動特別班員は、緊急時に対応を求められる職員であり、毎年の訓練は必要不可欠である。仮に他の業務等の事情等を考慮するとしても、指定される全員が訓練に参加することが望ましい。	82 頁
24	危機管理政策課、防災課		意見	【岐阜県庁の被災想定訓練】 これまで県庁が豪雨災害や複合的災害によって被災したことを想定した総合防災訓練や図上訓練が実施されていないのであれば、新県庁舎の機能を踏まえ、専門家からの訓練の必要性や訓練方法について意見を踏まえ、災害対策本部の移設を想定した具体的な訓練を計画し、実施することが望ましい。	83 頁
第 3 防災課			指摘 9 意見 6		
25	防災課	指摘		【協定に定める名簿の未提出】 協定に基づき、毎年 1 回、リーダーハムの名簿を県に提出させるべきである。	94 頁
26	防災課	指摘		【協定に定める訓練の未実施】 協定に基づき、毎年 1 回、給水訓練をするか、あるいは、毎年 1 回の給水訓練が必要ないのであれば、必要に応じて給水訓練以外の訓練で代替できるよう協定の見直しを図るべきである。	94 頁
27	防災課		意見	【協定に定める訓練の未実施】 平成 16 年度以降の協定について不備が生じている可能性があるため、他部局にも注意喚起を促し、適切な運用となるように働きかけを行うことが望ましい。	95 頁

28	防災課		意見	【鹿児島県との連携に関する業務】 予算措置を講じて鹿児島県との連携を強化する取組をしている以上、地域防災計画などにおいて連携について記載するのが望ましい。	95 頁
29	防災課	指摘		【被害情報集約システムに関する業務】 検査調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。	97 頁
30	防災課	指摘		【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 事実確認調書】 事業確認調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。	100 頁
31	防災課	指摘		【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 実績報告書提出前の完了確認】 完了確認においては、報告書等の書類の審査が予定されていること、補助金交付要綱上、完了確認が実績報告書の提出を受けた場合に行うものとされていることを踏まえ、完了確認は、実績報告書の提出を受けてから行うべきである。	101 頁
32	防災課	指摘		【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 提出期限の定め】 岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱における実績報告書の提出期限の定めによると、契約の属する年度の末日までに、完了確認をすることができない事態が生じるため、要綱を改めるべきである。	102 頁
33	防災課	指摘		【岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金 実績報告書の添付資料】 実績報告書には、「事業着手年月日」覧記載の着手年月日を確認することができる資料を添付させるべきである。	102 頁
34	危機管理政策課、防災課		意見	【危機管理部研修】 危機管理部研修については、防災に携わる職員が防災に対する専門知識を習得するために必要な研修である。部内全体や部外の対象職員の研修受講率を確認する為にも、出席の有無を確認することが望ましい。	104 頁
35	防災課	指摘		【災害マネジメント支援職員養成研修】 可能な限り多くの職員が参加すべきである。また、欠席した者に対して、後日、資料を渡して独学させるのであれば、レポートの提出を求めるなど、欠席者の学びを確保する対策をとるべきである。	105 頁
36	防災課		意見	【防災士を含む地域防災リーダーの育成】 公費で防災士の資格を取得した職員については把握するのが望ましい。	107 頁
37	防災課		意見	【デジタル版災害・避難カードに関する業務】 カードの作成数や辿り着いたページへのアクセス数など、利用数が確認出来る情報が得られる仕様によりホームページを作成するのが望ましい。	109 頁
38	危機管理政策課		意見	【被災自治体からの関係人調査】 小規模な市町村は、県の窓口情報や備蓄品の情報などは、十分に確認していない状況も存在することが懸念されるため、発災時においては、県の職員においては、現場のニーズを丁寧に聴取するなどの配慮を行うことが望ましい。	114 頁

39	防災課	指摘		【岐阜県災害対策マニュアル】 各地の県事務所が作成する支部計画について、安全性に疑問等が生じた際には、指導・助言する立場にある防災課は、適切な計画が作成されているかを確認し、適切な支部計画となるよう指導・助言すべきである。	115 頁
第4 消防課				指摘0 意見1	
40	消防課		意見	【教育訓練用資機材の無償貸与】 県が名古屋市に対し無償貸与する物品について、当該物品購入額に相当する金銭負担が他の県及び研修生の人数等に照らして相当であるか否かを判断できるようにするために、名古屋市との間で県が負担すべき金額に関する取り決めをし、文書にしておくことが望ましい。	126 頁
第5 岐阜県防災交流センター				指摘18 意見4	
41	防災課	指摘		【緊急初動特別班】 防災交流センター宿舍入居者は、一律緊急初動特別班として自動指定されることとなるため、本来であれば幹部職員もまた、緊急初動特別班に指定すべきである。 また、緊急初動特別班の役割を確認したうえで、幹部職員も他の職員と同様に緊急初動特別班の一員とするのか、他の活動に従事すべきと判断するのであれば、緊急初動班の指定に関する規定を見直し、発災時の対応に沿った規程等を定めるべきである。	128 頁
42	危機管理政策課	指摘		【研修の開催】 今後も、岐阜県防災交流センターについて、研修を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に研修を実施すべきである。	129 頁
43	危機管理政策課		意見	【展示物の見直し】 今後も、岐阜県防災交流センターについて展示を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に展示の見直しをすることが望ましい。	130 頁
44	危機管理政策課	指摘		【展示物の見直しにかかる資料】 展示の見直しは重要な事務であり、展示の見直しに関する決裁資料等文書を作成すべきである。	130 頁
45	危機管理政策課		意見	【来館者数の把握】 来館者数を意識することが望ましい。	130 頁
46	危機管理政策課	指摘		【会議室の利用】 利用団体数、利用実績数ともに低調で有効活用がなされていないため、有効活用がなされるよう、改善を図るべきである。	131 頁
47	危機管理政策課	指摘		【会議室の貸出・貸出要綱】 従前の会議室の利用について地方自治法の規律を前提に必要な措置を講ずるとともに、会議室の貸出について規律したと認めるのが相当な「岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱」は改定するなど適切に対応すべきである。	132 頁
48	危機管理政策課	指摘		【県職員の利用】 目的外使用許可の手続を適切にすべきである。	133 頁

49	危機管理政策課		意見	【県職員の利用の際の変更手続】 会議室の利用変更等の手続について、明確化することが望ましい。	133 頁
50	危機管理政策課	指摘		【情報公開】 公の施設の開館情報は住民にとって重要な情報であるから、正しく情報を提供すべきである。	133 頁
51	危機管理政策課	指摘		【ホームページの更新】 ホームページの更新に関する決裁手続に際しては、更新日も含め、正確に処理すべきである。	134 頁
52	危機管理政策課	指摘		【時間外利用】 要綱に従えば、時間外の利用は認められないところ、利用者の事情により要綱の規律に反してでも変更を認めたのであればどのような事情で認めたのか記録が必要である。適切に公文書を作成すべきである。	135 頁
53	危機管理政策課		意見	【時間外利用の周知】 開館時間を変更するのであれば、あらかじめ、ホームページ等において対外的な周知を行うことが望ましい。	135 頁
54	危機管理政策課	指摘		【鍵の管理】 鍵の管理及び会議室の利用時間の管理を適正にすべきである。	135 頁
55	危機管理政策課	指摘		【目的外使用許可団体による使用部分外のスペースの利用①】 行政財産が権限なく占有された場合には、本来であれば目的外使用許可の対価である使用料が発生する場所であるか否かを問わず、損害賠償請求権を取得することになると考えられるから、事実関係を確認の上、適切に対応すべきである。	137 頁
56	危機管理政策課	指摘		【目的外使用許可団体による使用部分外のスペースの利用②】 岐阜県公文書規程に則り、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう書類を作成すべきである。	137 頁
57	危機管理政策課	指摘		【目的外使用許可団体以外の団体の利用】 目的外使用許可の事務を適切に行うべきである。	138 頁
58	危機管理政策課	指摘		【物品の保管】 会議室の管理を適切に行うべきである。	139 頁
59	消防課	指摘		【寄付】 寄付採納の手続をすべきである。	139 頁
60	消防課	指摘		【寄付採納の手続】 適切に公文書を作成すべきである。	139 頁
61	危機管理政策課	指摘		【指摘 所有者不明物品】 所有関係を明らかにした上で、県所有のテレビでない場合には、所有者に対して撤去を求めるべきであり、県所有のテレビであれば廃棄等会計規則に則り適切に対応すべきである。	140 頁
62	危機管理政策課	指摘		【指摘 偽装請負の疑い】 発注者である県が受注業者の労働者である駐在管理人に対して直接指示をすることは、偽装請負と評価されかねないことから、適切に仕様書の内容等を改めるべきである。	141 頁
第6 清流の国ぎふ防災・減災センター					指摘1 意見4

63	防災課	指摘		【負担金】 収支決算書だけでは支出が適正になされているかどうかを判断することができないため、経費に係る支払関係書類等も提出させるべきである。もっとも、年間の支払関係書類は膨大な量となるため、上記要綱に従った運用が実態にあわないのであれば、上記要綱を、実態に即して改訂すべきである。	148 頁
64	防災課		意見	【物品の所有関係】 インフォメーションディスプレイなど、岐阜県の他部署においても利用可能と思われる物品が含まれていることから、少なくとも、消耗品以外で将来的に岐阜県の他部署において利用する可能性のある物品については、岐阜県において購入し、岐阜大学に貸与する形を検討することが望ましい。	149 頁
65	防災課		意見	【調査研究】 岐阜県は、清流の国ぎふ防災・減災センターの調査研究の対象について要望を出すなどして積極的に関与することが望ましい。	150 頁
66	清流の国ぎふ防災・減災センター		意見	【事業実績の記録化】 助言内容についても記録化することが望ましい。	150 頁
67	防災課		意見	【ウェブサイト】 「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座(入門編)」の受講案内が適切に表示されておらず、受講を検討する人にとっても親切ではないため、修正することが望ましい。 また、防災士養成講座について、岐阜県内の一部市町でも受講できる場合がある旨の案内をすることが望ましい。	150 頁
第7 防災航空センター		指摘1 意見1			
68	防災航空センター		意見	【備品管理台帳】 備品のうち救護器具や自己確保器具などについて、「備考(耐用期限等)の記載欄」に耐用年数を記載することが望ましい。	163 頁
69	防災航空センター	指摘		【物品管理】 将来的に使用する予定があるのであれば、「廃棄予定 使用不可」との誤解を与えるシールを張って管理をするべきではない。	164 頁
第8 岐阜県広域防災センター		指摘6 意見10			
70	防災課		意見	【施設管理】 不特定多数の者が出入りする公の施設においては、施設内の鍵について、鍵の管理簿を作成することが望ましい。	168 頁
71	防災課	指摘		【遺失物の管理】 遺失物法及び遺失物取扱要領に則った処理をすべきである。	168 頁
72	防災課	指摘		【開館日、開館事案の変更】 管理規則第2条2項、第3条2項に基づき開館日や開館時間を変更する場合には、少なくとも部長決裁を受けるべきである。	169 頁
73	防災課	指摘		【プログラム策定と情報発信①】 利用者の属性に応じた防災プログラムを策定し、県民の防災知識向上を図るべきである。	170 頁

74	防災課		意見	【プログラム策定と情報発信②】 フロアガイド、イベントの案内、見学予約、アクセスが一覧できるようなホームページとすることが望ましい。また、プログラムを複数策定した上で、ホームページ上において、どれ位の時間で、どのような体験ができ、どのような効果が期待できるかについても明示することで、来館へと繋げることが望ましい。	170 頁
75	防災課		意見	【企画の立案】 防災教育に対する需要は高く、岐阜県広域防災センターが果たすべき役割は重要である。岐阜県広域防災センターは、魅力的な企画を立案して来館を促し、もって県民の防災知識の向上を図ることが望ましい。	172 頁
76	防災課		意見	【事業評価】 現状を分析したうえで、適切なKGI（目標達成指標）を策定し、目標と現状のギャップから対処すべき課題を検討したうえで、KPI（重要業績評価指標）のための実行計画を策定していくことで、PDCAサイクルを回していくことが望ましい。	172 頁
77	防災課	指摘		【アンケート】 施設利用者の満足度等を調査するためのアンケートを、継続的に実施すべきである。	173 頁
78	防災課		意見	【ランドデザイン】 広域防災センターと防災交流センターのそれぞれの位置づけや役割を明確にしたうえで、両センターの中長期的なランドデザインを策定するのが望ましい。	173 頁
79	防災課		意見	【地震体験車①】 災害時の電源供給車として使用する必要が生じた場合の、地震体験車としての貸出と電源供給車としての使用の優先関係やその決定権者、電源供給車として貸し出す場合の手続などについて、具体的ルールを策定することが望ましい。	175 頁
80	防災課		意見	【地震体験車②】 多数の再現地震や想定地震を取り揃えているのであれば、メニューを偏らせることなく、イベントや防災訓練、教育の目的に合わせてその効果を最大限高めるため、メニューを適切に使い分け、地震体験車の能力を十分に引き出す工夫をすることが望ましい。	175 頁
81	防災課		意見	【不測事態の想定】 センター自体が被災した場合のシミュレーションを実施することが望ましい。	176 頁
82	防災課		意見	【備蓄計画】 備蓄しておく防災資機材の種類や数量について、防災会議や専門家の意見を求めたうえで、明確にすることが望ましい。	176 頁
83	防災課		意見	【岐阜県防災資機材運用要綱】 管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を防災資機材要綱の別表に反映するのが望ましい。	177 頁

84	危機管理政策課・防災課	指摘		【防災資機材の点検】 防災資機材として保管されている物品は、複数の課にまたがっていることから、各担当課と協議の上、点検回数や点検方法等について適切な管理方法を定めて規約・マニュアル・点検簿等を作成すべきである。	178 頁
85	防災課	指摘		【防災資機材の情報管理】 県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。	179 頁
第9 消防学校		指摘5 意見 11			
86	消防学校		意見	【チェーンソー及びエンジンカッターの取扱いに係る消防団員の教育訓練】 安全上及び発災時における確実な救助資機材の運用という観点から、より多くの消防団員に対して訓練が実施されるよう、全県的・中長期的な目標・訓練計画を策定し、これを実行することが望ましい。	191 頁
87	消防学校	指摘		【訓練施設の使用実績①】 消防学校は、防災重点化事項③の遂行として、各訓練施設の使用を、より積極的に推進し、各消防本部における訓練実施率の向上を図るべきである。	193 頁
88	消防学校		意見	【訓練施設の使用実績②】 各消防本部におけるこれまでの各訓練施設の使用実績等を踏まえた上で、訓練・習熟度に地域差が生じないように、その利用方法・優先度を考慮した全県的・中長期的な訓練施設使用計画を策定し、これを実行することが望ましい。	194 頁
89	消防学校		意見	【施設の一般公開】 消防学校は、その設置目的に反しない範囲で、県民の防災意識の向上等を事業とする岐阜県広域防災センターを主とし、同センターを補助・連携する態様で、広く県民全般を対象とする消防学校施設の利用方法（施設見学や危険性の低い放水体験等）を検討することが望ましい。	195 頁
90	消防学校	指摘		【建物登記】 公有財産につき、その登記年月日を定期監査資料へ正確に記載すべきである。	196 頁
91	消防学校		意見	【図書館】 昨今において入校者の利用が認められない図書館においては、時勢に合った有効な施設として運用を開始すべく、具体的な計画を図ることが望ましい。	197 頁
92	消防学校・防災課		意見	【管理・運営】 消防学校と防災課（広域防災センター）とで、電気料金等を分別してそれぞれ支出し、各定期監査資料に記載することが望ましい。	197 頁
93	消防学校	指摘		【管理・運営】 長らく使用せず、修理予定もない消防車については、不用の決定をした上で、売却い又は廃棄を行い、善管注意義務の履行として、消防学校敷地内の整理及び清潔を図るべきである。	198 頁

94	消防学校		意見	【情報管理】 消防学校は、入校者等の個人情報を取得するに際して、同情報を消防学校における教育・訓練のみならず、業務統計の作成にも利用する旨を、個人情報取扱事務登録簿（消防関係職員等教育訓練に関する事務）等に明示することの要否及びその明示方法等を検討することが望ましい。	200 頁
95	消防学校	指摘		【入校経費の取扱い①】 消防学校は、県費と入校経費（預り金）との収支を明確に分別し、形式面での混同を回避する趣旨より、請求書の宛名と支出者（負担者）とを完全に一致させるべきである。	202 頁
96	消防学校		意見	【入校経費の取扱い②】 請求書の宛名と支出者（負担者）とを完全に一致させる具体的な方法としては、①入校経費管理委員会（権利能力なき社団）において発注する委託業務等に関する費用請求書の宛名を「入校経費管理委員会会長●●●●」名義とする方法、又は、②入校経費に関する入出金を、全て消防学校が県費とは分別した預り金として管理・処理するものとし、入校経費に関する費用請求書の宛名を「消防学校」名義とする方法（教育委員会における学校預り金事務処理に基づく公費・私費の分別に準じる方法）が考えられるところ、そのいずれの方法を採るかにつき、関係各部署と協議の上、その方針を早期に決定することが望ましい。	202 頁
97	消防学校		意見	【入校経費の管理】 通帳及び銀行印の管理や保管方法、事務の引継ぎ等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。	202 頁
98	消防学校		意見	【入校経費の繰越処理等】 入校経費の返金や繰越処理等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。	203 頁
99	消防学校		意見	【入校経費の監査】 入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状にも鑑みれば、その決算報告については、県による確認や消防学校職員以外の第三者による監査が実施されるよう、要綱・要領等において規定することが望ましい。	203 頁
100	消防学校		意見	【委託業者の選定】 事実上特定の事業者のみとの業務委託契約が長期間継続している現状においては、他事業者が見積参加を辞退する原因等を詳細に調査・聴取・分析した上で、選定業社の枠を広げることや、仕様書の内容を一部変更すること等を協議し、より低コストで高効率、充実した給食の提供事務を実施できるよう、その方策を検討することが望ましい。	204 頁
101	消防学校	指摘		【目的外使用許可】 消防学校は、食堂棟内の場所・施設を使用し、入校者の給食業務を行う委託業者対し、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。	205 頁
第3章 県土整備に関する県庁担当課				指摘9 意見14	
第2 道路建設課				指摘0 意見1	

102	道路建設課		意見	【指標の名称変更】 「主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率」について、岐阜県強靱化計画アクションプランの進捗を表現する指標であることが直感的に理解できるよう指標名称を変更し、指標の具体的な説明を記載することが望ましい。	214 頁
第3 道路維持課			指摘2 意見5		
103	道路維持課、危機管理政策課		意見	【強靱化計画の指標の統合】 第1期強靱化計画における旧指標のうち、特に目標達成率評価がC(25%以上～50%未満)又はD(25%未満)評価であったものについては、第2期強靱化計画における新指標化においても、引き続き未対策箇所を補足した上で、その進捗率等を把握・管理し、最終目標達成まで対策を完遂させることが望ましい。	228 頁
104	道路維持課		意見	【計画の進捗率】 特に進捗率が悪い指標については、その理由を分析した上で、残された期間で、最終目標値に到達できるよう、計画的に、重点的に事業を実施することが望ましい。	228 頁
105	道路維持課		意見	【社会資本メンテナンスプラン検討委員会の再開】 社会資本メンテナンスプラン検討委員会を再開し、もって同委員会が有する機能を最大限に引き出してこれを有効化し、限られた予算の中で、より効率的・効果的に道路維持管理等の実施を図ることが望ましい。	231 頁
106	道路維持課		意見	【道路維持管理の方向性】 限りある財源の中で、適切に、効率的に、そして持続的に道路維持管理を実施するために、どのような計画・指標に基づき実行すべきなのか等につき、外部識者等(「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」を含む。)の見解をも踏まえて早急に協議を図り、新たな方向性(新しい「岐阜県道路施設維持管理指針」の策定を含む。)を示すことが望ましい。	234 頁
107	道路維持課		意見	【穴ぼこの予防保全的な維持管理】 引き続き穴ぼこに対する補修(対処療法)を実施し、まずはその処理箇所数の減少を図った上で、岐阜県舗装補修最適化計画(平成28年3月)にいう、「従前の対処法的な維持管理から、予防保全的な維持管理に転換した場合、今後50年間で約54%のコスト縮減効果が期待できる」の実現を図ることが望ましい。	238 頁
108	道路維持課	指摘		【夜間パトロール】 岐阜県道路パトロール実施要領の記載が、実際の運用と齟齬が生じている。夜間パトロールのシステムへの入力の有無等を整理し、適切な実施要領に改めた上、各地土木事務所適切な運用を周知すべきである。	238 頁
109	建設政策課	指摘		【施設の一部の排他的占有・使用】 岐阜県建設技術協会に対して、ロッカーを設置する態様で、施設の一部を排他的に占有・使用することにつき、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。なお、新庁舎移転を契機として、フロア書庫内に物品(ロッカー)を設置し、会計ファイル等を収納するのに併せて、行政財産の目的外使用許可手続を行う予定。	243 頁

第4 河川課				指摘3 意見2	
110	河川課	指摘		<p>【書面決議】</p> <p>岐阜県水防協議会において、現状書面決議を行う根拠が存在しておらず、書面決議によって決議した内容が法的に認められない可能性がある。条例の改正を行い、書面決議を可能な状況を整理した上で、書面決議を行うか、速やかに協議会を招集し、協議会を実施すべきである。</p>	252 頁
111	河川課	指摘		<p>【知事の出席】</p> <p>岐阜県水防協議会において、会長の事前の指名については、委員のみが対象であり、県庁職員が代わりに職務を代行することは出来ない。</p> <p>過去の運用も確認の上、これまで議決した内容についての法的な瑕疵が存在しないよう、法令に則した適切な協議会を開催し、現状の水防計画等の改めでの承認等を行うべきである。</p>	253 頁
112	河川課		意見	<p>【スマートパトロールシステムの活用促進】</p> <p>「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、各土木事務所において行われた巡視結果の共有を図り、河川課から各土木事務所に対し、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。</p>	262 頁
113	河川課	指摘		<p>【水防倉庫の管理】</p> <p>各土木事務所の水防倉庫及び備蓄する水防資器材の現状を把握した上で、必要になった際にはすぐに市町村に提供できるように、水防資器材を整理して備蓄するよう各土木事務所を指導すべきである。</p>	263 頁
114	河川課		意見	<p>【水防資機材の再検討】</p> <p>水害発生時における有用性の観点から、水防倉庫に備蓄すべき水防資器材の種類、数量などを再検討することが望ましい。</p>	263 頁
第5 砂防課				指摘2 意見3	
115	砂防課		意見	<p>【八山系砂防総合整備計画における補修・改善計画】</p> <p>計画の改訂中とのことであるが、補修・改築の計画にあっては、今まで以上のペースをもって補修・改築計画を立てることが望ましい。</p>	269 頁
116	砂防課		意見	<p>【砂防施設点検結果の引継ぎ】</p> <p>平成 25 年度の点検においてC評価となった箇所については、令和 2 年の点検を踏まえた健全度評価において、C評価のまま据え置き、補修の対象とするなど、一定の配慮をすることが望ましい。</p>	272 頁
117	砂防課		意見	<p>【砂防施設健全度評価の公表】</p> <p>健全度評価の結果、C評価の中で県民への周知が特に必要と判断されるものについては市民に公表することが望ましい。</p>	273 頁

118	砂防課	指摘		【不適正事案への対処周知・職員負担軽減】 長期間違法状態の是正が完了していない不適正事案について、事案を放置しているわけではないことを県民に周知すべきである。また、緊急に防災措置を講ずる必要がないのであれば、定期的な巡視の頻度を減らし、土木事務所職員の負担を軽減すべきである。	278 頁
119	砂防課	指摘		【不適正事案への対処】 砂防指定地内行為許可を受けた者に対する監督処分について、その相続人に対して改めて監督処分をすべきである。また、砂防指定地内行為許可を受けていない者が行った違反行為に対する措置命令については、違反行為者の相続人に措置命令の効力が及ばず、新たに相続人に対して措置命令を行うこともできないため、違反行為者との連絡を密にし、生存中には是正措置が完了するよう、指導を徹底すべきである。	279 頁
第 6 農林事務所に関する防災事業				指摘 2 意見 3	
120	森林保全課		意見	【指標の達成率】 森林保全課が所管する施策の達成率は 100%ではあるものの、今後の災害予防のための治山の事業の推進を検討する際には、他課の施策の状況にも配慮した施策を検討することが望ましい。	286 頁
121	森林保全課		意見	【治山施設整備計画の目標値見直し】 計画年度は、令和 6 年度まで存在しているが、令和 3 年度で目標値を達成している。。目標値の設定の見直しを検討し、増加の必要があるのであれば、より一層の対策推進を行うのが望ましい。	289 頁
122	森林保全課		意見	【事業計画等の見直し】 災害発生箇所の早期復旧のため、優先的な対応は当然であり、今後も発生するであろう災害を予測し、事業計画を立てることは困難と理解するが、事業効果の早期発現と年度内の予算執行率を高められるよう、事業計画等を見直すことが望ましい。	290 頁
123	森林保全課	指摘		【治山施設点検業務特記仕様書の遵守】 治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うよう各地農林事務所の担当課に確認し指導すべきである。 特に前回調査において B とされたにもかかわらず C と評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。	292 頁
124	森林保全課	指摘		【点検対象外の治山施設についての記録】 健全度評価に変わりがない以上は、健全度評価に合わせた評価を行うよう指導し、点検対象外であることについては、その旨が記録できるように治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を改めるべきである。	293 頁
第 4 章 各地の防災体制				指摘 109 意見 90	
別紙 1 ないし 3 の「指摘事項・意見事項の一覧表」と、別紙 4 「第 4 章 各地の防災体制における指摘・意見一覧表」のとおり					
第 5 章 その他の防災関連事業				指摘 0 意見 11	

第2 清流の国推進部の事業					
125	外国人活躍・共生社会推進部		意見	<p>【講座受講者数の目標値】</p> <p>目標値の算出根拠は明確にする必要があるが、事業の目的を踏まえると受講者数を目標値として設定するのではなく、外国人防災リーダー人材リストの登録者数を目標値として設定することが望ましい。</p>	525 頁
126	危機管理政策課		意見	<p>【「要配慮者支援の推進」に関する事業の進捗管理】</p> <p>進捗管理が、代表する事業のみとなるのか、個々の事業ごとになっているのかの差は、危機管理政策課からの問い合わせに対する、部の回答によって異なっていると思われるが、より実効性を挙げるべき事業については、事業の細目ごとに進捗を管理することが望ましい。</p> <p>そもそもの事業目標の設定の意義に立ち返り、代表的な事業のみで管理を行うのか、細分化した事業で進捗管理を行うべきかどうかを検討した上で、担当課の意見も確認した上で指標を管理する事業の整理を行うことが望ましい。</p>	526 頁
第3 健康福祉部の事業					
127	医療福祉連携推進課		意見	<p>【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける事業目標設定】</p> <p>岐阜県強靱化計画アクションプランと予算要求書に同一事業を掲載する以上、岐阜県強靱化計画アクションプランの事業目標を設定しない特段の理由はないため、岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、事業目標を設定することが望ましい。</p>	527 頁
128	医療福祉連携推進課		意見	<p>【要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金】</p> <p>本事業は、緊急時における生命に関連する事業であり、必要台数を把握し、予算も確保されているのであれば、速やかな事業の推進が必要であると考え。予算要求資料における目標値からしても目標値には及んでいない。</p> <p>このような状況は、補助事業であり市町村における事業の推進とも関係すると考えられるが、設置が進行しない原因等を検討し、必要な設備が設置できるよう進捗を図ることが望ましい。</p>	528 頁
129	高齢福祉課		意見	<p>【友愛訪問活動の実施状況の確認】</p> <p>岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて本事業をアクションプランの一つとして位置づけるかどうかを再度検討するのが望ましい。</p> <p>仮に岐阜県強靱化計画アクションプランとして事業を位置づけるのであれば、目標値達成のために、友愛訪問活動の実施率を上げる取組を行うことや、実際の友愛訪問活動の実施状況を把握することが望ましい。</p>	531 頁
130	地域福祉課		意見	<p>【実績報告書の事業名称】</p> <p>所管課が把握する岐阜県の事業名称が、実際の実績報告書と異なることで事務処理上の混乱を招きかねない。実績報告書の記載を、国の補助金の名称で行うのであれば、県の補助金の名称も付記するなど名称の管理の行いやすい実績報告書にするのが望ましい。</p>	534 頁

131	地域福祉課		意見	【岐阜県強靱化計画アクションプランの目標値】 開催回数を前提とするより、実際の受講人数が重要である と考える。発災時の対応として本来あるべき人数を想定した 上で、それらの目標に達成するための受講人数を目標値に設 定することが望ましい。	535 頁
132	障害福祉課		意見	【岐阜県強靱化計画アクションプランの管理】 岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、各課の行っ ている施策に関する予算状況を把握し進捗を管理しているこ とから、各課からの報告を正確に行い、適切な情報管理を行 うことが望ましい。	538 頁
第4 教育委員会の事業					
133	学校安全課 学校支援課		意見	【「命を守る」防災教育推進事業における指標】 必ずしも指標は一つしか設定できないわけではないことか らしても、行っている事業の実施によって目指すべき目標を 設定し、効果を測ることが可能な指標の設定を検討するのが 望ましい。	544 頁
第5 総務部の事業					
134	デジタル戦略推進課		意見	【事業目標の設定】 リアルタイムデータ提供プラットフォームは、民間におけ る活用が目的とされていることも含めれば、より広く利用さ れることも重要な目標であり、事業目標を整理し、目標値を 定めることが望ましい。	545 頁
135	デジタル戦略推進課		意見	【リアルタイムデータ提供プラットフォーム】 WEB-API の利用者数についても目標値を設定し、「リアルタ イムデータ提供プラットフォーム」の周知及び利用促進を図 ることが望ましい。	548 頁

参考報告一覧

是正・改善を求める指摘・意見だけでなく、参考になるとと思われる事例についても、参考報告として、取り上げることとした。良い取組と思われる事例を参考にすることで、より良い事務が可能になると考えた。

番号	対象課	内 容	本編 頁
1	飛騨県事務所	<p>【衛星可搬局の動作確認】 飛騨県事務所においては、自主的な点検として、管理業者による点検とは別に、衛星可搬局の動作確認を3か月に1度、防災担当職員で行っており、有事の際の速やかな使用が可能となるよう普段から心がけている。 このような対応は、他の県事務所では確認できなかったが、発災時に備えた有効的な取組であることから参考報告とする。</p>	78 頁
2	危機管理政策課	<p>【防災訓練の記録】 原子力防災訓練に関しては、実施内容や専門家による講評等を具体的に記録化し、過去における防災訓練の具体的実施内容も記録化されており、過去の取組状況を検証することが可能な状況であった為、総合防災訓練等に反映させる意味でも参考報告とする。</p>	82 頁
3	清流の国ぎふ防災・減災センター	<p>【危機管理マニュアル】 令和3年度において、岐阜県教育委員会の学校防災体制支援事業として、岐阜県教育委員会から、清流の国ぎふ防災・減災センターに危機管理マニュアルの見直しを依頼した。清流の国ぎふ防災・減災センターにおいて、県立学校66校 特別支援21校の見直しをした。見直しの結果、避難場所などの多数の指摘を受け、全学校において、危機管理マニュアルの改訂が行われた。 見直しのための予算は計上されていたが、結果的に支出はなされず、無償で見直しを実施された。 清流の国ぎふ防災・減災センターの知見が活用された事案であり、参考報告とする。また、結果的に費消負担なく実施されており、業者委託等に比して経済的な方法であったといえる。</p>	151 頁
4	防災課、清流の国ぎふ防災・減災センター	<p>【ウェブサイトにおける動画等の紹介】 清流の国ぎふ防災・減災センターでは、同センターのウェブサイト上の「げんさいライブラリ」において、県内で防災・減災の報道・放送を手掛ける各種メディアの有志団体である「ぎふメディアミックス」による防災・減災活動に関するラジオ番組や、過去に開催したげんさい楽座の動画、岐阜県が防災啓発番組として作成した「防災探検隊」の動画等の動画を紹介している。 県民の防災・減災に関する知識修得に資する取組みであり、参考になる。</p>	152 頁

5	消防学校	<p>【各種防災計画等における重点化事項への取組】 各種防災計画等における重点化事項であるブルーシート講習につき、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、1日・6時間・14人という実績であったが、令和3年度からは、確実に教育訓練の実施が図られるよう、専科教育（警防科、救助科）の中の1コマとして位置付けられた。</p> <p>各種防災計画等における重点化事項を、法定された教育訓練に組み込むことによって、その実施を確実なものとする本取組については、参考として報告する。</p>	190 頁
6	消防学校	<p>【新入消防団員に対する訓練のサポート】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新入消防団員教育の実施が進まない中、消防学校は、新入消防団員に対する出前講座を実施し、その訓練のサポートを開始している。</p> <p>出前講座の取組みは、消防団員に対する教育・訓練の実施という消防学校の本来的役割の履行のみならず、各種防災計画等において重点化事項とされている「消防団員の人材確保」にも資する活動と言える。したがって、コロナ禍における施設外での能動的・積極的な消防学校の同取組実績を、参考として報告する。</p>	191 頁
7	農地整備課	<p>【農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）】 農業用ため池のタイムラインは、他県にない取組であり、外部委員の意見を参考に取り入れるなど積極的な防災への取組であるだけでなく、目標値の設定においては、課題とされるため池の全数を計画期間内に対応すべきため池に位置づけた具体的な計画を定めている。</p> <p>このような具体的な目標設定と計画は、他の防災事業の目標設定や計画においても参考になるため、参考報告とする。</p>	299 頁
8	防災課	<p>【災害対策本部】 災害対策本部と災害対応部局の活動場所が一体となることで、これまで以上に緊急時の速やかな対応が可能となっている。今後、各地の県総合庁舎の改装などが行われる際には、発災時の支部機能も考慮し、緊急時の使用状況にも配慮した執務室を設置することは、防災の観点から有効である為、参考報告とする。</p>	314 頁
9	防災課	<p>【防災倉庫】 庁舎の新築により防災備蓄品を保管する防災倉庫が改まり、機能面としても災害対策本部に隣接する場所に保管するなど、実際の使用を想定した適切な保管が行える状況となっている。</p> <p>保管物資については、改めて他所にある防災備蓄品と共に備蓄の状況を整理するとのことであり、これを機に、他の総合庁舎における防災備蓄品も実際の使用などを想定して適切な整理を行っていただきたく参考報告とする。</p>	315 頁

10	岐阜農林事務所	<p>【非常時における業務継続計画】</p> <p>岐阜農林事務所においては、令和4年度においては、課内の所属人数が多い林業課、農業普及課、農地整備課については、事務所独自の業務継続計画を策定し、新型コロナウイルス等により、職員が長期間不在となった場合に備えて、課内の誰が優先業務のどの作業を行うのかをまとめた業務継続計画を策定していた。</p> <p>他の農林事務所においては、本庁の人事課より作成依頼がなされている非常時優先業務一覧の作成を指示され、職員の6割が不在となった場合の優先業務をとりまとめた内容はあるものの、個々の職員にまで具体的に検討した業務継続計画は存在しなかったことから、具体的・有効的な取組と考え参考報告とする。</p>	333 頁
11	大垣土木事務所	<p>【水防倉庫の整理】</p> <p>大垣土木事務所の水防倉庫については、各資機材が、配置図によって定められ位置に、整序された状態で良好に保管されていたので、参考として報告する。</p>	362 頁
12	西濃農林事務所	<p>【ため池の利活用】</p> <p>農業従事者の顕著な減少により、ため池利用者の数は減る一方で、ため池の管理・修繕に要する費用は、ときに億単位の高額な費用を要するものである。歴史的な利水の経緯や人命の観点から、費用対効果のみで論ずべき問題ではないが、限られた財政という現実に鑑みれば、地域住民等の協議を重ねて一つ一つの課題を乗り越え、ため池の廃止に向けた施策を積極的に推進することには、相当程度意義があるものと考えられる。</p> <p>このような中、県営ため池「寺谷2号池」については、地域住民との協議・理解を得て廃止に至り、新たに地域住民憩いの場所として利活用の方針を見出したものであるため、一つの成功事例として参考に報告する。</p>	373 頁

13	恵那農林事務所	<p>【ため池巡回パトロール記録票】</p> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）は、所有者・管理者による県への届出を義務付けるとともに（4条1項）、県及び市町村は、相互に連携を図りながら農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めることとされている（3条1項）。そこで、令和3年度から、市町村の調査を補足するため、県でもため池等管理専門職を配置して市町村に情報提供するようになった。恵那農林事務所管内には、県内のため池の半分以上が所在しており、防災重点農業用ため池は640池にのぼることから、特に、ため池巡回パトロールの重要性は高い。</p> <p>令和3年度及び4年度の恵那農林事務所管内の「ため池巡回パトロール記録票」を閲覧したところ、必要十分な情報がよく整理されているうえ、現地への経路や所要時間も記録されており、次回のパトロール時に活用できるよう工夫されていた。また、パトロール結果は、その都度、市に記録票とともに情報提供されており、ため池巡回パトロールの趣旨目的を達するための取組みとして参考になるため報告する。</p> <p>なお、令和4年度現在、恵那農林事務所のため池等管理専門職は1名であり、令和3年度内に1巡目のパトロールを完了できていない。2巡目以降はより効率的にパトロールできるであろうことを考慮してもなお、パトロール業務を適切に実施するためには、専門職の人員増強も必要であることを付言する。</p>	466 頁
14	飛騨県事務所	<p>【防災資機材倉庫】</p> <p>飛騨総合庁舎の防災資機材倉庫に関しては、倉庫の表には災害用備蓄品の部屋や倉庫であることを示す表札や表示を行っており、倉庫内においても、保管している物品の配置図を置き、保管物品一覧を表示するなどの工夫がなされている。</p> <p>他の総合庁舎では、このような表示がなされていないが、これらの表示は、発災時において防災担当職員以外が、どこに防災備蓄品が存在し、何が保管されているかを確認する上で有用であり、参考報告とする。</p>	489 頁
15	古川土木事務所	<p>【倉庫】</p> <p>古川土木事務所内の各倉庫は、いずれも整理されており保管状況も良好であった。また、保管物については、管理表を利用して管理するなどの工夫がなされている。</p> <p>古川土木事務所が単独庁舎であり場所的余裕があることも理由の一つといえるであろうが、古川土木事務所のような資材等の管理方法は非常に有益であるから、参考報告とする。</p>	509 頁

16	学校安全課	<p>【危機管理マニュアル】</p> <p>学校防災体制支援事業として行われた危機管理マニュアルの改訂は、当初は年間の予算を計上していたが、県と岐阜大学で共同設置した清流の国ぎふ・防災減災センターの防災専門家から助言を受けたため、費用の発生はなく上記の事業を実施するにいった。</p> <p>このような事業費の軽減は、日頃からの県と大学における協力関係の効果であり、経済性が高く、また専門家による助力が得られた点でも評価すべき事であり参考報告とする。</p>	542 頁
----	-------	--	----------

別紙 1 「指摘事項・意見事項の一覧表（県事務所）」

指摘・意見の骨子

1	1 物品管理	防災備蓄倉庫	<p>① L1 の降雨があった場合にも浸水しない高さ・建物階層にて保管すべきである</p> <p>② L2 の降雨があった場合にも浸水しない高さ・建物階層にて保管すべきである</p> <p>③ 備蓄品は一か所に備蓄することが望ましい</p> <p>④ 防災倉庫であることを示す表示を入口にすべきである</p> <p>⑤ 防災倉庫内の照明は常に使用できる状態を保つべきである</p> <p>⑥ 保管場所の通気性を保つなど、適切に管理すべきである</p> <p>⑦ 倉庫に管理する物品については備蓄品リストに記載して管理すべきである</p> <p>⑧ 備蓄品の配置図を作成し目立つ場所に配置することが望ましい</p> <p>⑨ 使用量の記録は正確に行うべきである。</p> <p>⑩ 災害備蓄食料、飲料水については有効活用を検討することが望ましい。</p> <p>⑪ 保管すべき防災用備蓄品の目的及び必要数について明確にすべきである</p> <p>⑫ 防災備蓄品の定期点検及びその記録をすべきである</p> <p>⑬ 防災備蓄品の定期点検に関する要綱を定めることが望ましい</p> <p>⑭ 衛星可搬局を扱える職員の増加を図ることが望ましい</p> <p>⑮ 防災課作成の「岐阜県保管防災資機材一覧」記載の資機材と各事務所が備蓄している資機材が同一になるようにすべきである</p> <p>⑯ 日本赤十字社の所有する災害救援物資は、日本赤十字社が目的外使用許可を得て設置している倉庫内で保管すべきである</p> <p>⑰ 第三者の設置する倉庫内に保管されている県の防災備蓄品は、県の備蓄倉庫で保管することが望ましい</p> <p>⑱ 発動発電機の作動点検を実施すべきである</p> <p>⑲ 管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい</p> <p>⑳ 貸出の手続に違反した備品、貸し出し禁止の備品について、速やかな返却を求めべきである</p>
2	施設管理		<p>① 庁舎の場所が土砂災害警戒区域内であることから、支部の移転時期の判断基準についてマニュアルや計画を見直すべきである</p> <p>② 土砂災害発生時などにおける防災対策、事前予防としての減災対策の検討のため、庁舎裏山の現況確認をすることが望ましい</p>

別紙2「指摘事項・意見事項の一覧表（土木事務所）」

指摘・意見の骨子

1	事業計画	事業計画
2	契約関係	<p>① 土砂災害警戒区域内にあるため、災害の危険性を踏まえ、災害・危機管理等対応マニュアルを見直すべきである。</p> <p>② 土砂災害警戒区域内にあるため、岐阜県災害対策本部飛脚支部計画における支部機能の移転時期等を見直すべきである。</p> <p>③ 道路整備事業において、工事休止が長期にわたることから、具体的な計画を策定することが望ましい。</p> <p>④ 優先順位の高い砂防施設整備について、県から地元への直接的な働きかけを引き続き行うことが望ましい。</p> <p>① 辞退率が高い理由を分析した上で、入札の単価設定等を協議・検討することが望ましい。</p> <p>② 予定価格と同額の入札が多い理由を分析し、一般競争入札の採用も含め、入札の価格設定や方法を協議検討することが望ましい。</p> <p>③ 失格判断基準価格の算出方法に関する研修等及び複数人での算出結果確認作業を実施し、入札無効が回避されることが望ましい。</p> <p>④ 入札金額について複数の同額グループがある場合は、積算内訳書を提出させて検査し、内訳書は記録し保管すべきである。</p>
3	点検業務	<p>⑤ 事務処理要領に従い、累積額が500万円以上となる場合には契約変更の手続をとるべきである。</p> <p>⑥ 設計書の作成に当たっては、周到な調査や測量を行い、事務処理要領の趣旨・運用を徹底すべきである。</p> <p>⑦ 設計図書の作成にあたっては現地確認を十分に行い正確に行い正確に作成すべきである。</p> <p>⑧ 当初計画段階で、計画の対象とする箇所が過去の補助金交付事業による対象箇所であるか等を調査して設計に臨むべきである。</p> <p>⑨ 変更契約の許否を検討するに際しては、事務処理要領から適切なものを選択した上で、その該当性を検討すべきである。</p> <p>⑩ 業者から提出された延長申請書の記載を確認し、正しく修正させるべきである。</p> <p>⑪ 履行期間の延長を認める場合、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を提出させるべきである。</p> <p>⑫ 変更内容の承認を受けた後に、速やかに変更契約をすべきである。</p> <p>⑬ 随意契約理由書内の具体的な説明について、適切に記載するべきである。</p> <p>⑭ 随意契約の理由の見直しを行い、随意契約理由の内容が適切であるかの検討を行うことが望ましい。</p> <p>⑮ 契約内容に従い、除雪業務委託業者の「指定」（情報を伝えること）をするべきである。</p> <p>① 異常箇所の措置状況につき、その完了まで進捗管理を行うべきである。</p> <p>② 河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。</p> <p>③ 「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、巡視結果や対応状況を記録共有することが望ましい。</p> <p>④ 不法な工作物の設置については、設置者を確認の上、法令にも基づいた適切な対応をすべきである。</p> <p>⑤ 設置者不明の危険性のある工作物について、当該工作物が利用できないよう具体的な対策をすることが望ましい。</p> <p>⑥ 一覧表と個別点検カルテとの間で表記の齟齬があるため、表記は正確に行い、誤った表記は速やかに訂正すべきである。</p> <p>⑦ 進入・調査不能な砂防指定地等については、別ルートで一般車両の進入が可能の場合は、監視を実施すべきである。</p>
4	不動産	<p>① 優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（KPI）を定めた上で、着実に登記処理を進めていくべきである。</p> <p>② 市町村と連携して、未登記土地の課税関係を確認し、県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。</p> <p>③ 市町村と連携して、未登記土地の課税関係を確認するのが望ましい。</p> <p>④ 契約の当事者と登記名義人が異なるため、権利の存否を確認すべきである。</p> <p>⑤ 原因証書等の未登記土地に関する資料は慎重に保管すべきである。</p> <p>⑥ 原因証書が存在しない場合は、現所有者と再度協議して権利の存否を確認するとともに、今後の問題を再検討すべきである。</p>

			原因証書の有効性など、より有効的な未登記土地への対処方法を法的専門家も交えて対応を検討することが望ましい。 過去の公共用地取得台帳で未登記のものについて、未登記のままかどうかについて事前に確認した上で発注すべきである。
		不適正事案	違法行為に対して、履行勧告を繰り返すのではなく、費用対効果等を踏まえ行政代執行等の手続を検討することが望ましい。 具体的な対処方法の計画を定め、関係機関が一致して早期の違法状態の是正をより強く求めていくべきである。 不適正事案は、定期監査資料に記載し、その経過・進捗状況も含めて毎年監査を及ぼすことが望ましい。
5	動産	倉庫関係	水防計画の内容を確認すると共に、計画に従った資材の保管を行うか、水防計画の不必要な資器材を訂正すべきである。 水防資器材について、利用可能かどうかも含め見直しを行うとともに、配置図等により物品の整理を行うことが望ましい。 発災時のために、常日頃から物品の個数等は正確に把握・管理すべきである。
		物品管理	外部者が容易にアクセスできる場所でポーリング資材を保管することは避けるべきである。 通知の保管期間までポーリングコアを保管すべきである。通知が実情に即していない場合にはルールを変更すべきである。 ポーリングコア箱等は、保存期間の経過後、各自自治体の廃棄物処理法に基づき適切に処分することが望ましい。 ポーリングコア箱等を適切に処理し、防災資機材倉庫として効率的運用することを県事務所と協議・検討することが望ましい。 ポーリングコアを整理して管理するとともに、保管場所把握のために配置図等を整備することが望ましい。 衛星携帯電話の使用簿及び利用手続を定めたマニュアルを作成することが望ましい。
		修繕	貸与機械が毀損した場合の修繕について、マニュアル等を作成し、損害賠償請求の基準を明確にすべきである。
6	水防活動		水防実施概要報告書は、報告責任者が分かるように書式を見直し、報告者欄等を訂正すべきである。 水防当番勤務表の終了時間を記載すべきである。
7	その他	金銭管理	マニュアル通りに管理するか、実態に即したマニュアルに改定すべきである。 小口の現金管理において担当者による支払がなされている現状があるかどうかを確認の上、早急な会計規則の整理が望ましい。 金庫管理について速やかにルールに基づいた管理方法に戻すべきである。 現金出納帳について、引継書の確認等を徹底して誤りのない事務処理の引き継ぎを行うのが望ましい。
		労務管理	業務の平準化を図り、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。
		人材育成	次世代を担う職員の確保・育成にも、より積極的に取り組むことが望ましい。
		災害復旧工事	復旧工事をしたにもかかわらず再度発災した箇所については、復旧工事の検討方法などを検証し、今後の災害復旧の判断に活かすことが望ましい。
8	現地視察		崩壊場所があることなどが周囲から分かるように請負業者に立て看板を置くなどの注意喚起を徹底させることが望ましい。

別紙3「指摘事項・意見事項の一覧表（農林事務所）」

指摘・意見の骨子

1	治山事業	① 計画	治山工事に関する中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。	
		②	治山施設の修繕等を含む事業の優先順位付けについて、客観的・統一的な指標に基づき行われることが望ましい。	
		③	危険度Aの山地災害危険地区について、県から市町村への直接的な働きかけを強化することが望ましい。	
		④	危険度Aの山地災害危険地区について、治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。	
		⑤	治山事業の実施に伴う土地の使用及び工作物の設置承諾書に修繕に関する同意規定を設けることが望ましい。	
		⑥	治山施設の管理に関するマニュアルを作成すべきである。	
		⑦	治山施設台帳が更新された場合は、更新内容の詳細を確認・聴取・検証できるよう、更新者名を入力すべきである。	
		⑧	治山施設の点検結果を正確に記載すべきである。	
		⑨	委託業者が行った評価を変更するには、自ら現地確認した上で判断すべきである。	
		⑩	個別施設計画の対象外となったことを記録し、異常が確認出来たことは記録として残すべきである。	
2	ため池	① 人員補強	防災重点農業用ため池の改修等を進めるため、外部から人材を募る方法も含めて人員増強することが望ましい。	
		② 点検	ため池巡回パトロール記録票は、マニュアル等に従い、正確に作成・記録すべきである。	
		③	確認不可とされているため池について、パトロール実施可能な環境を整備し、実施すべきである。	
3	契約	① 入札	予定価格と同額の数額での入札が多い理由を分析した上で、入札の単価設定等を協議・検討することが望ましい。	
		②	辞退率が高い理由を分析した上で、入札の単価設定等を協議・検討することが望ましい。	
		③ 契約変更	設計図書作成の前提となる委託業務の結果に誤りがないか十分に確認すべきである。	
		④	設計図書の作成に当たっては、現地調査を含めた周到な調査や測量を行うべきである。	
		⑤	発注段階で機器が一般的な耐用年数を超えている場合は、機器の継続使用が可能かどうかを予め確認することが望ましい。	
		⑥	委託業者が作成した数量計算書の転記ミスが生じないよう、検算の徹底などの再発防止策を確認すべきである。	
		⑦	変更理由は、変更の要否が判断可能な程度に、具体的な記載を求め、また説明資料の添付を求めらるべきである。	
		⑧	工期変更（延長）の理由につき、交渉経緯報告書等の資料を添付して記録化すべきである。	
		⑨	治山工事工事の設計段階において、地権者協力の要否や制約の有無について、事前調査を行うことが望ましい。	
		⑩	委託業者に対するペナルティや責任追及の要否の検討等のため、業者とのやりとりは記録化すべきである。	
		⑪	委託業者の評定点に関し、判断経過を記録化しておくべきである。	
		⑫	設計業者に対し、変更契約を要した事実を共有し、同様の事態を繰り返さないよう指導することが望ましい。	
4	補助金	①	森林整備事業について事業者向けチェックシートの様式を整備し補助金申請書に添付させるべきである。	
		②	町が事業主体である集落環境保全整備事業の一環としての工事であっても、県の補助金交付決定の取消し及び補助金の返還に十分な留意を払うべきである。	
5	動産	① 物品管理	ポーンゴア箱等は、通知内容に従い、原則、業務完了日の次の年度から起算して5年間は保存すべきである。	
		②	金銭管理	マニュアル通り管理するか、実態に即したマニュアルに改定すべきである。
6	その他	① 労務管理	業務の標準化を図り、特定の職員に過度な負担が生じることのないよう対策を検討することが望ましい。	
		② 人材育成	次世代を担う職員の配置、育成、定着に積極的に取り組むことが望ましい。	
		③	交通事故	交通事故に対する注意喚起が徹底していないと思われる為、今後一層の注意を行うべきである。
		④		

別紙4 「第4章 各地の防災体制における指摘・意見一覧表」

施設名	所在地	県事務所				土木事務所				農林事務所						指摘	意見		
		物品管理	施設管理	事業計画	契約関係	点検業務	土地	動産	水防活動	その他	現地視察	治山事業	ため池	契約	補助金			動産	その他
1 岐阜県庁	岐阜市																		
2 岐阜土木事務所	岐阜市				②④⑩⑫	②④	①②③⑦⑧⑩	①⑨	①	④	①							11	6
3 岐阜農林事務所	岐阜市												①⑥				④	3	3
4 西濃総合庁舎	大垣市	①③⑩⑬																2	3
5 大垣土木事務所	大垣市				①②③⑥	①③⑦	①②⑨⑪	③⑥⑦		⑤⑥		②⑦	②③	①②④④⑧	①			6	10
6 西濃農林事務所	大垣市																	7	5
7 揖斐総合庁舎	揖斐川町				②③⑨													2	1
8 揖斐土木事務所	揖斐川町				⑤⑦⑨⑨	①③	①②④	②⑤⑨						①③⑩⑪	②			10	3
9 揖斐農林事務所	揖斐川町																	3	2
10 中濃総合庁舎	美濃市	④⑧⑫⑬																2	2
11 美濃土木事務所	美濃市				②	②	①②	②⑥⑧									3	4	
12 中濃農林事務所	美濃市										①④⑩		①⑦⑨				2	4	
13 郡上総合庁舎	郡上市	④	①②														2	1	
14 郡上土木事務所	郡上市				②⑬⑮		①②	②④⑧									5	3	
15 郡上農林事務所	郡上市												①				1	3	
16 可茂総合庁舎	可茂郡																2	2	
17 可茂土木事務所	美濃加茂市					①	①②										3	0	
18 可茂農林事務所	美濃加茂市																0	4	
19 東濃西部総合庁舎	多治見市	④⑤⑦⑧⑩															2	3	
20 多治見土木事務所	多治見市			④			①②⑤⑨⑩	②④									5	3	
21 東濃農林事務所	多治見市													①			3	1	
22 恵那総合庁舎	恵那市	④⑬⑯⑳															3	1	
23 恵那土木事務所	恵那市			④		③	①②⑤⑨	②⑨	②								4	5	
24 恵那農林事務所	恵那市												⑫				1	3	
25 下呂総合庁舎	下呂市	①															1	0	
26 下呂土木事務所	下呂市			③	⑫	①⑤	①②	⑥		①							5	3	
27 下呂農林事務所	下呂市																1	2	
28 飛騨総合庁舎	高山市	⑫⑬⑱⑳㉑	①													①	4	2	
29 高山土木事務所	高山市				②④	①⑥	①②⑥	②⑥									7	5	
30 古川土木事務所	飛騨市			①②	②④⑧	①	①③⑥	⑩									8	2	
31 飛騨農林事務所	高山市												①⑤				1	4	